# 2 0 2 1 **宋院選 次院選 政策集** MANIFESTO

公明党

# 日本再生へ 新たな 挑戦。 一日も早いコロナ禍からの再生と だれもが希望を持ち安心してくらせる 日本の未来のために 公明党は、挑戦します。

### 日本再生へ 新たな挑戦。

~危機を克服し、希望と安心の社会へ~

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大 によって、日本社会はこれまで経験した ことのない危機に直面しました。

長期にわたり国民の命と暮らしが脅かされ、とりわけ、子育て世帯や女性、非正 規労働者などの生活に大きな影響が及ん でいます。

加えて、日本社会がもともと抱えていた 貧困・格差、社会的孤立、少子高齢化、 感染症対応の脆弱性、デジタル化の遅れ などの課題も浮き彫りとなりました。

危機を克服し、力強い日本の再生へ、公 明党は挑戦を続けます。

感染収束までの当面の間は、病床確保や 適切な療養体制の構築とともに、雇用維 持や事業継続を支援し、命と生活を守る 取り組みに総力を挙げます。

その上で、コロナ禍が国民生活に及ぼした教訓を生かしつつ、人類の生存を脅かす感染症危機や気候変動、大規模災害などから国民の命と暮らしを守り、持続可能で強靱な社会の構築をめざします。

経済の本格的な復興へ、傷んだ生活と事業の立て直しを急ぐとともに、デジタル 化やグリーン化を通じて、日本社会の新たな成長と活力を生み出し、コロナ前よりも豊かで便利な社会をつくります。

誰一人取り残さないとの理念のもと、社会的孤立を防ぎ、多様性を尊重しつつ、一人ひとりの活躍を後押しし、誰もが希望を持ち、安心できる社会の構築に全力で取り組みます。

公明党代表 山口那津男



お年寄りらが生き生きと働く現場を視察する山口代表=2019年7月 愛知県内



東京の大規模接種センターを訪れ、説明を聞く山口代表ら=2021年5月 東京都内

# 感染症に強い日本へ

将来の感染症危機に備え、ワクチン・治療薬の早期開発・実用化や、感染拡大時でも適切 な治療が受けられる医療提供体制の再構築を行うなど、国民の命と健康を守る体制を 抜本的に強化します。

### 感染症に 強い日本へ



医療従事者向け先行接種を視察する山口代表ら=2021年2月 東京都内

# ワクチン・治療薬の 開発・実用化の促進

- ●感染収束の切り札となる国産ワクチン・治療薬の迅速な開発・実用化を国家戦略に位置づけ、必要な法整備を行うとともに、早期に実用化を図ります。国内での研究開発から、安全性の確認、迅速な承認、円滑な生産・備蓄までを全面的にサポートする体制強化を行います。
- 新型コロナのワクチン接種について、感染状況も踏まえて来年も無料で実施します。また、ワクチン接種のスピードアップへ、接種の予約や記録管理などについて、デジタル技術を最大限に活用します。
- ●質の高い国産経口薬の開発を強力に支援し、早期の治療に十分な量を迅速に確保します。また、必要十分な原材料の確保を支援し、国内自給をめざします。

感染症に 強い日本へ



新型コロナ専用病院を視察する都議会公明 の各議員=2020年12月 東京都内

## 新たな危機管理体制の確立へ 感染症対策を担う「司令塔」のもと 医療提供体制を再構築

- ●感染拡大時でも「医療崩壊」を招かないよう、より強力な司令塔のもと、医療機関の役割分担や連携強化、病床や宿泊療養施設と医療従事者の確保などを迅速に行える体制をつくります。
- ●自宅・宿泊療養施設療養者に対する往診・オンライン診療・訪問看護の活用など医療提供体制を強化します。
- ●自宅療養者等の重症化を防ぐ「抗体カクテル療法」のさらなる展開・ 拡充と迅速に投与できる体制を構築するため、外来・往診での投与 に加えて、簡易な臨時医療施設の増設を促進し、その治療効果を高 めます。
- 保健所の機能強化を図るため、組織定員を含め財政上の支援を強化します。また、感染症対応ができる専門家の人材育成やデジタル化による業務の負担軽減等に取り組みます。
- ●医薬品等のサプライチェーンの実態を把握するとともに、個人防護 具の確保を含め、国による備蓄の推進や国内生産体制を強化するな ど安定供給を図ります。

3

### 効果的な検査体制の実施等

- ●感染が疑われる人や濃厚接触者など検査が必要な人が、迅速に質の高い検査を受けられるよう PCR検査能力の現状 1 日33万件から 100万件への大幅な拡充や抗原定量検査機器の増産など検査体制 を抜本的に強化します。また、クラスターの発生など地域における感染拡大を防止する必要がある場合には、幅広く検査を実施します。
- ●新たな変異ウイルスにも対応できるよう、迅速な水際強化措置を講ずるとともに、ゲノム解析による国内監視体制の強化に取り組みます。
- ●新型コロナに関する後遺症の実態把握や死因究明も含めて原因究明の調査・研究に取り組み、予防策や治療方法の開発を進めます。また、後遺症について地域で相談できる体制を整備します。



ポストコロナヘ 経済と生活の再生を

# ポストコロナへ 経済と生活の再生を

ポストコロナへ、コロナ禍から生活や事業を守る支援策に万全を期すとともに、事業の 立て直しと消費活性化を図る強力な支援や、新たな成長と活力を生み出すグリーン化・ デジタル化、人材投資などを通じて、経済の早期回復を図ります。

農福連携の取り組みについて説明を受ける山本(香)参院議員ら= 2020年2月 京都府内



全国市長会からコロナ禍の影響などに関する緊急要望を受ける山口代表=2020年7月

### コロナ禍から 国民の暮らしを守る

### 生活を支え、雇用を守ります!

- ●雇用を守る「雇用調整助成金」の特例措置等について、特に業況の厳 しい企業に引き続き配慮し、本年12月末までリーマンショック時(中 小企業で最大9割)以上の水準を確保するとともに、感染状況を踏 まえつつ、コロナ特例を継続します。
- ●出向や業種・職種を越えた再就職、教育訓練、非正規雇用労働者の キャリアアップ、賃上げを行う中小企業等に対する支援の拡充など 雇用対策を強化します。
- ●生活困窮者を支援するため、緊急小口資金等の特例貸付や、住居確 保給付金の再支給、自立支援金について、申請期限の延長や支給要 件の緩和などを行います。
- ●学校における感染症対策を強化するため、継続的に必要となる消毒 液やマスクなど、保健衛生用品等の整備に必要な補助を行い、安心 して学校教育活動に取り組めるようにします。
- ●賃上げや賃金格差の是正など家計の所得向上を推進します。

### 事業の継続を支援します!

- 事業継続のために日本政策金融公庫等が行っている実質無利子・無 担保融資について、コロナの影響が続く当面の間、継続します。また、 既往債務の再度の条件変更や、借り換え、資本性劣後ローンへの転 換等も含め、引き続き、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を 徹底します。
- ●飲食店等が自発的に休業や営業時間の短縮要請に協力できるよう、 協力金の先払いや申請手続き・審査の簡素化などを進めます。
- 飲食店の休業等により売り上げが激減している中小事業者を支援 する「月次支援金」を拡充するとともに、その迅速な支給を実現しま す。さらに、都道府県が独自に「月次支援金」を拡充する取り組みを 支援します。

ポストコロナへ 経済と生活の再生を

# 経済と生活の再生を \_

# 中小事業者、 観光・飲食業等への支援

- ●長引くコロナ禍からの経済再生に向けて、「事業再構築補助金」等を 大幅に拡充し、中小事業者の再チャレンジや生産性向上、賃上げな どを後押しします。
- CO₂の削減効果が高い設備や、テレワークの普及に向けたハード・ ソフトウェアの導入等を後押しする「グリーン・デジタルトランス フォーメーション補助金」(仮称)を創設し、中小企業等の生産性向 上を支援します。
- ●社会経済活動の正常化に向け、ワクチン接種やPCR検査や抗原定 量検査等による証明を活用して、感染防止対策を徹底した店舗での 飲食や、旅行、イベント参加などを段階的に拡大する取り組みを進 めます。
- ●国民へのワクチン接種が進んだ後の感染収束を前提として、「新・ Go Toキャンペーン」(仮称)と銘打ち、観光産業をポストコロナ時 代の経済復興の原動力として再開します。また、わが国の観光需要 回復プランを踏まえ、新たな観光産業復興の取り組みを推進します。

中小企業の現場を視察する佐々木参院議員 =2019年7月 神奈川県内





# グリーン、デジタル社会の 構築と人材投資で、 経済成長、雇用・所得の拡大を

- ●マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の 質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広 いサービスや商品の購入などに利用できる「新たなマイナポイント」 (一人あたり一律3万円相当)を付与します。
- 2兆円の「グリーンイノベーション基金」を活用した革新的な技術 や新製品の開発、グリーン分野への業態転換、教育訓練給付制度の 活用など政策を総動員して社会変革を促し、新たな経済成長や雇用 の拡大を実現します。
- ●製品やサービスのCO₂排出量の見える化を図り、脱炭素への行動や 商品の購入等に「グリーンライフ・ポイント」を付与する企業や地域 の取り組みを推進します。
- デジタル人材不足はわが国の課題と言われる一方で、コロナ禍によ り女性の雇用状況の悪化は深刻です。デジタル職は非肉体労働で勤 務場所の制約も少なく女性に向いている職種であることから、女性 をデジタル人材として育成し、テレワーク就労・起業に結びつける「女 性デジタル人材育成10万人プラン」(仮称)を推進します。この人材 を地方自治体や中小企業での就労等に結びつけ、デジタル人材不足 の解消を促し、中小企業のDX化や地方創生を進めます。
- ●女性や高齢者を含めた社会人が学び直しのできる環境を充実する ため、大学における学び直し機能の強化など、リカレント教育を推 進します。また、誰もがSociety5.0に対応したスキルを身に付け られる教育環境を整備します。オンラインで職業訓練を受講できる 環境を整備します。
- ●地方創生の観点で各自治体が取り組んでいる奨学金返還支援を拡 大するとともに、都市部においては、介護など人材不足の業種に従 事する方への奨学金返還支援の実施を促します。あわせて、企業に よる奨学金返還支援については、日本学生支援機構が直接受け付け る制度の活用を促進するとともに、企業のインセンティブを拡充し ます。



幼稚園類似施設を視察する高木(美)衆院議員(当時)ら=2019年9月 東京都内

# 子育で・教育を国家戦略に

次世代の人材を育成することは「国の責務」であると、公明党は考え行動してきました。 コロナ禍の不安を払しょくし、誰もが安心して子どもを産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりを今こそ国家戦略に据えて取り組みます。



子育で・教育を 国家戦略に

### 子育で世帯への 「未来応援給付」を実施

● コロナ禍の長期化に伴い、特に子育て世帯が大きな影響を受けていることから、 ○歳から高校3年生まで全ての子どもたちに「未来応援給付」(一人あたり一律10万円相当の支援)を届けます。

2

### 「子育で応援トータルプラン」 の策定

●子どもを権利の主体として位置づけ、全ての子どもの発達を保障するとともに、誰もが安心して子どもを生み育てられる社会、教育を受けられる社会の構築を国の戦略に位置づけるべく、公明党は新たに、結婚、妊娠・出産から、幼児~高等教育までの支援を段階的に充実させる、「子育て応援トータルプラン」を策定します。

3

## 0~2歳児への支援、 出産育児一時金の拡充

●出産費用が年々増加傾向にあるため、出産育児一時金(42万円)を 増額します。また、十分に支援が行き届いていない0~2歳児のい るご家庭には、産後うつ等を防ぐために「産後ケア」を全国展開する とともに、家事・育児サービスを利用できる環境を整備します。

4

# 子ども家庭庁の創設、 子ども基本法の制定、 子どもコミッショナーの設置

「子ども家庭庁」(仮称)の創設や「子ども基本法」(仮称)の制定で、子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸せを最優先する社会をめざすとともに、子どもの声を代弁し、子ども政策に関して独立した立場で調査、勧告等を行う機関「子どもコミッショナー」(仮称)を設置します。あわせて、地方自治体における子どもに関連する人や子ども自身からのものを含む苦情申し立てに対応して、必要な救済を行うオンブズマン制度を推進します。



山口代表らが駆け付けて行われた党愛媛県本部青年局のユーストークミーティング=2020年1月 愛媛県内

# つながり 支えあう社会へ

コロナ禍で生活に大きな影響を受けている非正規労働者や女性、高齢者などが、 社会とのつながりを強め、生き生きと安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。



### つながり 支えあう社会へ

### 社会的孤立防止、 非正規雇用労働者への支援

- ●社会的孤立を個人の問題ではなく社会の問題として国を挙げて取 り組むため、当事者の目線に立って、孤独・孤立対策の国家戦略を策 定し、官民一体で、息の長い支援を実施します。
- ●属性や世代を問わず包括的に支援する「重層的支援体制整備事業」 を全ての自治体で実施します。
- SNSを活用した自殺防止など24時間相談体制を充実するととも に、ひきこもり等さまざまな生きづらさを抱えている方々が安心し て過ごせる居場所を地域に増やす取り組みを推進します。
- 孤独・孤立対策に携わっている NPO や社会福祉法人等民間団体を 広く支援するための新たな助成金を創設します。
- ■コロナ禍において顕在化した住まいに対するニーズや単身高齢者 の増加等を踏まえ、生活困窮者等住宅確保に困難を抱えている方々 への住宅手当の創設など住まいのセーフティネットの再構築をめ ざします。
- ●非正規雇用労働者などが月10万円の生活費を受給しながら無料で 職業訓練を受けられる「求職者支援制度」を拡充します。



つながり 支えあう社会へ

### 女性等への支援

- ●女性特有の悩みやリスクに対応するオンライン相談、女性の健康課 題をテクノロジーで解決するフェムテックの推進、生理休暇制度の 取得促進、学校・公共施設での生理用品の無償提供などを進めます。
- ●結婚により改姓するのは96%が女性です。仕事のキャリア維持な どさまざまな理由で、希望する夫婦がそれぞれの姓を変えることな く結婚できるよう、同姓または別姓の選択を認める「選択的夫婦別 姓制度」の導入を推進します。
- ●性的指向と性自認に対する理解の欠如に基づく差別、偏見、不適切 な取り扱いを解消し、多様性を尊重する社会の実現のために自治体 パートナーシップ認定制度の推進を図るとともに、性的指向と性自 認に関する理解増進法等の法整備に取り組みます。また相談体制の 充実、就活・職場におけるハラスメント対策、学校におけるきめ細や かな対応を推進します。

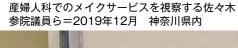


福祉器具のイベントを視察する三浦参院議員ら =2019年7月 神奈川県内

つながり 支えあう社会^

# 高齢者・障がい者の移動支援、 デジタル活用支援等

- ●高齢者や障がい者等の地域住民の"移動の不便"を解消するため、 予約して柔軟に利用できるデマンド(乗合)タクシーの利用補助や、 バス、タクシー、鉄道等の公共交通機関の割引など、地方自治体や交 通事業者と連携した取り組みを拡充し、移動の足も社会保障として 一体的に支援します。
- 小型の電気自動車(EV)を購入する際の補助金を大幅に拡充し、さ らなる購入負担の軽減を図るとともに、電動アシスト自転車や電動 車いすの普及促進を強力に進めます。
- ●鉄道駅のバリアフリー化を加速するため、2025年度末までに平均 利用者数3,000人以上の駅を、可能な限り早期に原則として全てバ リアフリー化するとともに、ホームからの転落を防止するため、全 国のホームドアの設置数を、2025年度末までに全国で3,000箇所 (番線)(2019年度末比で約1.5倍増)まで整備します。
- ■スマートフォンの使い方をはじめ、オンライン行政手続きなどを丁 寧に教えてくれる「デジタル活用支援員」による「講習会」や「相談会」 を小学校区単位で開催し、暮らしを豊かにするデジタル技術を誰も が活用できる社会にします。







最先端技術を生かした介護用具を視察する =2019年5月 兵庫県内



# 安全・安心の「防災大国」へ

気候変動などに伴い激甚化・頻発化する風水害、迫り来る巨大地震──。 コロナ禍でも、こうした災害は待ってくれません。公明党は過去の教訓やデジタル技術等も生かしつつ、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを加速化し、災害に強い、安全・安心の「防災大国・日本」を構築します。



台風により家の屋根が吹き飛ばされた 災者から被害状況を聞く平木参院議員 2019年9月 千葉県内

- ●甚大化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、インフラ老朽化対策、防災施策のデジタル化等の各分野について、さらなる取り組みの加速化・深化を図るため、2021年度より開始した総額15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を、公明党の国と地方のネットワーク力を生かし計画的かつ効果的に実行し、わが国の防災・減災、国土強靱化を着実に進めます。
- ●気候変動等の影響により甚大化する台風や豪雨災害に対応するため、河川・下水道管理者等による治水に加え、川上から川下まで河川流域のさまざまな関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)の協力により、流域全体でハード・ソフトにわたり水災害を軽減させる総合的な治水対策である「流域治水」を強力に推進し、防災・減災が主流となる社会を実現します。
- ●災害時に、自力での移動が難しい高齢者や障がい者等の 災害弱者の避難対策を強化するため、確実に避難させる ための実行計画である「個別避難計画」の策定や訓練の 実施等を全国各地で着実に進めます。

# 「政治とカネ」の 問題にケジメを

国民の信頼なくして政治は成り立ちません。

2021衆院選

重点政策

特に、「政治とカネ」の問題は、国民を裏切る行為であり断じて許されません。

一昨年、起きた選挙違反事件では、当選が無効になっても、辞職するまでの期間、歳費が議員に支払い続けられたことに批判が集まり、現行法の課題が浮き彫りになりました。

公明党は政治家自らが襟を正し、「政治とカネ」 の問題にケジメをつけるため、当選無効になっ た議員に対する歳費返納等を義務付ける法改 正を実現します。

- ●国会議員が当選無効となった場合、それまで支払われた歳費や期末手当等を国庫へ返納させる制度を創設します。また、勾留された国会議員の歳費等の支給停止・不支給も実施します。
- ■コロナ禍で困難な状況にある国民に寄り添 うために実施している「議員歳費の2割カッ ト」については、コロナが収束するまでの間、 継続して実施します。



# manifesto2021

1	
1	
コロナ禍から	
国民の生命と暮らしを守る	21
①ワクチン・治療薬の開発・実用化の促進	21
②新たな危機管理体制の確立へ感染症対策を担う	
「司令塔」のもと医療提供体制を再構築	21
③効果的な検査体制の実施等	
④生活を支え、雇用を守る····································	22
⑤事業継続への支援	22
$\mathbf{O}$	
2ポストコロナの成長戦略	23
ーポストコロナの成長戦略 ①グリーン社会の実現に向けた	
ーポストコロナの成長戦略 ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ※※※	23
ーポストコロナの成長戦略	23
- ポストコロナの成長戦略 1 グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 2 デジタル社会の構築 3 人材への投資と円滑な労働移動 3 人材への投資と円滑な労働移動 3 大	23
ポストコロナの成長戦略  ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の	23 24 26
一ポストコロナの成長戦略 ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興	23 24 26
一ポストコロナの成長戦略 ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、	23 24 26
一ポストコロナの成長戦略 ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、高齢者等の移動支援ほか	23 24 26 26
一ポストコロナの成長戦略  ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、高齢者等の移動支援ほか ⑥中小・小規模事業者等への支援 ⑦観光産業の回復と新たな展開	23 24 26 26 27 28 29
一ポストコロナの成長戦略  ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、高齢者等の移動支援ほか ⑥中小・小規模事業者等への支援 ⑦観光産業の回復と新たな展開 ⑧農林水産業の活性化	23 24 26 26 27 28 29
一ポストコロナの成長戦略  ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、高齢者等の移動支援ほか ⑥中小・小規模事業者等への支援 ⑦観光産業の回復と新たな展開 ⑧農林水産業の活性化 ⑨文化芸術・スポーツの振興	23 24 26 26 27 28 29 30
一ポストコロナの成長戦略  ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、原発の在り方 ②デジタル社会の構築 ③人材への投資と円滑な労働移動 ④地方創生の推進、離島や過疎等の 条件不利地域の振興 ⑤持続可能なまちづくり、地域公共交通の活性化、高齢者等の移動支援ほか ⑥中小・小規模事業者等への支援 ⑦観光産業の回復と新たな展開 ⑧農林水産業の活性化	23 24 26 26 27 28 29 30 31

⑫携帯料金引き下げ·利便性の向上-----32 13多様で柔軟な働き方の推進、ソーシャルビジネス等、

地域雇用の創出

女性活躍の推進・

15わが国産業の国際競争力強化……

インフラシステムの海外展開…

lb社会インフラ整備の戦略的·計画的な推進、

①新たな国土ビジョンと人流・物流施策の展開	36
®航空ネットワークの維持・活性化と	0.0
航空・空港関連企業の経営基盤強化	
⑨港湾、海運、造船分野における国際競争力の強化と	
カーボンニュートラルの実現	36
3	
J	
子育で・教育	38
①「子育で応援トータルプラン」を策定	کد مد
②教育の無償化の拡充等	30
③結婚·妊娠·出産への支援、 子ども医療費の負担軽減等	39
4) 待機児童ゼロ、放課後児童対策等	
⑤児童虐待防止への取り組みと社会的養護の推進	
⑥ICT活用によるきめ細かい教育の充実	
①少人数学級と学校の働き方改革等の実現	
<ul><li>⑧子どもたちが安心して学べる環境づくり</li></ul>	
⑨誰一人取り残さない学びのセーフティネット	
⑩子どもの可能性を引き出す教育の推進	41
⑩子どもの可能性を引き出す教育の推進	41 41
⑩子どもの可能性を引き出す教育の推進	41 41
⑩子どもの可能性を引き出す教育の推進	41 41
⑩子どもの可能性を引き出す教育の推進 ⑪知の拠点としての大学改革 4	41 41
①知の拠点としての大学改革 4	41 41
<ul><li>①知の拠点としての大学改革</li><li>4</li><li>つながり</li></ul>	41
①知の拠点としての大学改革 4	41
①知の拠点としての大学改革 4 つながり 支えあう社会(地域共生社会)	41
①知の拠点としての大学改革	41 42
①知の拠点としての大学改革	42 42 42
①知の拠点としての大学改革	42 42 42
①知の拠点としての大学改革	42 42 42 43 43
①知の拠点としての大学改革	42 42 42 43 43
①知の拠点としての大学改革	42 42 43 43 44
①知の拠点としての大学改革  一ながり 支えあう社会(地域共生社会) ②社会的孤立防止、非正規雇用労働者への支援 ②若者の活躍支援 ③女性等が活躍できる社会へ ④性的マイノリティへの支援 ⑤育がい者施策の充実 ⑥自殺防止、メンタルヘルス、うつ病、摂食障害等 ⑦就職氷河期世代への支援 ⑧地域共生社会の実現	42 42 42 43 43 44
①知の拠点としての大学改革  一ながり 支えあう社会(地域共生社会)  ①社会的孤立防止、非正規雇用労働者への支援 ②若者の活躍支援 ③女性等が活躍できる社会へ ④性的マイノリティへの支援 ⑤障がい者施策の充実 ⑥自殺防止、メンタルヘルス、うつ病、摂食障害等 ⑦就職氷河期世代への支援 ⑧地域共生社会の実現 ⑨住まいと暮らしの支援	42 42 42 43 43 44
①知の拠点としての大学改革	42 42 42 43 43 44 44
①知の拠点としての大学改革 つながり 支えあう社会(地域共生社会) ①社会的孤立防止、非正規雇用労働者への支援 ②若者の活躍支援 ③女性等が活躍できる社会へ ④性的マイノリティへの支援 ④性的マイノリティへの支援 ⑤自殺防止、メンタルヘルス、うつ病、摂食障害等 ⑦就職氷河期世代への支援 ⑥ 地域共生社会の実現 ⑥ 他域共生社会の実現 ⑥ 使まいと暮らしの支援 ⑥ 即存住宅流通やリフォーム市場の活性化、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築	42 42 43 43 44 45
①知の拠点としての大学改革	41424243444445
①知の拠点としての大学改革  一ながり 支えあう社会(地域共生社会)  ①社会的孤立防止、非正規雇用労働者への支援 ②若者の活躍支援 ③女性等が活躍できる社会へ ④性的マイノリティへの支援 ⑤障がい者施策の充実 ⑥自殺防止、メンタルヘルス、うつ病、摂食障害等 ②就職氷河期世代への支援 ⑥地域共生社会の実現 ⑥住まいと暮らしの支援 ⑩既存住宅流通やリフォーム市場の活性化、 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築 ⑪皮き家や空き地、所有者不明土地対策の推進 ②バリアフリー、ユニバーサル社会の実現	42 42 43 43 44 45 45 46
①知の拠点としての大学改革	4142424343444545464647
①知の拠点としての大学改革  一ながり 支えあう社会(地域共生社会)  ①社会的孤立防止、非正規雇用労働者への支援 ②若者の活躍支援 ③女性等が活躍できる社会へ ④性的マイノリティへの支援 ⑤自殺防止、メンタルヘルス、うつ病、摂食障害等 ②就職状生社会の実現 ⑥住まいと暮らしの支援 ⑩既存住宅流通やリフォーム市場の活性化、 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築 ①できるや空き地、所有者不明土地対策の推進 ②バリアフリー、ユニバーサル社会の実現 ③通学路や踏切等の交通安全対策の強化 ④消費者被害対策	4142424344444546464748
①知の拠点としての大学改革	4142424344444546464748

5	
人生100年時代を見据えた	
安心の社会保障	49
①安心で質の高い医療提供体制の構築等	49
②認知症施策の推進、介護サービスの充実	50
③がん対策の強化、生活習慣病の合併症予防を含む	F.0
重症化予防対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
④難病・小児慢性特定疾病その他の 希少疾病対策の強化	51
⑤ヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)	
総合対策の推進 総合対策の推進 6アレルギー疾患対策の推進 2011 2011 2011 2011 2011 2011 2011 201	51
	51
⑦再生医療の安全性確保と推進、性差医療の推進、	
てんかん医療の向上	52
⑧感染症対策、ワクチンの定期接種の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
⑨高齢者の就労環境整備      ⑩年金のセーフティネット機能の強化	52
6	
防災・減災・復興を	
社会の主流に	53
①被災者支援の一層の充実	53
②防災・減災・復興に向けた取り組みの	
加速化・深化、災害対応力の強化	54
③気候変動等の影響により甚大化する台風や豪雨、	F.C
大雪等への対応	56
大規模地震対策、火山対策の推進	58
⑤防災先進国へ──さらなる防災・減災対策の推進──	59
⑥亩口太大震災からの創造的復興	
近年の自然災害からの復興の加速	59
7	
安定した平和と繁栄の	
	<b>6</b> 1
対外関係	
① 「核兵器のない世界」へ向けての取り組み ② 「人間の安全保障」、持続可能な	61
開発目標(SDGs)の達成に向けた協力等	61
③日米同盟の強化	62
<ul><li>④日中関係</li></ul>	62
⑤北朝鮮問題への対応 の対応 の日 お思想	63
⑥日韓関係	63

7) <b>日口関係</b>	63
⑧日·ASEAN関係────	63
9)ミャンマーへの対応	63
	63
〕貿易·投資に関する協定などの推進	63
②テロ対策、サイバーセキュリティの確保	64
③平和な海と国土・国民を守る海上保安体制の強化	64
④LAWS開発規制に関する国際的議論への貢献	64
8	
気候変動対策	
<b>持続可能な地球環境</b>	65
①気候変動対策の推進	6!
②	6
3海洋プラスチックごみ対策の推進	66
<ul><li>(4) 食品ロス削減国民運動のさらなる推進</li></ul>	6
う う魅力ある自然の保全と活用、生物多様性の確保	6
<b>⑥動物愛護の推進、「愛玩動物看護師」制度の</b>	
り動物を設め推進、「多丸動物有設計」	6
つ用な実施 7安全な環境基盤の整備	67
<u> /</u>  女王な垜児基盤の登順	
$\Omega$	
$\mathfrak{I}$	
政治改革と	
, · • • • • • •	
行財政改革	68
①「政治とカネ」の問題にケジメを	68
②政治資金規正法の監督責任の強化	68
②国・地方における行財政の効率化・見える化	69
④政府の業務における不正・ミスゼロ政策及び	60
マネジメント改革、EBPMの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00
5公務員制度改革	0
日本国憲法について	7C
1. 憲法9条	70
2. 緊急事態における国会機能の維持	70
3. デジタル社会の進展と人権の保障と民主主義	70
4. 地球環境保全の責務	70

### 衆院選政策集

### 日本再生へ 新たな挑戦

~危機を克服し、希望と安心の社会へ~

◎の項目は重点政策に掲載されているもの、 ⊙は一部が重点政策に記載されているもの、を示しています

# コロナ禍から 国民の生命と 暮らしを守る

公明党は、コロナ禍から国民の生命を守るため、医療体制の充実やワクチン接種の推進などに全力で取り組んできました。引き続き、新型コロナウイルス対策に万全を期すとともに、将来の感染症危機に備え、ワクチン・治療薬の早期開発・実用化や、感染拡大時でも適切な治療が受けられる医療提供体制の再構築を行うなど、国民の命と健康を守る体制を抜本的に強化します。

また、コロナ禍の影響から国民の暮らしを守るため、一人一律10万円の特別定額給付金をはじめ、低所得のひとり親世帯や困窮する学生への給付金、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、生活困窮者自立支援金等の家計支援、雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持・確保、持続化給付金や各種資金繰り支援等による事業者支援などを実現してきました。

これからも公明党は、国民の生命と 暮らしを守り抜く取り組みに全力を 挙げてまいります。

# ①ワクチン・治療薬の 開発・実用化の促進

- ◎感染収束の切り札となる国産ワクチン・治療薬の迅速な開発・実用化を国家戦略に位置づけ、必要な法整備を行うとともに、早期に実用化を図ります。国内での研究開発から、安全性の確認、迅速な承認、円滑な生産・備蓄までを全面的にサポートする体制強化を行います。
- ◎新型コロナのワクチン接種について、 感染状況を踏まえて来年も無料で実施します。また、ワクチン接種のスピードアップへ、接種の予約や記録管理などについて、デジタル技術を最大限に活用します。
- ◎質の高い国産経口薬の開発を強力に 支援し、早期の治療に十分な量を迅速に確保します。また、必要十分な原材料の確保を支援し、国内自給をめざします。
- ②新たな危機管理体制の確立へ 感染症対策を担う「司令塔」の もと医療提供体制を再構築
- ◎感染拡大時でも「医療崩壊」を招かないよう、より強力な司令塔のもと、医療機関の役割分担や連携強化、病床や宿泊療養施設と医療従事者の確保などを迅速に行える体制をつくります。
- ◎自宅・宿泊療養施設療養者に対する 往診・オンライン診療・訪問看護の活 用など医療提供体制を強化します。
- ◎自宅療養者等の重症化を防ぐ抗体カクテル療法のさらなる展開・拡充と 迅速に投与できる体制を構築するため、外来・往診での投与に加えて、簡易な臨時医療施設の増設を促進し、その治療効果を高めます。
- ◎保健所の機能強化を図るため、組織 定員を含め財政上の支援を強化しま す。また、感染症対応ができる専門家 の人材育成やデジタル化による業務 の負担軽減等に取り組みます。

◎医薬品等のサプライチェーンの実態を把握するとともに、個人防護具の確保を含め、国による備蓄の推進や国内生産体制を強化するなど安定供給を図ります。

### ③効果的な検査体制の実施等

- ◎感染が疑われる人や濃厚接触者など 検査が必要な人が、迅速に質の高い 検査を受けられるようPCR検査能力 の現状1日33万件から100万件への 大幅な拡充や抗原定量検査機器の増 産など検査体制を抜本的に強化しま す。また、クラスターの発生など地域 における感染拡大を防止する必要が ある場合には、幅広く検査を実施し ます。
- ◎新たな変異ウイルスにも対応できるよう、迅速な水際強化措置を講ずるとともに、ゲノム解析による国内監視体制の強化に取り組みます。
- ◎新型コロナに関する後遺症の実態把握や死因究明も含めて原因究明の調査・研究に取り組み、予防策や治療方法の開発を進めます。また、後遺症について地域で相談できる体制を整備します。

### ④生活を支え、雇用を守る

- ◎雇用調整助成金の特例措置等について、特に業況の厳しい企業に引き続き配慮し、本年12月末までリーマンショック時(中小企業で最大9割)以上の水準を確保するとともに、感染状況を踏まえつつ、コロナ特例を継続します。
- ○出向や業種・職種を越えた再就職、教育訓練、非正規雇用労働者のキャリアアップ、賃上げを行う中小企業等に対する支援の拡充など雇用対策を強化します。
- ●産業雇用安定助成金を活用した雇用 維持策を強化するとともに、緊急雇 用創出事業を推進します。

- ●コロナの影響が長期化する中、生活 困窮者の生活を守る給付金の支給を 検討します。
- ◎生活困窮者を支援するため、緊急小口資金等の特例貸付や、住居確保給付金の再支給、自立支援金について、申請期限の延長や支給要件の緩和などを行います。
- ◎賃上げや賃金格差の是正など家計の 所得向上を推進します。
- ●生活保護制度が最後のセーフティネットとして機能するよう、制度を 見直します。
- ◎コロナ禍の長期化に伴い、特に子育て世帯が大きな影響を受けていることから、0歳から高校3年生まで全ての子どもたちに「未来応援給付」(一人あたり一律10万円相当の支援)を届けます。
- ◎学校における感染症対策を強化する ため、継続的に必要となる消毒液や マスクなど、保健衛生用品等の整備 に必要な補助を行い、安心して学校 教育活動に取り組めるようにします。

### ⑤事業継続への支援

- ●将来、未知のウイルスが発症した場合においても、飲食店等の中小事業者が事業を継続できるよう、アクリル板設置や換気設備の導入等を後押しする補助制度を新たに創設します。
- ◎飲食店等が自発的に休業や営業時間の短縮要請に協力できるよう、協力金の先払いや申請手続き・審査の簡素化などを進めます。
- ●飲食店の休業等により売り上げが激減している中小事業者を支援する「月次支援金」を拡充するとともに、その迅速な支給を実現します。さらに、都道府県が独自に「月次支援金」を拡充する取り組みを支援します。
- ●コールセンターの品質向上、事業の

実態に応じた書類の提出など審査時 の運用等を見直し、依然として一時 支援金が支給されていない中小事業 者に寄り添った支援を進めます。

- ●感染症拡大に伴うイベント開催制限の長期化等により、開催予定であった公演を延期・中止した事業者や、遊園地・テーマパークを休園した事業者等を支援する「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の拡充・充実に取り組みます。
- ●社会経済活動の正常化に向け、ワクチン接種やPCR検査や抗原定量検査等による証明を活用して、感染防止対策を徹底した店舗での飲食や、旅行、イベント参加などを段階的に拡大する取り組みを進めます。
- ●コロナ禍の長期化に伴い、中小事業者の資金繰りがさらに厳しくなっていることなどを踏まえつつ、民間金融機関による実質無利子・無担保、保証料補助での資金繰り支援の再開に向けた検討を進めます。
- ◎事業継続のために日本政策金融公庫 等が行っている実質無利子・無担保 融資について、コロナの影響が続く 当面の間、継続します。また、既往債 務の再度の条件変更や、借り換え、資 本性劣後ローンへの転換等も含め、 引き続き、事業者の要望に沿った最 大限柔軟な対応を徹底します。
- ●自己破産など法的整理を進める個人 事業者の生活や事業の再建を支援す るため、「自然災害による被災者の債 務整理に関するガイドライン」の特 則を活用した債務整理支援を継続し ます。

22

# 2 ポストコロナの 成長戦略

公明党は今回のコロナ危機を、持続可能な社会の構築に向けた時代の転換点にしなければならないと考えます。コロナ後の日本経済の再興に当たっては、持続可能な地球環境の実現をりまった。 感染症等の危機時においても強靱を対し、デジタル化、グリーン化、新をしい、デジタル化、グリーン化、新の投資を日本の新たな成長の原動力とし、わが国が抱える諸課題の解決を図りながら経済成長を果たすと同時に、国民生活の豊かさの向上に直結する好循環の実現に全力で取り組んでまいります。

### ①グリーン社会の実現に向けた 新たなエネルギー転換の推進、 原発の在り方

- ○2兆円の「グリーンイノベーション基金」を活用した革新的な技術や新製品の開発、グリーン分野への業態転換、教育訓練給付制度の活用など、政策を総動員して社会変革を促し、新たな経済成長や雇用の拡大を実現します。
- ●グリーン社会実現のカギとなる再生可能エネルギー(再エネ)の早期主力電源化や、2030年度の比率(36%~38%)達成に向けて、財政支援や規制改革などあらゆる施策を総動員して系統制約の問題や調整電源の確保等の課題を克服しつつ、毎年2%程度の比率向上に取り組みます。
- ●再エネを最大限導入するため、固定価格買取制度(FIT)を活用するとともに、電気料金に上乗せされている「再エネ賦課金」が過度な国民負担とならないよう導入が充分に進んでいる電源に関しては、プレミアム交付制度(FIP)や入札制の活用を通じてコストをさらに低減します。
- ●2030年度の温室効果ガス(GHG)削減目標達成のカギとなる太陽光発電のさらなる導入に向けて、荒廃農地や所有者不明土地、空港等での設置を進めるとともに、各家庭やビルの壁面等にも設置できる太陽光パネルの製品化に取り組みます。
- ●家庭用の太陽光パネルや蓄電池、燃料電池システムを導入する際の補助制度や、再エネ電気を必要とする企業等が発電事業者等と連携して太陽光発電設備を整備する場合の補助制度を創設し、太陽光など再エネによって発電された電気を最大限活用できる環境を整備するとともに、電力の自家消費を通じた電気料金の節約を進めます。
- ●風力発電については、環境影響評価 法の規制対象となる発電所の規模要

件を見直し、導入を加速します。特に 経済波及効果や雇用創出効果が高い 洋上風力発電については、2030年の 導入目標(10GW)達成に向けて、風 車製造拠点の整備など国内のサプラ イチェーンの形成に取り組むととも に、港湾インフラの整備を進めます。

- ●天候等に左右されず安定的に発電できる地熱発電のさらなる導入に向けて、温泉法等の法令を見直すとともに、事業者に対する助成金や債務保証等の支援に取り組みます。
- ●エネルギー自給率の向上や、CO₂(二酸化炭素)フリー、安定電源、安価な発電コスト等の特性を持つ水力発電のさらなる導入を進めるため、すでに存在する水力発電所の改修や適地への新設を強力に進めます。
- ●再エネ発電設備を多く有する場所から首都圏など電力需要が大きい地域に電気を安定的に運ぶための大規模な海底送電線を整備するとともに、再エネが石炭火力発電等よりも優先的に送電線(基幹系統)に接続可能な制度設計等を進めます。
- ●地域にある再エネを最大限活用し、 災害などによる大規模停電時には自 立して電力を供給できる「地域マイ クログリッド」の構築に取り組みま す。
- ●地域に根差した再エネ設備の安全性 を高めるため、電気主任技術者や電 気工事士等の保安人材の確保に取り 組むとともに、人工知能(AI)やドロー ンを活用したスマート保安を進めま す。
- ●地域の脱炭素化や災害時の電源確保、 CO₂を出さない「ゼロカーボン・ドラ イブ」実現に必要な小型の電気自動 車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等の 普及促進に向けて、補助金を大幅に 拡充し、さらなる負担軽減を図ると ともに、高速道路料金等に使用でき るポイントを付与するなど購入時の メリットを増やします。また、電動ア

シスト自転車や電動車いすの普及促 進を強力に進めます。

- ●2030年までに、充電インフラを15 万基設置するとともに、水素ステーションを1,000基程度整備するため の予算を複数年度にわたって確保します。
- ●水素を活用して鉄を生成する水素還元製鉄や水素のみを燃料とする水素発電を世界に先駆けて実用化するなど、水素の需要拡大に向けた取り組みを通じて価格低下を進めます。
- ●水素の供給量拡大や、サプライチェーンの構築に向けて、海外から水素を輸送する際の貯蔵設備の増強や大型化を進めるとともに、余った再エネ電気を活用して水素を作り出す水電解装置の大型化を進めます。
- ●国内での蓄電池生産基盤を大幅に増強し、再エネによって発電した電源を貯蔵できる大型の蓄電池や、ガソリン車とEVの価格が同等となる安価な電池の生産を進めます。
- ●エンジン部品製造を担う中小企業から自動車販売店・整備事業者、ガソリンスタンドに至るサプライチェーン全体の事業者が円滑に電動化に移行するための業態転換を強力に支援します。
- ・エネルギー多消費産業で用いられる 発電設備の燃料転換、鉄鋼業におけ る高炉・コークス炉の刷新、製造業で 用いられる工業炉の低炭素型工業炉 への転換などを支援する補助制度を 創設します。
- ●CO₂を排出しないアンモニアのみを 燃料とした発電技術の実現に向けて、 CO₂が多く排出される石炭火力発電 所において、アンモニアと石炭を混 ぜて発電する実証実験に取り組みま す。あわせて、これらの技術を海外に 輸出し、成長産業化を図ります。
- ●脱炭素社会の構築に向けて、火力発

電の高効率化や、CO2を資源として 有効活用するカーボンリサイクル、 排出されたCO2を、地下に埋める技 術や直接回収する技術等の開発を強 力に進めます。

- ●「グリーン国際金融センター」の実現をめざし、世界で3000兆円ともいわれる環境投資資金を国内に呼び込むべく、海外事業者や高度海外人材の受け入れに係る環境整備を進めるとともに、脱炭素化・低炭素化に資するグリーンボンドやトランジションボンド等の取り引きが活発に行われる市場の整備を推進します。
- ※グリーンボンド=環境分野への取り組み に特化した資金調達のために発行される 債券のこと
- ※トランジションボンド=環境にやさしい方向に移行(トランジション)するためのプロジェクトへの投資を使途とする債券のこと
- ●来年1月に決定予定の「プライム市場」の上場企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)等の枠組みに沿った開示を求めるなど、脱炭素化に積極的な企業に資金が集まるような制度設計に取り組みます。
- ●既築の省エネ改修の費用負担も含めて支援するなど、住宅や建築物等の省エネ化、断熱性能向上を進める支援制度を拡充し、家庭の光熱費の節約やヒートショック防止による健康リスクの低減を図ります。
- ●再エネの主力電源化に向けた取り組み等を通じて、原子力発電に代わる再エネを最優先の原則のもとで最大限導入し、原発の依存度を着実に低減するとともに、原発の新設を認めず、徹底した省エネルギーの推進、火力発電の脱炭素化に向けた取り組み、水素発電など新たな発電技術の導入を進めつつ、将来的に原発に依存しない社会"原発ゼロ"をめざします。
- ●原発の再稼働については、原子力規制委員会が策定した世界で最も厳しい水準の基準を満たした上で、立地自治体等の関係者の理解と協力を得て判断します。特に、地域住民の不安

を一掃できる自治体の避難計画の策 定・充実化をしっかりと支援します。 また、原発立地地域の財政・経済・雇 用対策に万全を期します。

- ●核燃料サイクルについては、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用等の観点も踏まえつつ、関係自治体や国際社会の十分な理解と強力を得ながら、国が前面に立って取り組みます。
- ●高レベル放射性廃棄物の最終処分については、安全性の確保を最優先に「科学的特性マップ」の活用や全国での対話活動の取り組み等により、地域住民等の理解を深めていただけるよう安定的かつ着実に進めます。
- ●原発の廃炉については、燃料デブリの取り出しを加速するための技術開発や、原子炉内部の調査を行いつつ、汚染水・処理水対策とあわせて安全かつ着実に実施します。また、技術的難易度の高い研究開発への補助を推進するとともに、廃炉を担う人材の育成に取り組みます。
- ●原発に関する取り組みについては、 国民の理解と協力を得ることが大前 提であり、説明会などを通じた情報 提供・公開の徹底等を図りつつ、国が 責任を持って進めます。

### ②デジタル社会の構築

- ●国民がデジタルの活用により得られる「生活満足度」を図る指標を導入し、 各種政策の立案や評価に反映させ、 国民の暮らしの充実、質の向上につ ながる仕組みをつくります。
- ●行政のデジタル化で手続きの簡素化を進め、スマートフォンやパソコンなどの端末から365日24時間対応のオンライン申請を基本とし、ワンストップ(さまざまな申請が一カ所でできる)、ワンスオンリー(一度提出した情報は二度提出しない)を進め、申請主義から「プッシュ型」(申請なしに届ける)への転換を促します。

24

- ●デジタル技術が社会の隅々まで浸透し、安全で自由なデータ活用が当当とり前になるデジタルインクルージンをめざして、支援を必要としている情報弱者(高齢者、障がい者、外がの配置がいかが、ボジタル活用支援員の拡充や申請がポートの制度化、多言語化など総合的なデジタル・デバイド(情報格差)対策を講じます。
- ●新型コロナウイルスのような感染症や自然災害、リーマンショックのような金融危機などの緊急時に、個人や事業者への給付金や支援金を迅速かつ確実に給付される仕組みの整備を、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に則り着実に進めます。
- ●全ての自治体で、マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書をコンビニで取得できるよう、コンビニ交付導入支援を実施します。
- ●オンラインでの行政手続などを可能にする「マイナンバーカード」については、国民が利便性の向上を実感できるよう、スマートフォンへの搭載をはじめ、健康保険証や各種免許証、障がい者手帳等との一体化を推進します。また、2022年度末までに、マイナンバーカードをほぼ全国民に行き渡らせるため、夜間や土日でもカードの申請・受け取りができる臨時窓口を各地で実施します。
- ●自治体が子育て支援や地域振興などにマイナンバーカードを活用して 〇〇Payや△△カードなどのキャッシュレス決済で使えるポイントを付与する「自治体マイナポイント事業」の全国展開を進め、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤を構築しデジタル化を加速させます。
- ◎マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の

- 向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できる「新たなマイナポイント」(一人あたり一律3万円相当)を付与します。
- ●医療費控除手続の簡素化や投薬履歴をネット上で閲覧できるようにするなど、医療分野をはじめとする幅広い分野でマイナンバー制度を活用し、国民の利便性向上に取り組みます。
- ●行政のデジタル化を進めるに当たって、サイバー攻撃による情報の改ざん漏えい、不正使用などを防ぎ、個人情報の保護を徹底するために技術動向に応じた必要な安全対策を講じ、国・地方公共団体だけでなく民間事業者も含めた連携の強化と継続的な技術支援を行います。また国民一人ひとりのセキュリティ意識の向上のため、意識啓発、周知徹底を推進します。
- ●行政が保有するデータに関して質の 高いオープンデータ化を進め、新サー ビス・新事業の創出を促し、産業の国 際競争力の強化や社会全体の生産性 の向上をめざします。
- ●デジタルを徹底的に活用したBPR(業務改革)を推進し、行政サービスの質向上と業務効率化を進め、業務手続の見直しや、システム・業務の集約化・標準化などに取り組み、経費節減と国民の利便性向上を推進します。
- ●デジタルデータの取り引きについて、個人情報の保護を図りつつ、諸外国との連携による適正な流通及び活用の枠組みの整備や、国際的なルールづくりなど、安全で安心なデータ流通が円滑に行われるための環境整備を進めます。また企業のグローバル展開を踏まえ、わが国企業の活動を支援するための各種制度の周知、広報等を行います。
- ●行政のデジタル化にあたっては災害 時の業務の継続性を確保するために、 停電等が起こる可能性を考慮しての

- 代替電源の確保やデータのバックアップ体制を整備します。
- ●e-Gov(行政機関が発信する政策や 行政サービスなどを集約したポータ ルサイト)を利用する手続きを拡大 するとともに、士業者等による代理 申請が適法に実施されるよう、申請 データに申請代理人の電子署名を求 める他、各省庁の個別業務システム での対応を求めるなど、代理申請に おけるなりすまし対策を進めます。
- ●ネットバンキングにおける不正事案 等への対処や子どものネット犯罪被 害防止対策などのサイバー空間の脅 威への総合対策について、実態把握・ 情報収集の強化、人材育成・確保、国 際連携、産官学民の連携・協力を促進 しつつ、サイバーセキュリティの抜 本的な強化を図ります。
- ●視聴覚障がいをはじめとした障がい者の方が情報アクセスの機会を確保するため、必要な対策を講じます。また、外国人の方が適切な情報に到達できるよう、多言語対応を促進するなど、誰もが安心して暮らせる社会をめざします。
- ●バックオフィス業務全体のデジタル 化を進めるため、中小・小規模事業者 から大企業まで幅広い事業者が共通 的に使える「請求に係るデジタルな 仕組み(電子インボイス)」の標準仕 様の確立をめざします。
- ●国税のスマホアプリによる納付の実現など、税・公金の支払いに関連する 手続きのデジタル化やキャッシュレス化を進めます。
- ●金融におけるデジタル・イノベーションを推進するため、ブロックチェーン技術に関する国際共同研究に取り組みます。
- ●暮らす地域によって通信の格差が生じないよう、DX(デジタルトランスフォーメーション)の基盤として進展が期待される5Gの基地局整備を

- 一気に進め、5Gの全国展開と利活用 を早期に実現します。また、光ファイ バ等のブロードバンド整備を全国く まなく進めます。
- ●キャッシュレス決済のさらなる導入 拡大に向けて、加盟店手数料の開示 を要請するなど、手数料が低くなる ような競争環境の整備を進めます。
- ●個人情報保護の観点に配慮しつつ、 AI など最先端技術を活用した交通事 故対策や安全・防犯システム等の構 築に向けた検討を進めます。

### ③人材への投資と円滑な 労働移動

- ●介護や障がい福祉などの人材不足分野や、ITなど成長分野への失業なき労働移動を促進するため、必要な処遇改善を図るとともに、教育訓練の充実、ハローワークと民間求人メディアの連携、キャリアアップ助成金等各種助成金を活用した支援を推進します。
- ●女性・高齢者等の活躍を後押しする ため、社会人などが学び直しできる リカレント教育やシニア向けの企業 説明会等の機会を充実し、希望に応 じて誰もが必要な能力・スキルを身 に付け、就業機会の拡大につながる 環境整備を進めます。
- ◎誰もがSociety5.0に対応したスキルを身に付けられる教育環境を整備します。オンラインで職業訓練を受講できる環境を整備します。
- ●保育人材や介護人材など潜在的な有 資格者の再就業促進を図るため、福 祉人材センターにおける支援体制を 強化します。離職した潜在有資格者 の登録制度の活用や再就職準備金の 貸付制度、短時間正社員制度の推進 などにより、再就業を支援します。
- ●就職のみならず異業種間も含めた転職や再就職などの円滑化のため、産業界とも連携し、企業が求めるスキ

- ルや希望者自らが持つスキルの見える化、データベース化を図るとともに、それらを地域の職業訓練校や教育現場などにおける職業訓練に生かす枠組みづくりをめざします。
- ○デジタル人材不足はわが国の課題といわれる一方で、コロナ禍により女性の雇用状況の悪化は深刻です。デジタル職は非肉体労働で勤務場所の制約も少なく女性に向いている職種であることから、女性をデジタル・材として育成し、テレワーク就労・材として育成し、テレワーク就労・人材である「女性デジタル人材育成10万人プラン」(仮称)を推進中、企業での就労等に結びつけ、デジネル人材不足の解消を促し、中小企業のDX化や地方創生を進めます。
- ●フリーランスや在職者も含めたデジタル分野の教育支援や、求職者支援訓練におけるデジタル分野の訓練枠の拡充、個人の教育履歴や取得資格等が可視化できるデジタルバッヂの創設など、人手不足のデジタル分野の教育・就労を支援します。

# ④地方創生の推進、離島や過疎等の条件不利地域の振興

- ●地方自治体が、コロナ対策をはじめ、 医療・福祉、雇用対策、防災・減災対策 など、地方創生や地域経済活性化を 進めるために必要な地方の一般財源 総額を十分に確保します。また、ポス トコロナの地方創生を一層推進する ため、地方自治体の独自の取り組み を応援する「地方創生推進交付金」の 予算を増額確保します。
- ●コロナの感染拡大防止や感染拡大の 影響を受けている地域経済等を支援 し、地方創生を推進するための「地方 創生臨時交付金」については、地域住 民の安全・安心を守るため、「緊急事 態宣言」や「まん延防止等重点措置」 が適用されている間は地方自治体が 必要とする額を確保します。
- ●地方でより働きやすく、より暮らし

- やすい環境をつくるとともに、都市部の企業等に勤めたまま地方に移住し働くことができる"転職なき移住"を実現するため、「地方創生テレワーク交付金」を拡充し、地方におけるテレワーク導入をさらに推進します。
- ●地域産業の活性化や担い手を確保するため、その地域の特色や資源を生かした教育・研究環境を整備する「地方大学・地域産業創出交付金」を拡充し、人が集う魅力的な地方大学づくりを推進します。あわせて、地方国立大学の定員増を実現します。
- ●地域の若者雇用を促進するため、地方におけるインターンシップの受入企業や業種を拡充し、2024年度までに累計約2万人の参加学生等を創出します。また、「地域おこし協力隊」の隊員数も8,000人に拡充します。
- ●地方経済の底上げに向けて、東京23 区から地方に本社機能を移すなどした企業の法人税を減税する「地方拠点強化税制」をさらに継続します。あわせて、政府関係の研究・研修機関等の地方移転についても着実に進めていきます。
- ●離島、奄美群島、小笠原諸島、半島等の条件不利地域の住民の暮らしと安全・安心を守るため、地域経済への支援策の充実・強化を図るとともに、医療環境や子育て支援の充実、移住・定住の促進、地域振興など地域の特徴や魅力を生かした取り組みを推進します。
- ●新たな離島地域の活性化、振興を図るため、離島振興法の改正・延長も見据えて、離島への移住・定住促進や離島留学に係る支援等を強化するともに、自然環境や歴史的文化遺産等の資源を生かした産業振興、農林水産業の活性化、観光回復等の支援、航路・航空路に対する運賃の軽減策、農林水産物における輸送コスト支援、医療や福祉等のサービスの整備や教育支援、通信網の整備等の取り組みを推進します。

26

●離島地域が抱える物流、交通、エネルギー、医療など、さまざまな課題の解決に向け、感染症対策のためのアイフィス等への改修、グリーンスローンでリティや電動スマートモジ関連事業を拡充し取り組みを加ます。また、遠隔医療やドローンなど関連する。また、遠隔医療やドローンない。 ・小型風力発電や蓄電池等の導入など、大型風力発電や蓄電池等の導入など、カーシャーの実現をめざします。

※グリーンスローモビリティ=時速20km

活用した小さな移動サービス

未満で公道を走ることができる電動車を

●奄美群島・小笠原諸島の振興開発については、島民や観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境改善のための施設整備、デジタル技術を活用し教育や中小企業等を支援する「デジタルニューディール」の推進など地域の

主体的な取り組みを進めます。

- ●三方を海に囲まれ、生活環境や産業基盤が低位にある全国23の半島振興対策実施地域において、自立的発展等を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取り組みを支援・一層推進するため、半島地域の強みを生かした特産品開発や販売促進等「強い農林水産」と「新しい観光」の実現をめざし、新しい生活様地域の実した移住・定住促進や半島地域割生モデルの構築、人材育成等を実施します。
- ●人口減少・高齢化等に加え、気候変動等の影響による異常降雪、除排雪作業中の事故など特有の課題を抱えるに、場合が表面では、地域コミュニティンの表面を持続可能な除排雪体制づくりによる持続要援護者世帯の住宅や管対を登りを表す。また、雪国の特性を生かした観光等による交流人口の拡大や地域活性化、産業振興、自然エネルギー活用等の取り組みを推進します。

- ●北海道開発については、北海道の強みである食と観光を戦略的産業として、豊富な地域資源とブランド力等を生かした生産空間を維持・発展させ、2050年の長期を見据え「世界の北海道」をめざします。また、脱炭素社会に向けた「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取り組みを推進するとともに、民族共生象徴空間(ウポポイ)等を通じたアイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進や北方領土隣接地域の振興等を図ります。
- ●さまざまな課題を抱える沖縄のために、「沖縄振興計画」の仕組みの延長、及び「沖縄振興一括交付金」等特例措置の継続、沖縄経済の振興の重要な一翼を担う「沖縄振興開発金融公庫」の存続、また今後多くの土地返還が見込まれることを踏まえ、「跡地利用特措法」の延長を推進し、沖縄が日本経済活性化のフロントランナーとなるべく沖縄振興に取り組みます。
- ⑤持続可能なまちづくり、 地域公共交通の活性化、 高齢者等の移動支援ほか
- ●持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取り組みを推進する上では、「誰一人取り残さない」というSDGs (持続可能な開発目標)の理念が重要であることから、SDGs達成に取り組む自治体割合を2024年度までに6割に引き上げます。また、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定を引き続き実施し、SDGsに取り組む自治体への支援も一層強化します。
- ●人口構造の変化に対応し、行政サービスや地域経済を維持するため、地域の多様な広域連携形成への支援を強化します。また、定住自立圏の形成に至らない小規模な市町村の広域連携を推進するための仕組みも創設します。
- ●ICT等の新技術を活用して都市活動 の生産性向上や豊かな生活の実現を 図る「スマートシティ」のモデル事業

- を推進し、その全国展開を図ります。 また、「スマートシティ」を支えるデジタル基盤となる3D都市モデルの 構築を通じてまちづくりのデジタル 化を推進します。
- ●地域の諸課題を解決するため、全国 24,000局の郵便局を地域住民の見 守り支援やデジタル活用支援員の活 動場所として活用します。また、郵便 局ネットワークを維持するため、い わゆる上乗せ規制撤廃や経営の自由 度拡大などの経営基盤強化を推進し ます。
- ※上乗せ規制=かんぽ生命等が民間同業社の経営を圧迫しない目的で作られた業務制限規制
- ●より利便性の高い移動環境を創出するため、都市部や観光地、過疎地など地域ごとに異なるさまざまなニーズや課題に対応し、マイカー以外のバスやタクシー、鉄道等のさまざまな交通手段を一つのアプリで経路検索や支払い等を一括で行えるモビリティサービス「MaaS(マース)」を推進します。
- ●高齢者等の移動手段の確保、運転の 安全性の向上等に資する「自動運転」 の実用化に向け、制度整備やインフラ側からの支援等に関する技術検討 等を進めます。また、「ドローン(無人 航空機)」の安全性を確保し物流等人 の利活用に向けた有人地帯におけら 目視外飛行(レベル4)の実現に向け た環境整備とともに、過疎地等の移 動や救急医療、災害対応等への「空飛 ぶクルマ」の実用化に向けた安全基 準など必要な制度整備等を進めます。
- ●従来より人口減少等による厳しい経営環境に加え、長引くコロナ禍による影響により危機的状況にある路線バスやタクシー、地域鉄道等の地域公共交通事業者、及び旅客の輸送需要が激減した高速バス・貸切バス事業者等への支援策を引き続き強力に進めます。
- 過疎・高齢化が進む地域における高齢者や要介護者等の生活の足を守る

- ため、コミュニティバスやデマンド 交通等の地域ニーズに適した運送 サービスの提供や、自治体やNPO等 が主体となった自家用有償旅客運送 などポストコロナ時代も見据えた地 域公共交通サービスの活性化・持続 可能性の確保を図るとともに、まち づくりと一体となった取り組みを進 めます。
- ◎高齢者や障がい者等の地域住民の"移動の不便"を解消するため、予約して柔軟に利用できるデマンド(乗合)タクシーの利用補助や、バス、タクシー、鉄道等の公共交通機関の割引など、地方自治体や交通事業者と連携した取り組みを拡充し、移動の足も社会保障として一体的に支援します。
- ●地方部における高齢者の移動手段の 確保や観光振興など、交通の脱炭素 化とあわせて地域の課題解決を図る ため、グリーンスローモビリティな ど地域特性に応じた電動低速モビリ ティの活用を推進します。
- ●高齢化が進む地方部や中山間地域等において、高齢者等の新たな「生活の足」を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転システムによる新たなモビリティサービスの導入を図ります。また、路線バス、コミュニティバス等を活用した貨客混載や共同配送の推進、ドローン物流の社会実装化等の取り組みを推進します。
- ●最寄駅等と最終目的地の間を、小型カートや遠隔操作の小型バス等の自動運転移動サービスで結ぶ「ラストマイル自動走行」の開発・実用化・普及を促進するため、2022年度をメドに限定エリア・車両での遠隔監視のみ(レベル4)での自動運転サービスの実現し、さらなる全国展開に向けた取り組みを進めます。
- ●ポストコロナ時代のワークスタイル や公共交通機関の利用実態の変化等 を見据え、特に、都市部の鉄道等にお ける時差通勤等による分散乗車や変 動運賃制(ダイナミックプライシング)

- 等の取り組みの効果や課題を検討し、 通勤時間帯等の混雑緩和を促進させ ます。
- ●幅広い世代の多様な移動目的に対し、 モビリティの選択肢を幅広く提供するため、走行空間の確保や、まちづくりと一体となった安全性確保を図りつつ、小型電動モビリティや電動キックボード等のさまざまなモビリティの普及を促進します。
- ●感染症を機とするライフスタイルの変化を踏まえ、公園等の都市インフラ、民間施設の利活用や歩行者利便増進道路制度による道路の利活用等を通じ、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるウォーカブルなまちづくりを推進します。
- ●コロナ禍を契機とした新たな働き方に対応するため、コワーキング施設やオープンスペース等を整備するとともに、建物や空き家・空き室等をリノベーションして活用し、テレワーク拠点等に整備するなど、まちづくりと連携した取り組みを推進します。
  ※コワーキング=事務所や打ち合わせのスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共働ワークスタイル
- ※リノベーション=既存の建物に、新たな機能や価値を付加するような改装工事を行うこと
- ●わが国のCO₂総排出量の約3割を占める民生(家庭・業務等)部門等における省エネ・再エネ利用等を推進するため、住宅・建築物のさらなる省エネ対策の強化、スマートシティの実装化や都市部の街区内の包括的な脱炭素化等、カーボンニュートラルなまちづくりを推進します。
- ●公的賃貸住宅や公共建築物、道路、空港、公園等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入や、水力発電のさらなる活用を図るとともに、下水処理場における地域バイオマスの利活用や下水熱、地中熱など地域の再エネの導入・利用拡大を推進します。特に、道路の路面を活用した太陽光発電などの新技術についても、関連事業者と連携し検討を進めます。

- ●自然環境が有する多様な機能を生かし、魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の社会実装により、CO₂吸収源対策や生態系の保全、雨水貯留・浸透等の防災・減災等を進めるなど、多様な地域課題の複合的解決を図る自然共生地域づくりを推進します。また、地下水を含む健全な水循環の維持等のための施策の推進、循環型社会の実現を図ります。
- ●より良い景観の創出やバリアフリー化、防災・減災のまちづくりを進めるため、無電柱化推進計画に基づき、通学路や駅周辺の道路、災害時に救援物資等を輸送する緊急輸送道路、世界文化遺産周辺の道路等を対象にして、電線類を地下に収容するなど無電柱化の取り組みを着実に推進します。
- ●サービス水準を維持するため、上下 水道や廃棄物処理などの事業につい て、国の支援のもと、さらなる広域化・ 一元化を進めます。

### ⑥中小·小規模事業者等への 支援

- ●地域の小規模事業者やフリーランス等の悩みなどに適切に対応する「よるず支援拠点」のさらなる機能強化を図るため、緊急時の拠点間連携や、個々の課題等に適切に対応できる専門家の設置、派遣を進めます。
- ●「中小企業再生支援協議会」の体制強化を図り、窓口での相談から、事業性評価融資も含めた金融機関との調整、再生計画の策定など再生支援に万全を期します。
- ●下請ガイドラインや、自主行動計画の 策定業種のさらなる拡大を加速する とともに、業界のみならず、個別企業 ごとの下請取引の適正化を進めます。
- ●適正な取り引きの実現や付加価値向上につながるサプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けて、 下請Gメンの機能強化等を通じた下 請取引の改善状況等の調査、下請か

けこみ寺など相談体制の充実等に取り組みます。

- ●下請代金の支払に係る約束手形については、支払を60日以内への短縮化を進めるとともに、廃止に向けた取り組みを進めます。
- ●地域の活力を支える中小企業等の技術や知識、雇用などを次世代へと円滑に引き継ぐため、全国に新たに設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図り、プッシュ型事業承継診断や、事業承継計画の策定、マッチング等の支援をワンストップかつ広域で実施します。
- ●中小企業等の事業承継時における専門家の活用費用や、承継後の販路開拓に係る費用等を支援する「事業承継・引継ぎ補助金」のさらなる拡充・充実に取り組みます。
- ●被用者保険の適用拡大や最低賃金の引き上げなど相次ぐ制度変更に中小企業等が柔軟に対応できるよう、設備投資やIT導入等を支援する「ものづくり補助金」や「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」のさらなる拡充・充実を図り、生産性向上を後押しします。
- ●近年多発する自然災害やコロナ禍でのサプライチェーン寸断等を踏まえ、中小企業等の事業継続計画(BCP)の策定支援に取り組むとともに、設備投資に係る費用負担の軽減に取り組みます。
- ○CO₂の削減効果が高い設備や、テレワークの普及に向けたハード・ソフトウェアの導入等を後押しする「グリーン・デジタルトランスフォーメーション補助金」(仮称)を創設し、中小企業等の生産性向上を支援します。
- ●中小企業等へのAIの導入を支援する ため、AI人材の育成に取り組むとと もに、中小企業とAI人材のマッチン グ支援を強化します。

- ●経済連携協定等の合意やさらなる拡大を見据えて海外展開に取り組む中小企業等を支援するため、事業者に身近な金融機関等の支援機関で構成される「新輸出大国コンソーシアム」での計画策定支援、商談支援等のサポート体制を強化します。
- ●地域の中堅・中小企業の経営人材の 確保を支援するため、地域企業で活 躍したいと考えている大企業人材と 地域企業をマッチングする「地域企 業経営人材マッチング促進事業」を 着実に推進します。
- ●改正銀行法に基づき、融資だけでなくコンサルティングやビジネスマッチングといった顧客に寄り添った支援を一層促進するとともに、ベンチャー企業、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業会社に対する出資の拡大を後押しし、金融機関を要とした地域経済の再生に取り組みます。

### ⑦観光産業の回復と新たな展開

- ●長引くコロナ禍の影響により経営に 苦しむ観光関連事業者における雇用 維持や事業継続等に向けたさまざま な支援策を継続します。また、都道府 県独自の観光支援策や地域観光事業 支援については、感染状況を踏まえ 適切に運用しつつ、Go Toトラベル 再開まで切れ目のない観光関連事業 者への支援を実施します。
- ●国民へのワクチン接種が進んだ後の 感染収束を前提として、「新・Go To キャンペーン」(仮称)と銘打ち、観光 産業をポストコロナ時代の経済復興 の原動力として再開します。また、わ が国の観光需要回復プランを踏まえ、 新たな観光産業復興の取り組みを推 進します。
- ●観光を通じた世界経済の回復に向けては、諸外国や国際機関との連携強化を図り、観光政策を再構築します。 感染拡大防止と安全な移動・旅行の実現に向けた仕組みを構築するとと

もに、今後のインバウンド(訪日外国 人旅行者)の回復に備えた空港や港湾 における水際対策の強化を行います。

- ●ウィズコロナ時代における安全で安心な「新しい旅のスタイル」の普及・定着を図るため、休暇取得の分散化、観光地等で休暇を取りながらリモートワークを行う「ワーケーション」、地元や近隣の観光を楽しむ「マイクロツーリズム」等、旅行需要を分散化し、より多くの旅行機会を創出する取り組みを進めます。また、デジタル技術を複合的に活用し、新たな観光サービスや観光需要の創出等を図ります。
- ●観光施設を再生し、地域全体で魅力 と収益力を高めるため、地域の観光 まちづくりと連携し、宿泊施設、飲食 店、土産物店等の地域の観光施設全 体が再生できるような施設の改修や 廃屋の撤去、宿泊事業者間等での連 携・協業等を支援する取り組みを進 めます。また、古民家、日本の歴史・ 伝統文化や伝統工芸品等の地域観光 資源等を活用した観光まちづくりを 推進します。
- ●地域の観光需要を回復し地域経済を 活性化するため、観光事業者や観光 地域づくり法人(DMO)と、交通事業、 漁業、農業、地場産業などの多様資 係者が連携し、地域に眠る観光資 を磨き上げる取り組みを支援するとと ととしてスを求める旅行者の地方誘って の取り組み等と連携しつつ、地域の 多様な輸送資源の活用とともに、観 光列車や水上バス等移動自体を観光 資源としたモビリティの充実等を図ります。
- ●感染拡大防止対策と水際対策を徹底 した上で、ストレスフリーで快適な 旅行環境を整備するため、世界最高 水準の技術を活用した革新的な入国 審査・税関検査の実現により、旅客の 待ち時間の短縮を図るとともに、空 港における利用者サービス向上等 のため、先端技術・システムの活用

等により、旅客の諸手続きの迅速化 や一気通貫の動線の円滑化(FAST TRAVEL)、地上支援業務の効率化を 推進します。

- ●訪日外国人旅行者やワーケーション 等による地方滞在者が、ストレスフ リーで快適に旅行が出来る環境整備 を進めるため、観光地等における多 言語翻訳システムの整備等の多言語 対応、無料の公衆無線LAN(Wi-Fi) 等の整備、外国人観光案内所や「道の 駅」等の機能強化、飲食店や小売店等 のキャッシュレス決済環境の整備、 免税店数の拡大、混雑やごみ対策、洋 式トイレの整備等の取り組みを進め ます。
- ●今後の訪日客の受入再開を見据え、 航空旅客・航空ネットワークの回復・ 充実に向けた支援を実施するととも に、LCC (格安航空会社)の活用促進、 ビジネスジェットの受入環境改善等 を図ります。また、新幹線や鉄道等を はじめハード・ソフト両面からのバ リアフリー化、新たな移動サービス 「MaaS」の高度化等により、移動・周 遊の利便性・快適性を向上させます。
- ●感染収束後を見据えた全国各地での 観光消費機会の拡大に向け、三密を 避けつつ日本の本質を深く体験・体 感するアドベンチャーツーリズムな ど新たな体験型観光コンテンツの造 成や、歴史や伝統文化体験、農業体 験、サイクルツーリズム(自転車を活 用した観光)等の体験型・交流型の観 光を推進します。また、伝統芸能・演 劇・スポーツ等、夜間も含めて楽しめ、 外国語でも参観可能なエンターテイ ンメントの充実を図ります。
- ●新しい旅のスタイル等に対応する新たな観光人材の確保・育成等を図るため、宿泊業や旅行業等の観光産業従事者を対象とした観光産業を担う中核人材の育成を産学連携で行うとともに、女性・シニア・氷河期世代、外国人材等の地域観光の即戦力となる現場の実務人材の確保・定着、通訳ガイドの認知度や質の向上、就業機会

の創出等を図ります。また、次代の観 光産業を担う世代に向けた観光教育 を推進します。

- ●わが国におけるIR(カジノや劇場、ホテル、国際会議場、ショッピングセンター等が一体となった統合型リゾート施設)の整備については、IR整備法の規定による世界最高水準の規制に基づき、観光立国をめざす一環として適切に進めます。
- ●本格的なインバウンドの回復に向けて、税関における最先端技術の活用や計画的な体制整備を進め、非接触かつ迅速・ストレスフリーな通関の実現に取り組みます。

### ⑧農林水産業の活性化

- ●農林水産物・食品の輸出額5兆円の目標達成に向け「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、重点品目のさらなる販路開拓やマーケットインの発想で専門的・継続的に輸出に取り組む輸出産地等への重点的支援、大ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築に向けた施設・拠点の整備、フードテック事業創出、種苗や和牛遺伝子源等の海外流出防止、ALPS処理水への不安払拭を含め、海外における日本産食品の輸入規制の緩和を進めます。
- ●みどりの食料システム戦略に基づき、 有機農業の取り組み面積拡大や化学 農薬の低減、環境に配慮した肥料・飼料等の開発・国産への転換を後押し し、さらには、栽培・製造プロセスの 透明化等を通じた販路拡大、新技術 を生かした労働安全性・労働生産性 の向上による生産者のすそ野の拡大 等を通じた、持続的な産業基盤の形成、消費者と生産者の相互理解等を 進めます。
- ●自然災害の激甚化や海洋環境の変化、 不測の事態等においても国民への食料が安定的に供給されるよう、農地 の大区画化や汎用化、畑地化する土 地改良等による国産農林水産物・食

品の生産性向上を図る基盤強化を進め、食料自給率の向上もめざします。また、ナラシ対策(米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度)や野菜価格安定制度等の維持や収入保険制度の加入促進し、デジタルを駆使した手続きの簡略化等も進めます。

- ●麦・大豆・飼料用米等の本作化を進める水田フル活用において、必要となる支援の確保に万全を期すとともに、予算の恒久的確保をめざし、米政策改革の定着を図ります。また、米の新規需要拡大や生産資材コストの削減、需給や価格の動向・見通し等の情報提供を推進し、生産者、集荷業者、団体等が安心して生産・販売に取り組めるように支援します。
- ●障がい者等が農林水産業を通じ、生きがいを持って社会参画できる農福連携等を全国的に展開するため、双方のマッチングシステムの構築及び事業者の拡大や優良事例の表彰等による情報周知、専門人材の育成等を進めます。また、女性が自身の能力を存分に発揮してもらえるよう、労働環境の改善や経営面に女性の重要な視点を加えるために、農業委員・組合役員等への登用を進めます。
- ●コロナ禍に伴う地方回帰などを踏まえ、農業と他の仕事(X)を組み合わせた働き方である半農半Xや広域な人材マッチング等による多様な担いの確保・育成を図りつつ、優良農地の確保や農地の集積・集約等に向けた人・農地プランの法制化や農地の中間管理機構の取り組みを強化するともに、就農者の所得の向上を図ります。また、新規就農者の初期投資への支援や農業高校・大学校等における教育の高度化を進めます。
- ●新型コロナウイルス感染症の影響を 受けた農林水産業の生産者・流通業 者・販売業者等に対し、感染の収束 かつ各地域の状況を踏まえたGo To イート事業の再開やテイクアウト事 業への支援等、国産農林水産物・食品 の需要回復によって、地域経済の底

30

上げを図ります。また、外国人実習生 に代わる労働力の確保に向けた支援 措置を講じます。

- ●農林水産業の高付加価値化と労働の 省力化を図る生産基盤の強化を促進 させるため、新たな先端技術の開発 及び機器の強化や誰もが活用しやす くなるよう、機器のレンタル・シェア リング等の支援サービスも含めた社 会実装の加速化、機器に適した農地 等の大区画化・ICT水利施設等の整 備、情報通信基盤の整備・デジタル人 材の育成の強化等を進めます。
- ●新たな森林・林業基本計画に基づき、 国産木材供給量の目標達成のため、 外材や他資材に対抗できる高品質か つ低コストで生産・安定供給できる 製材工場等の体制を整備するととも に、川上から川下までの効率的なサ プライチェーンの構築や耐火・耐震 性等に優れた木材の技術開発・普及 を進めます。
- JA の自己改革については、改正農協 法の5年後見直しや、准組合員の事 業利用規制の在り方の扱い等、組合 員の意見・評価に基づく自主的な改 革をさらに後押しするものとします。
- ●多面的機能を発揮する都市農地が安定的に持続されるよう、都市農業の担い手を確保するとともに、経営規模拡大支援や学校給食等を通じた普

- 及活動等の農業施策も進めます。また、中山間地域や離島の農山漁村、棚田地域等における所得と雇用機会の確保のため、振興や景観維持、生活環境の改善、農泊の推進等の農山漁村発イノベーションの体制の構築に取り組み、活力ある農山漁村の実現を図ります。
- ●野生鳥獣による被害防止のため、多様な人材の活用やベテランハンターによる若手育成、新たな技術を導入した捕獲等の強化を図ります。また、ジビエ利用拡大のため、衛生管理の高度化や処理加工施設等の整備、高品質を維持した流通・販売体制の構築、ペットフード、皮革等の多様な用途で活用を促進します。
- ●豚熱等の家畜伝染病の発生防止のため、畜産農場の防疫措置の強化やウイルスを媒介するとされる野生イイシシやネズミ等の侵入対策の飼養衛生管理を徹底し、一刻も早い清浄国への復帰をめざすともに、アリカ豚熱等を国内へ持ち込ませない際対策を強化し、加えて、被害畜産農家への支援や経営再開に向けた支援措置を講じます。また、重要病害虫等による侵入・まん延防止を進めます。
- ●地震や集中豪雨等による災害を防止するため、ため池等の管理体制の強化や農業用水利施設等の強靱化、田んぼダムの取り組み拡大の加速化、対候性ハウスの導入・みかん等樹園地の改良、漁港の耐震化や漁船を避難させるための整備、森林・路網整備及び治山対策等の地域の防災力向上を図る総合的な防災・減災対策を講じます。
- TPP等関連政策大綱に基づき、国際 競争力強化に向け、産地生産基盤パワーアップ事業による支援や肉用牛・ 酪農経営の増頭増産、畜産クラスター 事業等、農林漁業者の所得向上のため、協定発効後の国内への影響を注 視しつつ、体質強化します。

### ⑨文化芸術・スポーツの振興

- ●新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている文化芸術・スポーツの灯を消さないよう、文化芸術(地域の祭り等を含む)・スポーツ活動における再開・継続するための支援を充実させます。その中で、関係団体・フリーランスの活動基盤の強化、舞台芸術等のアーカイブ化・映像配信などの支援を推進します。
- ●日本博をはじめとした文化プログラムなどによる舞台芸術や漫画等の日本が誇るさまざまな文化を国内外へ発信するとともに、日本遺産や食など地域における文化資源を活用した取り組みを推進します。
- ●子どもたちに勇気と希望を与え、心の財(たから)を積む大切な機会となる文化芸術鑑賞の機会を小中学生が少なくとも年1回得られるよう取り組みを推進します。また、身近な劇場等での公演を子どもたちが無料で鑑賞できるよう、国による支援制度の創設をめざします。さらに、伝統文化親子教室の充実を図ります。
- ●文化財を未来へ継承するため、修理 人材の育成や用具・原材料の確保等 を支援し、適切な周期での文化財修 理を行うための5カ年計画を柱とす る「文化財の匠プロジェクト」を実施 し、日本文化の継承を推進します。
- ●「ICOM(国際博物館会議)京都大会 2019」のレガシーを生かして、博物 館などの文化施設の機能強化ととも に、国際交流の促進を図ります。また、 文化芸術を軸とした「文化芸術省」の 設置をめざします。
- ●2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020東京大会)では、日本選手が数多くのメダルを獲得するなど、世界の舞台で活躍が光りました。引き続き、アスリートファーストの視点から、国際競技力の向上や施設整備、アンチドーピング体制の強化などを支援します。

- ●2020東京大会をきっかけとして、 障がい者が身近な地域でスポーツを 親しむことができるよう、気軽に利 用できる施設等の環境整備、競技の 指導者の育成、心のバリアを取り払 う教育の充実など、ハード・ソフト・ ヒューマンのさまざまな面からの支 援を推進します。
- ●スポーツを通じた、健康の増進、産業の活性化、観光の振興など地域や社会を元気にする取り組みを進めます。あわせて、スポーツ団体のガバナンスや経営基盤の強化を推進します。

### ⑩科学技術·宇宙· イノベーションの推進

- ●2021年度からの第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、「人間中心の社会」、安全・安心の確保と一人ひとりの多様な幸せ(wellbeing)を最大化する未来像を実現するための科学技術・イノベーションを推進します。
- ●世界トップレベルの研究基盤の構築 や未来を切り拓く若手研究者・博士 後期課程学生などへの生活費や学費 を含む支援の強化のために創設する 大学ファンドについて、早期に10兆 円規模へ拡充します。
- ●優秀な若手研究者に対する任期なしのポスト拡充とともに、独創的かつ挑戦的な研究に対する支援の強化や国際共同研究への参画の促進などにより、若手研究者が安心して自らの研究に打ち込める環境の整備を進めます。
- ●女性研究者が出産や育児等に関わらず、安心して研究ができるよう、例えば施設内に保育所を設置するなど、 女性研究者が活躍を続けられる環境づくりを推進します。
- ●感染症対策に貢献する基礎研究・人 材育成の充実を図ります。特に、わが 国におけるワクチンの研究開発・生 産体制の課題を克服する観点から、

緊急時におけるワクチンの迅速な開発につながる平時からの融合研究の 長期的支援や世界トップレベルの研 究開発拠点形成など研究基盤の整備 などを推進します。

などの社会課題の解決に貢献する宇宙・海洋・環境エネルギー分野等の研究開発を推進します。また、先端研究施設や研究開発成果の利活用により、例えば医療用のラジオアイソトープ(がん治療等に用いる放射性同位元素)の製造など、産業界との連携を推進します。

カーボンニュートラルや防災・減災

- ●宇宙分野は、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献、宇宙資源の利活用、新たな知の創造、安全保障の確保等において重要な分野です。宇宙資源の探査・開発やスペースデブリ(宇宙ゴミ)対策をはじめとした広範な分野で国際的なルールの整備に努め、官民共創による産業の活性化を図り、イノベーションと経済成長の推進力となる宇宙利用の拡大を進めます。
- ●2023年度をメドに準天頂衛星 7機体制の確立と機能・性能向上及びこれに対応した地上設備等も含めた着実な開発・整備を行うとともに、準天頂衛星システムを活用した衛星測位サービスや災害情報・安否情報の配信サービスの運用、避難所等における防災機能の強化を進めます。
- Society5.0を実現し、持続的に経済 成長を遂げるための資金及び人材の 強化を図ります。特にイノベーショ ンの担い手たるスタートアップ(革 新的なアイデアや独自性で新たな価 値を生み出す企業)への支援を強化 します。また研究開発から実用化・ 事業化まで一貫して支援する日本版 SBIR(Small Business Innovation Research)制度を推進し、多分野の ベンチャーによる新規事業の活性化 を図ります。

### ⑪賃上げに向けた取り組み

- ●最低賃金を年率3%以上をメドとして着実に引き上げ、2020年代前半には全国加重平均で1,000円超に、2020年代半ばには47都道府県の半数以上で1,000円以上へと引き上げ、地域間格差を是正します。
- ○最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小・小規模事業者への支援を一層強化し、最低賃金を含めた賃上げしやすい環境を整備するため、「事業再構築補助金」や「生産性革命補助金」の大幅な拡充等を通じた生産性・付加価値の向上、所得拡大促進税制等を通じた負担軽減、人件費上昇分の取引価格への円滑な転嫁等を強力に進めます。
- ●引き上げた賃金を支給するために必要な人件費を維持するととも切に、原材料費の上昇などを価格に適切価格交渉促進月間等の取り組みを社会ので継続的に実施の配合のといる。このではいるとをがで継続的に実施のとで、明がは、場ではいるでは、動くしたちのの質が上がいるのが、当時でも進む中で物価が上昇するの説はなり、長く続いたデフレからの脱却を図ります。

### ②携帯料金引き下げ·利便性の 向上

- ●携帯電話料金の引き下げを広く国民 が実感できるよう、分かりやすい情 報発信を一層推進します。
- ●それぞれの利用者の使い方に合った 携帯事業者や料金プランを安心して 選択できるようにするため、中立的 な立場で相談・サポートを行う「スマ ホ乗り換え相談所」の推進を支援し ます。
- ●携帯事業者間の競争を促し、国民目 線に立ったさらなる料金・サービス

32

を実現するため、建物内や地下などにも届く周波数帯、いわゆる「プラチナバンド(800MHz前後)」について、新規参入事業者も含めて再割当できる仕組みを導入します。

### ③多様で柔軟な働き方の推進、 ソーシャルビジネス等、 地域雇用の創出

- ●2021年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、 非正規雇用の処遇改善を推進すると ともに、正社員化への支援を推進し ます。
- ●短時間正社員制度の企業における導入・活用、兼業・副業など多様な働き 方を推進します。
- ●地域や社会の課題解決をめざすソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを推進するため、創業・経営を支援する体制を強化します。
- ●公明党の提案により実現した「地方版政労使会議」「地域働き方改革会議」を活用し、地域の特性や課題を分析しつつ賃上げの拡大をめざすとともに、非正規労働者の正社員化・処遇改善、人材育成の促進、地方就職や多様な働き方の推進、長時間労働の是正、有給休暇の取得促進、仕事と子育て・介護等の両立など、地域特性に応じて働き方改革を戦略的に進めます。
- ●中小・小規模事業者の働き方改革を支援するため、「働き方改革推進支援センター」においてきめ細かな支援を行うとともに、勤務終了時から翌日の始業時までに一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の普及を促進し、助成金等を通じて中小・小規模事業者における同制度の導入を推進します。
- ●子育て、介護、治療など、さまざまな事情に応じて柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1時間単位で年次有給休暇を取得できる制度の導入を促進します。

- ●短時間勤務やテレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、テレワーク導入支援を拡充するとともに、サテライトオフィスの整備やテレワークデーの普及を促進します。
- ●テレワークを一層推進するため、在 宅勤務でかかる通信費についても、 通勤手当と同様に定額の非課税枠を 設けるなど、各企業が「通信手当」を 導入しやすい環境をつくります。
- ●フリーランスの方が安心して働ける 環境を整備するため、事業者とフリー ランスの取り引きについて、書面での 契約のルール化など法制面の措置を 検討するとともに、労災保険におけ る特別加入制度の対象を拡大します。
- ●シフト制労働者等の雇用の実態を調査し、職業訓練等により、より安定した雇用に結びつける取り組みを推進します。
- ●障がい等さまざまな生きづらさを抱えながらも働く環境を整えるため、 雇用と福祉の連携を図り、障がい者 雇用の推進、通勤・勤務に対する支援、 就労準備支援事業を活用した支援付 就労等多様な就労を支援します。
- ●過重労働撲滅特別対策班など労働基準監督署の執行強化や、労働条件相談「ほっとライン」の利用促進など、若者の使い捨てが疑われる「ブラック企業」「ブラックバイト」への対策を強化します。
- ●多様な活躍・就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの経済活動を、地域の人々が自発的に集まり出資や運営をしながら働ける新たな法人制度「労働者協同組合」が、各地域で設立されるよう支援します。

### (4)建設業や自動車運送業等に おける働き方改革と 女性活躍の推進

- ●建設業や自動車運送業(トラック・バス・タクシー)、自動車整備事業について、ICT等を活用した労働生産性の向上、取引環境の適正化、労働環境の改善等を図り、働き方改革とともに多様な人材の確保・育成等の取り組みを推進します。また、女性の就業割合が低い自動車運送業や建設業において、重機オペレーターなどの女性の技術者・技能者の育成を図るなど、女性の働きやすい環境づくりを進めます。
- ●長時間労働、人手や後継者の不足等の課題を抱える建設業界における働き方改革を推進するため、「建設業働き方改革加速化プログラム」や「新・担い手3法」に基づき、適正な工期設定や施工時期の平準化等を通じた長時間労働の是正、週休2日制の導入促進、スキルに見合った適正な給与の実現や公的な保障を受けられる社会保険の加入促進、ICTやドローン等の新技術の普及・促進による建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」等の取り組みを進めます。
- ●「公共工事設計労務単価」の上昇が、 建設技能労働者の賃金や下請け事業 者の契約単価に確実に行き届くよう にします。
- ●建設技能労働者の資格や就労履歴等のデータを登録・蓄積する「建設キャリアアップシステム」の一層の周知・普及と安定した運用を進め、建設技能労働者の技能レベルに応じた適切な賃金が着実に支払われる枠組みの整備や処遇改善を進めるとともにとっても生産性向上等のメリされるよう、機器の購入補助や登録料の引き下げ等、必要な支援を行います。
- ●建設業の生産性の向上を図るため、 最新のICTを活用して、建設生産シ

ステムの計画、調査、設計、施工、管理の各段階において3次元モデルの情報を共有し、効率的で質の高い建設生産・管理システムを構築する「BIM/CIM」の活用拡大等による「i-Construction」等を推進するとともに、インフラDX人材の育成拠点の整備・充実を図ります。特に、中小建設業者等における「i-Construction」を着実に推進するため、ソフト購入や専門家派遣等の必要な支援策を行います。

- ●建設業等における各種手続きのデジタル化・オンライン化を推進するため、建設業許可等の電子申請システムの構築、建設キャリアアップシステムとマイナンバーカード・マイナポータルの連携構築、建設関連業者登録システムや宅地建物取引業免許等の電子申請システムの構築をめざします。
- ●災害からの早期復旧、災害時の緊急対応力を強化するため、緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等、入札・契約方法の適切な選択、建設業者や団体等との災害協定の締結促進、災害時における発注者の連携等を、公共工事発注者の責務として適切に運用します。
- ●災害発生時や感染症流行の危機時においても、人流・物流を支える重要な社会基盤である自動車運送業及び自動車整備業について、危機時においてもその機能を維持するため、生産性向上の取り組みを加速するとともに、危機時における事業継続への備えを進めます。あわせて、自動車関連の行政手続等のさらなるデジタル化により、利用者の利便性の向上を図ります。
- ●自動車運送業の担い手確保に向けて、 輸送の生産性の向上・効率化、女性ド ライバーの活躍等の取り組みを推進 するとともに、取り引きの適正化等 を通じて長時間労働の是正等の労働 環境の整備を図ります。特に、トラッ

クのドライバー不足に対応するため、トラック輸送の生産性向上・効率化、 女性や60歳代のドライバー等も活躍 できるホワイトな労働環境整備を進 める「ホワイト物流」推進運動を、荷 主等の関係者と連携して強力に進め ます。

- ●長時間労働やドライバー不足等の課題を抱えるトラック運送業における働き方改革と取り引きの適正化を促進するために、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを進めるなどドライバーの労働環境の改善対策等を強化するとともに、標準的な運賃の告示制度の浸透を図り、ドライバーの処遇改善につなげます。
- AIやICT等の新技術の活用、自動運転技術等の開発、重要物流道路の機能強化等を図り、トラック運送業における労働力不足の解消、小口多頻度輸送や荷待ち時間の削減などトラック輸送の生産性向上・効率化を進めます。
- ●高速道路のSA・PA(サービスエリア・パーキングエリア)、道の駅における大型車や特定大型車用の駐車スペースの整備・拡充(容量拡大)を図ります。また、中継物流拠点の整備等により中継輸送を推進します。
- ●新技術への対応、人材の不足等の課題に直面する自動車整備業は、事業継続が困難な事業者が増加すれば、自動車整備工場のネットワークが失われ、「自動車整備難民」が生じる恐れがあります。そのため、自動車整備業の生産性向上を図りつつ、人おおていまするとともに、地域に来で指進するとともに、地域に来でり持続可能な自動車整備ネットワークを全国で維持するため必要な対策を進めます。
- ●大型トレーラー等の特殊車両の通行 許可について、審査内容の簡素化や 電子データを活用した自動審査シス テムの機能強化等により審査期間の

短縮・迅速化を進めます。

### ⑤わが国産業の国際競争力強化

- ●先端半導体の設計や製造技術の開発 を進めるとともに、生産拠点の国内 整備を推進するための基金を創設し、 携帯電話など生活必需品にも活用さ れている半導体の安定した供給体制 を構築します。
- ●今後のデジタル需要・データ通信量の 急増に対応するとともに、データ保護 や災害に対する強靱性を高めるため、 高性能・低消費電力のデータセンター について、適地や需要の調査等を進 めつつ、国内の整備を進めます。
- ●デジタル・プラットフォーム事業者等が消費者に十分な説明をせず個人情報を集めて広告に活用するなどの課題解決に向けて、デジタル・プラットフォーム取引透明化法の対象にデジタル広告市場を追加するなど、デジタル取引の透明化・公正化のためのルール整備を進めます。
- ●5 Gを活用した工場のスマート化や 遠隔医療などの新たな取り組みを後 押しするため、5 G投資を進める事 業者のさらなる負担軽減を図ります。
- ●超高速、超多数同時接続、超低消費電力等を可能にする「Beyond 5G」の実現に向けて、研究開発を一層支援し、わが国の国際競争力を強化します。
- ●わが国の企業の国際競争力を飛躍的に向上するため、サプライチェーン全体において、サイバーセキュリティ対策や、グリーン・デジタル化、事業活動に伴い人権に配慮した経営等に取り組む企業を後押しします。
- ●2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、地元自治体と連携しながら、「未来社会の実験場」とのコンセプトを体現する分野であるエネルギー・ヘルスケア等のイノベーション創出に必要なソフト事業や規制改革に取り組むとともに、会場となる夢洲の

インフラ整備や、空路・海路・陸路などあらゆる交通手段や交通網の整備を通じて関西圏全体の広域的な交通ネットワークを構築するなど、ハード・ソフト両面での環境整備を強力に進めます。また、2027年横浜国際園芸博覧会に向けて、花と緑を通じた新たなライフスタイルを提示する機会となるよう着実に準備を進めます。

- ●新たなビジネス創出を見据えた産学連携を推進するため、企業と大学・研究機関とのマッチングや研究費に対する税・財政を通じた支援を行うとともに、共同研究の成果について契約書式のひな形を提供するなど、企業と大学・研究機関双方が利益を得るための環境整備をします。
- ●起業をさらに促すため、ベンチャー・スタートアップ企業への政府系金融機関・官民ファンドを通じたリスクマネー供給に努めるとともに、民間資金の呼び水となるよう、税制面でのさらなる優遇措置を検討します。
- ●大学の研究者など有為な人材が起業 しやすいよう、兼業規定や報酬について大学ごとのルールの明確化に加え、共同研究や知的財産権についての規定の整備を促すなど、起業意欲を支える環境整備に取り組みます。
- ●若者と起業家との触れ合いの場の提供等も含め、若者の起業精神を育む ための教育を行う企業や大学への補助を行うなど、起業家教育を支援します。
- ●インターネットを通じて国境を越えたビジネスを展開する海外企業に対して、適正な課税を確保するなど、デジタル経済に合った課税と利用契約ルールの創設に取り組みます。
- ⑩社会インフラ整備の 戦略的・計画的な推進、 インフラシステムの海外展開
- ●将来にわたって必要なインフラの機能を発揮するため、道路の橋やトン

- ネル、河川、下水道、港湾等の長寿命化計画(個別施設計画)を核とした点検、診断、修繕、記録の業務サイクル(メンテナンスサイクル)を構築するとともに、予防保全の取り組みや新技術の導入によるトータルコストの縮減・平準化を図り、国直轄管理のインフラは先導的に進めつつ、地方自治体へ財政的・技術的な支援を行う等、老朽化対策を推進します。
- ●道路の橋やトンネル、河川、下水道、 港湾等の老朽化したインフラの安全 かつ効率的な保守保全や点検作業、 メンテナンスを進めるため、AIや次 世代インフラ用ロボット等の活用や 先進レーザー等の新技術導入を進め るとともに、インフラ調査士の普及 等によるインフラの点検や診断を担 う人材の育成・確保も含めた、わが国 の「インフラメンテナンス産業」の育 成・活性化を図り、持続可能なインフラメンテナンスの実現をめざします。
- ●わが国が人口減少の中においても、 持続可能な発展を続け、国民生活を 豊かにするため、公共インフラ(社会 資本)を賢く使う取り組み、集約・再 編を進める「戦略的インフラマネジ メント」を徹底して、安定的・持続的 な公共投資を推進しつつ、従来の 業評価にとらわれることなく、企業 立地や観光周遊等による地域経済の 活性化、災害対応力の強化、移動時間 の短縮、輸送コスト削減等の生産性 向上など「ストック効果」を最大に発 揮するインフラ整備を推進します。
- ●インフラや公共サービスを変革し、働き方改革・生産性向上を進めるため、経済活動や自然現象等のデータを3次元モデルで再現する国土交通データプラットフォームの構築・活用、設計・施工等におけるICT等の普及・活用の促進、新技術を活用したの高度化、スマートシティの推進、自動運転の実用化に向けた道路交通環境の構築、AI・ICT技術を活用した渋滞対策の推進など社会資本整備におけるデジタル化・スマート化を図ります。

- ●グリーン社会の実現に向けたインフラ分野の脱炭素化を進めるため、都市の緑化、ヒートアイランド対策、インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、自然環境の多様な機能を利活用するグリーンインフラ、木造建築物の普及促進等の取り組みを推進します。
- ●インフラ空間の多面的な利活用による国民生活の質を向上させるため、 ダム、橋、港、歴史的な施設等のインフラ施設を観光するインフラツーリズム、水辺空間を生かしたまちづくり、「道の駅」の環境整備等の取り組みを推進します。
- ●地方自治体の財政が厳しい状況の中、 低廉かつ良質な公共サービスを提供 するとともに、民間の事業機会を創 出し、経済成長の加速化を図るため、 民間の資金・ノウハウを活用した多 様なPPP/PFIなど官民連携手法の積 極的な導入を促進します。
- ※ PPP = Public Private Partnership。 行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行う手法
- ※PFI = Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- ●日本の高い技術力を生かした国際貢献を通じて、わが国の経済成長を図るため、ハード・ソフトー体となった防災インフラ、インフラメンテナマス技術、交通ソフトインフラ、スフランス大の高いインフランステム」など気候変動への対応や脱炭素化よりけた「質の高いインフラシステム」の海外展開の取り組みを戦略的に推進するとともに、海外展開に係る人材の確保と環境整備等を進めます。
- ●従来の臨床検査の抱える諸課題を克服し、感染症に対して強靱な社会を構築するため、下水中の新型コロナウイルス濃度の調査・測定から、地域における感染のまん延状況を把握し、迅速かつ効果的な感染症対策に生かす新たな手法である「下水疫学調査(下水サーベイランス)」を産学官の連携によって推進し、社会実装の実

現をめざします。

### ①新たな国土ビジョンと 人流・物流施策の展開

- ●ポストコロナ時代の国土ビジョンとして、コロナ禍や自然災害等の教訓等を踏まえて、わが国の国際競争力を維持して、デジタル技術も活すを維持して地方への人の流れを生み出すを連携型の新たな国土形成計画を策し、国、地方自治体、経済団体等で構成する全国8ブロックの広域中等で構成する全国8ブロックの広域中の個性を生かした国土の均衡ある発展を実現します。また、地方への新たな人の流れの創出につながる二地域居住を推進します。
- ●整備新幹線、リニア中央新幹線の整備については、さまざまな課題を着実に克服しつつ中長期に取り組みます。また、リニア中央新幹線の開通により、大阪・名古屋・東京の三大都市圏をスーパー・メガリージョンとして形成し、人流・物流、国際競争力の強化など効果の広域的拡大を実現し、対流促進型の国土の形成を図ります。
- ●わが国経済の持続的な成長と安定的な国民生活を維持するために必要不可欠なサプライチェーン全体の強靱化・最適化を図るとともに、新たな人の流れや地域間の交流を支えるための基盤を整備するため、高規格道路等のネットワークや整備新幹線・リニア中央新幹線、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備等を図ります。
- ●人流・物流分野のデジタル化を図り、 わが国の産業力を強化するため、物 流庫内作業の自動化、特殊車両通行 手続の迅速化、高速道路のETC専用 化、港湾における「ヒトを支援するAI ターミナル」実現に向けた取り組み やサイバーポート(港湾関連データ 連携基盤)の利活用、自動運航船の開 発、海のドローンの活用促進、AI・ICT 等の活用による旅客運送事業の業務 効率化などの取り組みを推進します。

り組みを推進します。特に、環境に優しい新たな交通手段として、次世代型路面電車のLRTや、バス専用レーンを連節車両等が走行するBRT(バス高速輸送システム)の導入等を推進します。

能な交通・物流サービスの展開を図

るため、デジタル技術の活用を含め

たスマート交通やグリーン物流の取

- ●運輸部門における自動車からのCO₂ 排出量削減に向けた自動車の電動化 を加速するため、電動車(EV車、PHV 車、HV車、燃料電池車<FCV>)の普 及・促進に向けた補助やエコカー減 税等の支援策の強化や燃費性能向上 を促進するとともに、事業用のバス・ タクシー・トラックへの電動車の普 及を促進します。
- ●自動車の電動化等に対応した都市・ 道路インフラの社会実装を推進する ため、最先端のICTを活用した人・道 路・車を一体のシステムとして構築 するITS(高度道路交通システム)を 推進するとともに、自動運転の実現 に向けた環境整備、技術開発・普及促 進、実証実験・社会実装等の取り組み を推進します。
- ●物流業における人手不足解消等のため、2025 年度以降の高速道路におけるレベル4(限定地域での自動運転)の自動運転技術を活用したトラック隊列走行の商業化実現も見据えたさらなる高性能トラックの開発、運行管理システムやインフラ整備など社会実装を推進します。
- ●感染症流行時でも経済活動を継続できる遠隔・非接触・非対面型の自動配送サービスを実現するため、低速・小型の自動配送ロボットが円滑に歩道等を走行できる環境整備や制度設計の検討を進めます。
- ®航空ネットワークの維持・ 活性化と航空・空港関連企業 の経営基盤強化
- ●コロナ禍の影響による需要の激減が

続く航空会社・空港会社への支援や、 必要な事業を着実に推進するととも に、改正航空法を踏まえて、国と航空 会社等が緊密に連携し、引き続き航 空運送事業の基盤強化に向けた取り 組みを加速します。

- ●航空イノベーションの推進やビジネスジェットの利用環境改善、地上支援業務の人材確保、省力化・自動化等による生産性向上など今後の新たな航空需要を見据えた取り組みを進めるとともに、改正航空法を踏まえた保安体制の強化を図ります。
- ●航空産業の競争力強化のため、バイオジェット燃料(SAF)や合成燃料(CO₂と水素を原料とするe燃料)の導入促進や、運航方式の改善等による消費燃料削減を図るとともに、空港再エネ拠点化方策の検討を進めます。
- ●首都圏空港(羽田・成田両空港)、関西空港・伊丹空港、中部空港の機能強化や航空需要の回復・拡大等を図るとともに、地方空港の路線ネットワークの維持・活性化、ドローン利活用のための環境整備、災害時の空港機能確保策等を図ります。

### (9)港湾、海運、造船分野における 国際競争力の強化とカーボン ニュートラルの実現

- ●脱炭素化に配慮した港湾機能の高度 化等を通じて「カーボンニュートラ ルポート」の形成の全国展開を図る とともに、LNG(液化天然ガス)・水素・ アンモニア等によるガス燃料船等の 開発・実用化等に向けた取り組みを 加速します。
- ●海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、基地港湾の整備、造船業の洋上風力産業への参入等を通じ、洋上風力発電の導入を促進するとともに、港湾・海上交通における気候変動リスク対応や海の保全・再生等の取り組みを推進します。
- ●国際コンテナ戦略港湾(東京港、横浜

36

港、川崎港、大阪港、神戸港)における機能拡充とともに、国内のコンテナターミナルにおいて、デジタル物流システムの構築を通じたゲート処理及びターミナル内荷役の効率化を図ることにより、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有する「ヒトを支援するAIターミナル」を実現します。

- ●港湾の国際競争力強化や生産性向上を図るため、各事業者が共通して利用可能なサイバーポート(港湾関連データ連携基盤)について、国際海上コンテナの輸出入手続や港湾管理行政手続の電子化、港湾インフラ情報の電子化とその利用促進・機能改善・システム連携等を重点的に推進します。
- ●わが国の港湾に、環境性能に優れた LNGを燃料とする船舶に対応した燃料供給拠点「LNGバンカリング拠点」 を戦略的に形成するための取り組み を推進し、コンテナ船、クルーズ船、 自動車運搬船、バルク(ばら積み貨物) 船等の航路を維持・拡大し、国際競争 力の強化を図ります。
- ●わが国がほぼ100%輸入に依存する 資源・エネルギー等について、輸入拠 点となる港湾の機能強化を図るため、 大型船が入港できる岸壁等の整備や、 企業間連携による大型船での共同輸 送を促進するなど国際バルク戦略港 湾政策を推進します。また、2030年 の農林水産物・食品の輸出額を5兆 円とする政府目標の達成に向けて、 地域経済の活性化に資する港湾施設 の整備や、産地と港湾が連携した農 林水産物・食品のさらなる輸出促進 に向けた拠点機能強化を推進します。
- ●内航海運の活性化に向けて、国内物流を支え、災害時に緊急輸送手段として活躍する内航フェリー・RORO船(貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、そのまま運べる船)の大型化や増便に対応した「複合一貫輸送ターミナル」の整備を推進するとともに、内航フェリー・

37

環境の改善に向けて、ターミナル内で自動化技術等を実装した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の実現をめざします。

- ●地域住民の移動手段や生活物資の輸送手段として不可欠な交通インフラである国内旅客船やフェリーに、観光資源としての利用促進、職路の維持・確保、環境に優しい整備を受いるための有効活用、クルーズを関係のはある環境の早期整備を対し、再びクルーズを推しめる環境の早期整備を対して楽しめる環境の早期整備を対します。
- ●地域の経済と雇用を支え、わが国の 国民生活と経済活動の基盤である業 事産業については、海運業、造船業、 担い手の各分野で、海事産業強化は に基づく総合的な取り組みを進めます。特に、造船業の国際競争力を進めます。 するため、事業再編や生産性向上の 取り組みや、自動運航船、ゼロミッ ション船等の次世代技術を核とます。 造船業等の集約・連携を加速します。 また、海運業の船員の働き方改を 生産性向上・事業基盤の強化を図ります。

# 子育で・教育

経済的な事情等により、結婚や出産を諦めざるを得ない方々がいます。 「希望すれば誰もが、安心して子どもを産み、育てられる社会にしてほしい」――

若者から寄せられた切実な声を真摯 (しんし)に受け止め、公明党はその 実現をめざします。

そのために、妊娠・出産、子ども医療 費などの負担軽減とともに、大学等 までの教育費無償化の段階的な拡充 をめざします。

同時に、待機児童解消に加えて、保育士・幼稚園教諭等の人材確保など質の向上につながる取り組みを推進します。小中学校における少人数学級やタブレット等のICTを活用した学習など、きめ細かい教育の充実や虐待いじめ・不登校等の困難を抱えている子どもたちを取り残さない支援などを進めます。

### ①「子育で応援トータルプラン」 を策定

- ◎子どもを権利の主体として位置づけ、 全ての子どもの発達を保障するとと もに、誰もが安心して子どもを生み 育てられる社会、教育を受けられる 社会の構築を国の戦略に位置づける べく、公明党は新たに、結婚、妊娠・出 産から、幼児~高等教育までの支援 を段階的に充実させる、「子育て応援 トータルプラン」を策定します。
- ◎「子ども家庭庁」の創設や「子ども基本として位置で、子どもを権利の主ををしている社会をある。 をして位置では、子どものををしている社会をいる。 優先の声を代弁し、子どもの声を代弁している。 で、子どもので、ともににに関係がある。 で、子どもので、ともににに関係がある。 で、で調かます。 がでして、地方自治といる。 おける子どもに関連する人やしている。 おける子どもに関連する人やしている。 おける子のものを含む苦情申している。 で、必要な救済をでいて、ブズマン制度を推進します。

### ②教育の無償化の拡充等

- ●2019年10月から全ての3~5歳児を対象にした幼児教育無償化が実現しました。引き続き、待機児童対策や保育の質の向上に取り組みつつ、現行では低所得世帯に限り無償化している0~2歳児の保育料について、全世帯まで段階的に無償化をめざします。
- ●無償化の実施にあわせて重要となる 幼児教育の質向上を図るため、幼稚 園教諭・保育士等の処遇改善、宿舎借 り上げ支援をはじめとする人材確保 の取り組み、配置基準の見直しを進 めます。また、スキルアップに向けた 研修やデジタルを活用した子どもの 安全管理など、人材育成の取り組み を推進します。
- ●小中学校における学用品費や修学旅 行費等の負担を軽減するため、低所 得世帯に対して支給している就学援 助の支給額を増額するとともに、年

収590万円未満の中間所得世帯まで 段階的に対象拡大をめざします。

- ■2020年4月から年収590万円未満を対象に私立高校授業料の実質無償化が実現しました。さらなる公私間格差を是正するため、公立と同じ年収910万円未満まで段階的に無償化をめざします。あわせて、高校授業料を支援する就学支援金制度について、早生まれの子が対象外となるケースが生じるなどの不平等の解消や家計急変に対応できるよう制度改善を図ります。
- ●高校における授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して支給している高校生等奨学給付金の支給額を増額するとともに、年収590万円未満の中間所得世帯まで段階的に対象拡大をめざします。
- ●2020年4月から低所得世帯を対象に、給付型奨学金と授業料等減免の充実による大学など高等教育無償化が実現しました。家庭の経済的事情に関わらず、希望すれば誰もが大学等へ進学できるよう、年収590万円未満の中間所得世帯まで段階的に無償化をめざします。
- ●奨学金返還の負担を軽減するため、 収入に応じて返済する所得連動返還 型奨学金制度を既卒者にも適用でき るよう推進します。
- ◎地方創生の観点で各自治体が取り組んでいる奨学金返還支援を拡大します。都市部においては、介護など人材不足の業種に従事する方への奨予金返還支援の実施を促します。あわせて、企業による奨学金返還支援については、日本学生支援機構が直接とけ付ける制度の活用を促進するとともに、企業のインセンティブを拡充します。
- ●幼稚園教諭・保育士・保育教諭等、幼児教育・保育に携わる方が結婚、出産後もキャリアアップしながら、働き続けられる環境を整備します。

38

RORO船の輸送力強化に資する港湾
助の支給額を増額するとともに、年 続けられる環境を整備します。

- ●子どもに対してわいせつ行為を行った保育士やベビーシッターが、教員同様、再び保育士等として働くことが事実上できなくなるよう、制度の見直しを図ります。
- ●幼稚園、保育園等が、外国籍や医療的ケアが必要な子ども等、特別なケアが必要な子どもたちの地域の受け皿として機能できるよう、支援の強化を図ります。

### ③結婚・妊娠・出産への支援、 子ども医療費の負担軽減等

- ●結婚時に必要な住宅資金などを経済 的に支援する「結婚新生活支援事業」 が、多くの自治体で利用できるよう 取り組みます。また、広域的な出会い の場の提供や相談体制の構築など、 民間事業者とも連携しつつ、地域の 実情に応じた結婚支援を継続して着 実に推進します。
- ●不妊治療の保険適用について治療の質の低下を招くことがないよう検討を進めるとともに、不育症検査費用助成事業の対象検査、実施自治体の拡大、流産・死産のグリーフケア(死別の経験により悲嘆に暮れる人を立ち直れるように支援すること)やピアカウンセリング体制の充実、働きながら不妊治療できる環境づくりも推進します。
- ◎出産費用が年々増加傾向にあるため、 出産育児一時金(42万円)を増額します。また、十分に支援が行き届いていない0~2歳児のいるご家庭には、 産後うつ等を防ぐために「産後ケア」を全国展開するとともに、家事・育児サービスを利用できる環境を整備します。
- ●家族の負担を軽くするレスパイトケア(一時的に介護や育児から解放されリフレッシュするための支援サービス)のための拠点整備や、妊娠や育児で不安や負担を抱える家庭に産後ドゥーラ(産前産後の母子専門の支援員)が相談支援や家事支援等を行

- う体制整備を推進します。また、訪問 看護の活用や保育所や幼稚園等への 看護師の配置などを通して、医療的 ケアが必要な子どもへの支援を拡充 します。
- ●妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の整備を推進するとともに、産前産後ケア、多子・多胎児育成支援、ペアレント・トレーニング等保護者支援を推進し、安心して子育てできる環境を整備します。
- ●どの地域に住んでいても安心して子 どもが医療を受けられるように、高 校3年生までの無償化をめざして、 子どもの医療費助成を拡大します。

# ④待機児童ゼロ、放課後児童対策等

- ●待機児童を解消するため、「新子育て 安心プラン」を実行し、小規模保育や 企業主導型保育など多様な保育の受 け皿を拡大します。また、保育士が働 きやすい環境を整備し、保育人材の 確保を進めます。
- ●共働き家庭等の「小1の壁」」(保育園 や幼稚園を卒園した子どもの放課後 の預け先がなくなり、親がフルタイ ムで働けなくなる状態)を打破する ため、全ての子どもが放課後等を安 全・安心に過ごし、多様な体験・活動 を行うことができるよう、「新・放課 後子ども総合プラン」を着実に実施 します。
- ●保育園等地域資源を活用し、未就園 児も含めた子育て家庭が安心できる 居場所を確保するため、「マイ保育園」 の設置を推進します。
- ●子育て版ケアマネジャーを設置し、 子育て家庭を必要とする支援につな ぐケアプランを策定し、必要とする 支援に着実につなぐ仕組みをつくり ます。

### ⑤児童虐待防止への取り組みと 社会的養護の推進

- ●さまざまな理由により親元で暮らせない子どもたちに、原則として、里親や特別養子縁組等家庭養護を優先するとともに、家庭養育原則の徹底や児童養護施設等における専門的ケアに向けて措置費制度を見直します。
- ●児童養護施設等退所後に子どもや若 者が安心して社会で活躍できるよう、 相談支援の強化や居場所の確保、仕 事や住まいなどにおける身元保証人 確保等の総合的な支援を実施します。
- ●児童の健全育成推進と虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行きわたるよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉の連携を図るための体制を構築(データベースを含む)するとともに、市区町村における在宅支援措置制度を創設します。
- ●児童虐待を根絶するため、体罰によらない子育てを推進し、民法上の親が子を戒めることを認める「懲戒権」の在り方を見直します。
- ●児童相談所や市区町村の体制強化、 子ども食堂・子ども宅食等の民間団体による子どもの見守り体制の強化、 児童福祉司等の専門性向上・処遇改善、司法関与の強化を含めた一時保護の適正手続の確保や処遇の質の向上、子どもの権利擁護、入所施設徴収問題の解決、児童相談所等におけるICTの活用、児童相談所と市区町村における情報共有システムの活用促進に取り組みます。
- ●全ての子どもが夢と希望を持って頑 張ることのできる社会を実現するた め、子どもの貧困対策を総合的に推 進するとともに、地域の実情に即し た効果的な施策が行われるよう地域 ネットワークの形成の充実に取り組 みます。
- ●ひとり親家庭の自立を支援するため、

高等職業訓練給付金の特例を実施するなど就労支援や住宅費補助など総合的な生活支援策を拡充します。

●安全安心な親子交流の確保については、DV等の深刻な問題に十分留意して、専門支援機関における支援の充実や自治体における支援講座の活用など、子どもの最善の利益のための対応を進めます。

### ⑥ICT活用による きめ細かい教育の充実

- ●GIGAスクール構想により、公立小中学校において1人1台タブレット等が整備されていることを踏まえ、高校等においても1人1台タブレット等の整備を進めます。経済的事情が厳しい家庭については、Wi-Fiルーター供給や通信費などの支援を推進します。
- ●ICT活用によって、全ての子どもに対する個別最適化された学習計画の作成や学習履歴を分析するシステム整備、全国学力・学習状況調査等のCBT化(パソコン等での調査により必要なデータの取得)など、個々の状況に応じた教育を行うための取り組みを推進します。
- ●紙との併用によるデジタル教科書の 普及・無償化を進めるとともに、動画 や朗読音声などで学びを深められる ようデジタル教材と組み合わせた活 用を推進します。また、デイジー教科 書等の音声教材の製作支援を拡充し ます。
- ●不登校や病気療養などの事情を抱えて学校に通えない子どもたちが希望すれば学べるよう、オンライン教育を推進します。また、感染症や災害時などの非常時にも学びを継続するため、タブレット等を活用したオンライン授業を実施できる体制を整備します。

### ①少人数学級と学校の 働き方改革等の実現

- ●一人ひとりの子どもたちにきめ細かい教育を行うため、2025年度までに小学校35人学級を実施します。中学校においても35人学級をめざし、将来的には小中学校30人による少人数学級をめざします。
- ●学校の働き方改革を実現するため、スクールサポートスタッフ、部活動 指導員、ICT支援員など外部人材の活 用等によるチーム学校の取り組みを 進めます。教員の勤務時間の削減に 向けて、部活動の地域単位の活動へ の移行、学校納入金の公会計化など を推進します。
- ●教育の質を高めるため、教員の養成・ 採用・研修等の在り方や免許更新制 の廃止に向けた検討を促進します。 学校現場において、プログラミング や語学、ケースワーカー、アスリート など、多様な経験ある人材の活用に 向けた免許制度への転換を促します。
- ●2022年をメドに実施予定の教員における勤務実態調査を踏まえ、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給するとしている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」を含め、勤務等の在り方について検討を進めます。

### ®子どもたちが安心して学べる 環境づくり

- ●教員による子どもへのわいせつ行為を根絶するため、公明党がリードして実現した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づいて、処分された教員のデータベース登録や被害に遭った子どもの相談・ケア体制整備など、必要な取り組みを進めます。
- ●子どもたちが安心して学ぶため、天 井などの非構造部材を含む学校施設 の耐震化を100%実現し、長寿命化

改修等を通じた老朽化対策等による 安全な教育環境の向上を推進します。 あわせて、体育館等の空調設置、トイレ改修、給食施設の整備、バリアフリー化などの防災機能の強化を図るとともに、照明等のエネルギー消費量を抑え、地域の脱炭素化にもつながる学校施設整備を進めます。

- ●子どもを事件・事故・災害から守るため、安全な教育環境の整備に取り組む学校を認証する制度「セーフティプロモーションスクール」の普及や通学路の安全対策を推進します。
- ●社会全体で子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域未来塾による学習支援や体験活動等を充実させます。あわせて、子ども食堂など地域との連携による子どもたちの居場所づくりを進めます。
- ●公立小中学校において、主食・おかず・ ミルクのそろった完全給食の実施を めざすとともに、健全な心身を育ん でいけるよう、学校給食の衛生管理 や食育の充実を推進します。
- ●薬物について正しい知識を持てるよう、薬物乱用防止教育を推進します。 薬物に関して専門知識を有する外部 専門家等と連携し、学校における薬 物乱用防止教室の充実を図ります。

### 9誰一人取り残さない 学びのセーフティネット

- ●いじめ、虐待、貧困、自殺等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、養護教諭等の配置を充実させるとともに、福祉・医療・NPOなどの関係機関との連携強化やSNS相談体制の拡充、SOSの出し方・聞き方教育などを推進します。
- ●不登校の子どもの学ぶ機会を充実させるため、フリースクールへの支援 及び連携体制の構築、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の整

40

備、学校内における居場所の確保な どを推進します。また、障がいが理由 で不登校となっている子どもたちに 対し、訪問教育による指導を充実し ます。

- ●不登校経験者や外国人の方などの学 ぶ機会を確保するために重要な役割 を果たしている夜間中学校を5年以 内に全ての都道府県・政令市への設 置をめざします。
- ●医療的ケア児を含めた障がいのある 子どもの学習を充実させるため、質 の高い学びや読書の環境整備、大学 等を含む生涯を通じた多様な学習活 動、文化芸術・スポーツ体験活動など の充実を図り、一人ひとりの個性や 可能性を伸ばす教育を進めます。
- ●障がいがあっても読みたい本を読め るよう、視覚障がい者等が利用しや すい書籍等の充実などによる環境の 整備を図ります。
- 特別支援学級の教職員定数を改善す るとともに、特別支援学校における 教室不足の解消やバリアフリー化な どの教育環境の整備を加速化します。
- 外国人やその子どもたちが日本語を 学べる機会を充実し、日本語教育水 準の向上を推進します。あわせて、日 本語教師に関する資格制度の創設に 向けた検討や日本語教育機関の振興 と活用を進めるための支援を行いま す。また、外国人の子どもの健康確保 のため、外国人学校の保健衛生対策 の取り組みを進めます。
- ■高校生の中途退学を未然に防ぐため、 スクールソーシャルワーカーの配置 拡充や福祉との連携強化などを推進 します。その上で、中退した場合でも 再就学や就労に向けたサポートを行 えるよう、在学中から切れ目ない支 援を促進します。
- ネットによる誹謗・中傷の根絶のため、 SNSや無料アプリ、ゲームなどの特 性や、安全なインターネットの使い 方を教えるなど、各学校現場での「情

報モラル教育」を充実させます。

### ⑩子どもの可能性を引き出す 教育の推進

- ●幼児期からの学習基盤の形成を図り、 全ての子どもに対して格差なく質の 高い学びへ円滑な接続を保障する「幼 児教育スタートプラン」の具体化に 向け、「幼保小の架け橋プログラム」 の開発・推進や幼児教育の質の向上 を支える自治体における幼児教育セ ンターの設置を促進します。また、幼 稚園におけるICT環境整備や感染症 対策の徹底を支援します。
- ●子どもたちの感性や創造性を育む文 化芸術・スポーツや自然体験などの 体験活動を推進します。あわせて、子 どもたちの読書の機会を増やすため、 読んだ本の魅力を発表しあう「ビブ リオバトル」の普及など、読書に親し むための取り組みを進めます。
- ●情報化が急速に進展する中で、生涯 にわたって学び続けるための基盤と なる読解力(リーディングスキル)の 育成を義務教育段階から進めます。 あわせて、国際的に活躍する科学技 術人材の育成をめざし、理数系に重 点を置いた教育を行う「スーパーサ イエンスハイスクール」を推進します。
- ●女子中高生が理系を選択しやすくな るよう、小学校の教科担任制も含め た理系科目における女性教員の増加、 各分野で活躍する理系の女性や国際 科学オリンピック等に挑戦する女子 生徒の紹介など、理系を志望する女 子中高生のロールモデルを増やす取 り組みを推進します。あわせて、高校 普通科改革や大学における学部の理 系割合の増加、保護者や教員等を交 えた啓発などを進めます。
- ●「ESD(持続可能な開発のための教 育)」はSDGsの全てのゴールの実現 に寄与します。また、新学習指導要領 にも「持続可能な社会の創り手」の育 成が明記されており、この考え方に 沿って、環境保護や防災など地球規 模の課題解決に向けて学習する機会

を充実させます。

●新型コロナウイルス感染症の影響を 大きく受けている留学生交流につい ては、国際的な動向を見据えながら、 停滞した留学を後押しするための支 援を推進します。

### ⑪知の拠点としての大学改革

- ◎女性や高齢者を含めた社会人が学び 直しのできる環境を充実させるため、 大学における学び直し機能の強化な どリカレント教育を推進します。
- ●若者の学力などを伸ばし、Society5.0 社会を切り拓く「知の拠点」としての 機能を強化するため、基盤的経費で ある国立大学法人運営費交付金や国 立大学法人等施設整備費補助金、私 学助成を拡充し、教育・研究・ガバナ ンス改革を進める大学への支援を推 進します。
- ●地方創生を担う人材育成や大学を核 とした地域産業活性化の観点から、 基盤的経費等の充実と地域連携の体 制構築の推進により地方大学を支援 します。
- ●研究者による民間企業の役員兼業や 起業に関する先進事例などをまとめ、 各大学へ活用を促すなど、研究者の 起業や兼業の希望が実現できる環境 整備などを通じ、産学連携や大学発 ベンチャー等を積極的に支援します。

# つながり 支えあう社会 (地域共生社会)

新型コロナウイルスの世界的な感染 拡大は、社会的孤立の深刻化や、若 者・女性の自殺の増加など、国民生活 に大きな影響を及ぼしています。こ うした中、感染症はもとより、あらゆ るリスクに対応できるよう、誰もが 安心してSOSを出せる仕組みづく りが求められています。

そのため、さまざまな困りごとを抱 えている当事者の目線に立って、安 心して過ごせる居場所の確保や断ら ない相談支援体制の構築、生活の基 盤である住まいの安心の確保など、 誰一人取り残さない、包容力と温か みのある、つながり支え合う地域共 生社会づくりに取り組みます。そし て、若者や女性をはじめ誰もが活躍 できる環境を整備します。

### ①社会的孤立防止、 非正規雇用労働者への支援

- ○社会的孤立を個人の問題ではなく社 会の問題として国を挙げて取り組む ため、当事者の目線に立って、孤独・ 孤立対策の国家戦略を策定し、官民 一体で、息の長い支援を実施します。
- ◎SNSを活用した自殺防止など24時 間相談体制を充実するとともに、ひ きこもり等さまざまな生きづらさを 抱えている方々が安心して過ごせる 居場所を地域に増やす取り組みを推 進します。
- ◎孤独・孤立対策に携わっているNPOや 社会福祉法人等民間団体を広く支援 するための新たな助成金を創設します。
- ◎コロナ禍において顕在化した住まい に対するニーズや単身高齢者の増加 等を踏まえ、生活困窮者等住宅確保 に困難を抱えている方々への住宅手 当の創設など住まいのセーフティネッ トの再構築をめざします。
- ◎非正規雇用労働者などが月10万円の 生活費を受給しながら無料で職業訓 練を受けられる「求職者支援制度」を 拡充します。

### ②若者の活躍支援

- ●子育て世帯に限らない若者全体が抱 える課題(多様な生き方や働き方を 認める社会保障の在り方、職場など における人間関係や心のケアの問題 から、若者の政治・社会参画促進まで) に取り組むため、全ての若者が希望 の持てる政策を担う「若者担当大臣」 を設置します。
- ●政府や地方自治体が開催する審議会 等の構成員に「若者枠」を設けること で、政策決定に対する若者の関与度 合いを高めるとともに、「若者議会」 の開催を推進します。
- ●若者世代の政治参画をさらに進める ため、被選挙権年齢の引き下げをめ ざします。

- ●子どもたちの社会参画への主体性を 育むため、児童生徒、保護者、教職員 が互いに話し合いながら、校則や学 校行事などを決めていく「学校内民 主主義」の実現をめざします。また、 若者が首長や議員、議会と直接関わ る機会を創出するなど、主権者教育
- ●若者等の政治参画を一層促進するた め、有権者がスマートフォン等から投 票できるインターネット投票の実現 に向けた研究・検討を進めるとともに、 電子投票システムの信頼性を確保す るための検討も進めていきます。

の一層の推進と充実に取り組みます。

●若者の政治や行政、社会参加の促進の ための基本理念や基本方針、国や地方 自治体の責務などを定める「若者政治 参加促進基本法」の制定に向け、超党 派での合意形成に力を尽くします。

### ③女性等が活躍できる社会へ

- ●女性活躍の基盤となる女性の健康を 包括的に支援する法律の早期制定を めざします。
- ◎女性特有の悩みやリスクに対応する オンライン相談、女性の健康課題を テクノロジーで解決するフェムテッ クの推進、生理休暇制度の取得促進、 学校・公共施設での生理用品の無償 提供などを進めます。
- ※フェムテック = Female(女性)と Technology(技術)からなる造語。先進 的な技術を用いた製品等で女性特有の悩 みに対応すること
- ●意図しない妊娠のリスクから守るた め、緊急避妊薬に関する教育を充実 させるとともに、緊急避妊薬を求め る人が薬局で薬剤師の関与のもと処 方箋の必要なく購入できるように制 度を見直します。
- ●DV被害の実態を踏まえ、DV防止法 の保護命令や通報対象の見直しを行 うなどDV被害者に寄り添う支援体 制を強化します。
- ●改正ストーカー規制法を踏まえ、被 害者を守る取り組みを充実させると ともに、加害者対策を強化します。

42

- ●各企業における女性活躍の状況を「見える化」し、多くの企業が自発的に取り組むよう促進します。また、ハラスメント対策等の女性議員を増やすために有効な取り組み、周知を進めるとともに、いわゆるクォータ制についての議論を進め、政治分野における女性の参画を推進します。
- ◎結婚により改姓するのは96%が女性です。仕事のキャリア維持などさまざまな理由で、希望する夫婦がそれぞれの姓を変えることなく結婚できるよう、同姓または別姓の選択を認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を推進します。
- ●全ての女性が輝き活躍できる社会をめざし、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に基づく慣習等の見える化を図り、知らず知らずの間に当たり前と思い込んでいることが当たり前ではないと気づく機会を提供するとともに、社会全体の機運を醸成するためのキャンペーンを実施します。
- ●いわゆる「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要問題の被害防止のために、教育・啓発の推進、違法なスカウト行為の取り締まりの強化、相談体制の充実等を図ります。
- ●男女の置かれている状況を客観的に 把握するため、統計における男女別 データの把握を推進するとともに、 適切な公表を推進し、政策立案に活 用する基盤を構築します。
- ●家族や社会の変容、中でも特に単身 世帯が増えている実態を踏まえ、税 制・社会保障等各種制度の在り方を 検討します。
- ●学童期・思春期に医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること(プレコンセプションケア)に関する取り組みを推進します。
- ●さまざまな困難を抱え、孤立してい

る女性たちを支援するための新たな 法律を制定します。

- ●子どもを養育費の権利者に位置づけ、 養育費の取り決めや取り立てに関す る制度を抜本的に見直します。また、 離婚に関する相談体制の整備のほか、 養育費不払いの解消に向けた養育費 支援センターや地方自治体における 養育費に関する相談支援の充実・強 化、養育費支払い確保のための法改 正等に取り組みます。
- ●性犯罪・性暴力の根絶をめざし、暴行・ 脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在 り方や、性交同意年齢の引き上げ、公 訴時効の在り方などについて、刑事法 の改正に向けた取り組みを進めます。
- ●女性差別撤廃条約の実効性を高める ための選択議定書の早期批准をめざ します。

### ④性的マイノリティへの支援

◎性的指向と性自認に対する理解の欠如に基づく差別、偏見、不適切な取り扱いを解消し、多様性を尊重する社会の実現のために自治体パートナーシップ認定制度の推進を図るとともに、性的指向と性自認に関する理解増進法の成立を図ります。性同一性障害特例法の見直しをさ、当事者が抱えるの保険適用化など、当事者が抱える困難の解消を図ります。同性婚については国民的議論を深めつつ、必要

な法整備に取り組みます。性的マイノリティーの方々への相談体制の充実、就活・職場におけるハラスメント対策、学校におけるきめ細やかな対応、自殺総合対策での対応を推進します。

### ⑤障がい者施策の充実

- ●医療的ケア児がどこに住んでいたとしても、安心して暮らすことができるよう、「医療的ケア児支援法」に基づき、日常生活における支援や相談支援、保育所・学校等における医療的ケアなど、医療的ケア児・者やその家族が適切な支援を受けられる体制を整備します。
- ●医療的ケアを必要とする成人の教育 や雇用・労働などについてのニーズ を把握し、支援策につなげる取り組 みを推進します。
- ●医療的ケア等重度障がい者の学びを支援する訪問型生涯学習を推進します。
- ●共生社会の実現のために、改正障害 者差別解消法の円滑な施行に取り組 むとともに、障がい者施策を見直し しつつ、必要に応じて、障害者基本法、 障害者虐待防止法などの法制度の改 正を行います。
- ●発達障がいを含めた障がいのある子どもが早期から継続的に適切な教育や支援を受けられるよう、発達障がい等の早期発見・早期療育支援、情報の適切な共有・引き継ぎなど、関係機関の連携による乳幼児期から就労期まで一貫した支援の仕組みづくりを推進します。
- ●強度行動障害の方が安心して暮らす 住まいを確保するとともに、家族も 支え、早期から支援する仕組みを構 築します。
- ●障がい者が安心し、生きがいを持って地域生活を送れるよう、グループホーム等の整備、在宅就労などの就労・定着支援、発達障がい児・者の地域支援体制の強化に取り組みます。

- ●障がい者等の社会参画のため、農業・ 福祉双方の連携の発展に向けた環境 の整備、専門人材の育成等を進め、農 福連携の全国的な推進を図ります。
- ●新生児聴覚スクリーニングにより、 聴覚障がいのある子どもを早期に人 工内耳や補聴器などの適切な治療や 療育につなげる体制を整備します。 また、聴覚障がいに応じた人工内耳 や補聴器の支援を行います。さらに、 難病による聴覚障がいに対する補装 具の特例支給を推進します。

### ⑥自殺防止、メンタルヘルス、 うつ病、摂食障害等

- ●パワハラ・セクハラなどハラスメントを許さない社会の実現をめざし、周知・啓発や指導・監督、被害を受けた場合の相談体制の強化など、取引先・顧客等からのハラスメントや、フリーランス・就職活動中の学生へのセクハラ等も含め、あらゆるハラスメント防止対策を推進します。
- ●職場でのメンタルヘルス・チェック 体制の充実を図り、産業医による面 接指導や健康相談の確実な実施、担 当者等への研修などを推進します。
- ●うつ病などの精神疾患について、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を用いた普及啓発、AIを活用し自分で心の健康をチェックできる「KOKOROBO(ココロボ)」の活用、

心の不調に悩む人を支える「心のサポーター(ここサポ)」の100万人養成など、職場・地域における早期発見・治療体制を強化するとともに、認知行動療法や適切な薬物療法の普及を促進します。

- ※メンタルヘルス・ファーストエイド=メンタルヘルスの問題を持つ人に対して、適切な初期支援を行うための行動計画
- ●厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」による自殺動向に関する分析や市町村との連携を強化し、地域レベルの実践的な取り組みを一層推進します。特に、SOSの出し方教育やSNS相談体制の充実など、子ども・若者の自殺予防対策を強化し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざします。
- ●拒食症や過食症などを含む摂食障害 について、国民の理解を深める啓発 活動を進めるとともに、安心して相談・ 治療できる支援体制を整備します。
- ●コロナ禍においてテレワークなどオンラインで仕事を行う方や、オンライン授業を受ける学生等が増えている状況を踏まえ、遠隔型のメンタルヘルスケアの充実を図り、産業医や大学内のカウンセリングセンター等によるオンラインでの健康相談を推進します。

### ⑦就職氷河期世代への支援

- ●2040年に高齢期を迎える「就職氷河 期世代」をはじめ非正規雇用者の就 労や生活の支援の強化、キャリア形 成支援の充実に向けて、産業界等の 幅広い参画のもと、官民を挙げて取 り組みを推進します。
- ●就職氷河期世代の一人ひとりの状況・ 課題に応じた能力開発メニューの充 実、創業支援、インターンシップ等か ら就職、定着まで一貫したチーム支 援の実施、地域若者サポートステー ションと生活困窮者自立支援制度と のワンストップ型・アウトリーチ型支 援の強化、居場所型の就労準備支援 事業の創設など福祉との連携も含め、 本人に寄り添い一人ひとりの希望を 叶えるための必要な支援策を着実に

実施します。

- ●就職氷河期のための国家公務員試験 を継続して実施します。
- ●就職氷河期世代支援を個々の状況に応じて支援する取り組みを着実に実施するため、地域就職氷河期世代支援加速化交付金で引き続き支援します。また、感染症の拡大や大規模災害等により新たな就職氷河期世代を生まないよう、一人一社制や新卒一括採用等の労働慣行を必要に応じて見直すとともに、オンライン面接などオンライン就職活動を支援します。

### ⑧地域共生社会の実現

- ●「8050問題」など複雑化・複合化した 課題を抱えている本人・家族を丸ご と受け止め、包括的に支援する重層 的支援体制整備事業を全ての自治体 で実施します。
- ※「8050問題」=80歳代の親と50歳代の子 どもの組み合わせによる生活問題
- ●地域共生社会の実現に向けて、福祉とまちづくり、地方創生との連携や、 農福連携など、タテワリを超えた協働を進め、多様な担い手の参画による地域活動の普及・促進の取り組みを強化します。
- ●さまざまな課題を抱え、困窮し、社会的に孤立している本人と家族を包括的に支援する相談体制を抜本的に拡充するとともに、就労準備支援や家計改善支援の推進、子どもの学習・生活支援、居住支援等さまざまな支援メニューを拡充・強化します。あわせて、支援に関わる人材の養成・質の向上、処遇改善に取り組みます。
- ●地域、福祉と教育の連携を強化する とともに、子ども食堂や子ども宅食、 子どもの学習支援など学校内外に安 心できる居場所を増やします。
- ●食に困窮する国民への支援と地域における食育を推進する観点から、フードバンクや、こども食堂・こども宅食、地域食堂などの食支援活動を支えるため、食品を安全に保管する倉庫や

44

冷凍・冷蔵設備の確保、光熱費や輸送 費等の運営にかかる費用を支援する 仕組みをつくります。

- ●居場所を必要とする方々が利用につ ながるよう、居場所マップの作成、普 及を推進します。
- ●ひきこもり当事者が安心して過ごせる居場所を確保するとともに、、ンラインラインラインラインラインラインラインのでは、カーマンのでは、カーマンのでは、カーマンのでは、カーマンのでは、中期からでは、中期からでは、中期からでで、中期からでは、中期がであるというでは、カーマンのでは、カーマでは、カーマでは、カーマンのでは、カーマンのでは、カーマでは

### 9住まいと暮らしの支援

- ●「将来不安」を抱える単身などの若者 や、子育て世帯、高齢者など、誰もが 安心して暮らせる住まいを確保する ため、孤独・孤立を防ぐ観点からにも は宅セーフティネット制度等した。 ち援を強化します。特に、対するニー ズや単身高齢者の増加等を踏まえ、 生活困窮者などの住宅手当の創設 など住まいのセーフティネットの再 構築をめざします。
- ●UR(都市再生機構)賃貸住宅や公営 住宅等公的賃貸住宅については、住 宅セーフティネットに加え、カーボ ンニュートラルを推進する観点も踏 まえつつ、多様な居住者が安心して 住み続けられるよう必要な取り組み を進めます。
- ●地域の住宅セーフティネットの体制を強化するため、地方自治体等における住宅部門と福祉部門の連携を強化するとともに、コロナ禍における生活困窮者、高齢者や障がい者など住居確保要配慮者に対して、見守り等の居住支援を行う、NPO等の居住支援法人や居住支援協議会の活動支

援事業及び人生100年時代を支える 住まい環境整備モデル事業の恒久化・ 拡充を図ります。

- ●高齢者、障がい者等が健康で安心して暮らせる住まいを確保するため、改修や住み替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた総に、エートを整備するともに、エートンが策等の住宅をできるとともに、健康・介護、少子化した、健康・介護、少子化した、健康・介護、少子に対した、健康・介護をあざします。世代住宅の実用化をめざします。
- ●「新たな日常」への対応を含めた居住に関する多様なニーズを踏まえ、住宅内等のテレワークスペース、地域内のコワーキングスペース、サテライトオフィスを確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進するとともに、宅配ボックスの設置等による非接触型の環境整備を推進します。
- UR賃貸住宅の居住者の方々が、安心 して住み続けられる居住環境を実現 するため、家賃の減額が可能な高齢者 向け住宅に係る支援制度の拡充とと もに、近居割や子育て割等の活用を促 進し、単身などの若者や子育て世代等 の入居を推進します。また、入居者サー ビスの向上、コミュニティ施設や子育 て支援施設等の充実、エレベーターや スロープの設置等のバリアフリー改修、 医療・福祉施設の誘致による地域の医 療福祉拠点化等を進めます。
- UR 賃貸住宅の募集に当たり、一定 の年齢以下の者を優先する「若者枠」 の設定や、「子育て世代向け地域優良 賃貸住宅における家賃減額制度」の 所得要件の緩和などを通じ、中間層 を含めた若者向けの公的な住居提供 サービスを都市部を含め拡充します。
- ●幅広い購買層の住宅取得負担の軽減 を通じて、内需の柱である住宅投資 を喚起し、わが国経済の回復を力強

くけん引していくため、住宅投資促進策の柱である住宅ローン減税等の必要な支援策を、2022年以降について確実に実施します。

### ⑩既存住宅流通やリフォーム市場 の活性化、脱炭素社会に向けた 住宅循環システムの構築

- ●長期優良住宅制度や「安心R住宅」制度(一定の基準を満たす既存住宅に対して国が認定したロゴマークを事業者が広告に使用することを認める制度)による既存住宅の質の向上、マンション管理の適正化、円滑な取引環境の整備、住み替え支援の充実等により、既存住宅流通やリフォーム市場における「住宅ストックビジネス」の活性化を図ります。
- ●多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及・定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、良質な既存住宅を認定する「長期優良住宅」の普及を促進するとともに、若者・子育て世帯・高齢者が、良質な住宅を購入しやすくする環境整備を推進するため、耐震性や品質などの基礎的な性能の条件をクリアした良質な既存住宅物件「安心R住宅」の普及を促進します。
- ●住民の高齢化や非居住化による管理 組合の担い手や修繕積立金の不足、 老朽化等の課題が進むマンションに ついては、地方自治体が管理の行き 届いた優良マンションを認定する新 たな管理計画認定制度の定着やマンション管理の適正化や長寿命化を 図るともに、住民の多様なニーズ に対応しつつ、老朽化マンションの 円滑な再生(改修・建て替え・売却等) に向けた取り組みを促進します。
- ●住宅・建築物のさらなる省エネ対策 の強化や断熱性能の向上を図るため、 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー住宅) やLCCM住宅(ライフサイクルカー ボンマイナス住宅)等の省エネ性能 の高い住宅や既存住宅の省エネ改修 等に対する支援を強化するとともに、

中小工務店等の省エネ住宅生産体制 を整備・強化します。

- ●木造の住宅・建築物の設計・施行を担 う人材育成等の生産体制強化を進め るとともに、地域経済を支える良質 な木造住宅の整備の推進、CLT(直交 集成板)等や地域の気候風土に応じ た木造建築技術等を活用した先導的 な取り組みに対する支援により、木 造住宅・建築物の振興を図ります。ま た、国産材による木造建築物等の普 及を促進します。
- ●住宅の省エネ性能等の認定・表示制度等を普及・充実させるとともに、住宅購入者である個人にしわ寄せが生じないよう配慮しつつ、住宅の省エネ基準の義務付け等のさらなる規制の強化を検討します。さらに、高い省エネ性能を有する住宅を一層、普及促進するため「グリーン住宅ポイント制度」の拡充・延長等の取り組みを推進します。
- ●長引くコロナ禍による影響で、世界的に木材価格が高騰する「ウッドショック」への対策として、特に影響を受ける中小工務店の事業者への支援を進めます。また、国産材の活用による木材の安定的な供給を図るため、国産材の供給網の整備等を進めるとともに、木造住宅供給事業者や関係事業者等による国産材の共同調達の取り組みに対する支援等を行うなど供給体制の強化を図ります。

### ①空き家や空き地、 所有者不明土地対策の推進

- ●所有者不明土地のさらなる円滑な利活用を進めるため、地域福利増進事業(所有者不明土地について、公園の整備など地域の公共的な利用を可能とする制度)における太陽光パネルやコワーキングスペース等、新たなニーズへの活用に向けた制度の拡充等を図ります。また、民事基本法等の改正内容を踏まえた所有者不明土地等に対する行政の関与の仕組みを構築します。
- ●管理不全土地(適切な管理が行われな

いで地域周辺に悪影響を及ぼしている土地)の適正管理を図ります。また、有効活用されずに放置される低未利用土地については、空き地や空き家の管理・流通・再生を担う組織や法人であるランドバンクの活用等を通じた対策を進めるとともに、「新たな日常」の実現に向けた地域活性化のための低未利用土地等の円滑な利活用を図るための仕組みを構築します。

- ●地籍調査(一筆ごとの土地について、 所有者、地番、地目を調査し、土地の 境界と面積を測量する調査)について は、災害後の迅速な復旧・復興、計画 的な社会資本整備、土地取引の円滑化 等のため、所有者が不明な場合等でも 調査が進む調査手続の活用や、航空 レーザー測量等のリモートセンシン グデータの活用など都市部・山村部の 地域特性に応じた効率的な調査手法 の導入を図りつつ着実に推進します。
- ●不動産流通市場の活性化や資産の有効活用をさらに促進していくため、「不動産ID」を整備して、不動産市場の透明性の向上や不動産業の生産性・消費者の利便性向上等を図ります。
- ●コロナ禍により、テレワークの進展によるオフィスや住宅へのニーズの変化、二地域居住等への関心の高まり等も踏まえ、全国各地に存在する空き家・空きスペース等の活用の一層の推進を図るため、空き家バンクが未設置の自治体への支援、コロナ禍における空き家の有効活用事例の展開、全国版空き家・空き地バンクのさらなる情報の充実化等を図り、空き家等のマッチング促進や地域活性化につなげます。
- ●空き家対策を一層加速化させるため、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる相談窓口等の整備や人材確保等の取り組みを進めるとともに、空き家を利活用し、異業種の人がオフィスをシェアするコワーキングスペースへの改良など新しい生活スタイルに対応した取り組みや、古民家など空き家を滞在体験施設や資料館等に改修する等の取り組みを

推進します。

●本年成立した民法・不動産登記法等一部改正法及び相続土地国庫帰属法を踏まえ、関係機関や専門職者と連携して、相続登記の申請義務化や財産管理制度の見直しなど新たな制度の周知を図ります。司法書士や土地家屋調査士等も積極的に活用しつつ、その円滑な運用に向けた体制整備を推進します。

### ⑫バリアフリー、 ユニバーサル社会の実現

- ●誰もが安心して暮らせ、生き生きと 活躍できる真の「ユニバーサル社会 (共生社会)」を実現するため、障がい 者や高齢者等の方々の意見や要望等 を丁寧に汲み取りながら、ハード・ソ フトにわたるさまざまなバリアフリー 施策を加速するとともに、障がい者 と健常者を分け隔てないインクルー シブな社会づくりを進めます。
- ●「心のバリアフリー」を推進するため、 国民全体に向けた広報活動、ヘルプマーク等の普及・促進、学校教育や民間企業等を巻き込んだ国民の意識改革を進めます。また、高齢者や障がい者等の介助体験や擬似体験、バリアフリー化された施設の体験等を行う「バリアフリー教室」の開催や、高齢者障がい者等用施設の適正利用、公共交通機関や公共施設等におけるベビーカーの利用円滑化に向けた普及啓発活動等を推進します。
- ●鉄道駅のバリアフリー化を加速する ため、2025年度末までに平均利用者 数3,000人以上の駅を、可能な限り 早期に原則として全てバリアフリー 化します。また、地域で策定された バリアフリー基本構想の生活関連施 設に位置づけられた平均利用者数 2,000人以上の駅について、原則と して全てバリアフリー化します。そ の他の駅についても、可能な限りバ リアフリー化します。
- ●駅のホームからの転落を防止するため、全国のホームドアの設置数を、

46

2025年度末までに全国で3,000箇所(番線)(2019年度末比で約1.5倍増)まで整備します。このうち、平均利用者数10万人以上/日の駅については800箇所(番線)に整備します。また、視覚障がい者の方がホームの内側をつえや足で判別できる「内方線付き点状ブロック」の設置とともに、「新たなタイプのホームドア」に関する技術開発を進めます。

- ●鉄道駅におけるエレベーター設置等による段差解消や点字ブロック、ホームドアや分かりやすい案内板、洋式トイレやバリアフリートイレ、子育て支援施設等の設置、エレベーターの大型化、複数ルートの構築、電車内の車いすスペースの確保等を推進するとともに、公共交通事業者の職員の接遇・研修等の取り組みを強化・促進します。
- ●近年、全国で鉄道駅の構内や改札の無人化が増加傾向にある中で、障害の有無にかかわらず鉄道サービスを安全かつ円滑に利用するための環境整備を図るため、障がい者の方々への適切な案内や情報提供、駅の利用に関する事前連絡、列車運転士等の乗務員による介助の実施等の取り組みを促進します。
- ●「障がい者用ICカード」並びに「特急車両における車いす用フリースペース」の導入の早期実現に向けた検討等を加速化します。特に、関東圏における「障がい者用ICカード」については、2022年度内に導入します。また、ウェブによる障がい者用の鉄道等の乗車券や乗船券の予約・決済(マイナポータルとの連携を含む)を実現するとともに、鉄道運賃の精神障がい者への割引の導入を促進します。
- ●誰もが当たり前に、快適に移動や旅を楽しむことができる、世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道を実現するため、今後、新たに導入される新幹線車両については、車いす用フリースペースを設置し、ウェブの予約システムを導入するとともに、授乳室等の多目的室や車いす対応トイレ等の利用環境を改善するな

ど、新幹線のバリアフリー化の取り 組みをさらに推進します。

- ●高齢者や車いす利用者、ベビーカー利用者や妊娠中の方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)等の福祉タクシーについては、さらなる普及とともに、より利用しやすくするための車両改善やドライバーの研修等の取り組みを進めます。
- ●貸切バスや高速乗合バスのバリアフリー化を進めるため、ノンステップバス、リフト付きバスやスロープ付きバスの導入を促進します。また、遊覧船、旅客船等における車いすのスペースの確保など、バリアフリー施設の整備等を推進します。また、空港へのシームレスな接続が可能となるよう、バリアフリー化した空港アクセスバス車両の導入を推進します。
- ●バリアフリーのまちづくりを推進するため、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、幅の広い歩道の整備や段差等の改善、音の出る信号機の設置、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進します。また、ICTを活用した歩行者移動支援サービス(バリアフリー・ナビプロジェクト)の普及を促進します。
- ●人が集まる駅前広場やBRTの停留 所、駅周辺における道路のバリアフ リー化とともに、高速道路における SAや「道の駅」における子育て応援 施設の整備等のバリアフリー化を推 進します。
- ●住宅や建築物等に関するバリアフリー化を促進する取り組みを支援するとともに、災害時において避難所となる公立小中学校等については、バリアフリートイレやスロープ、エレベーターの設置等、災害弱者に配慮したバリアフリー化を推進します。また、建築物、道路、都市公園、路外駐車場のバリアフリー情報の提供を

促進します。

### ①通学路や踏切等の 交通安全対策の強化

- ●2021年6月に下校途中の小学生の 列にトラックが突っ込んだ千葉県八 街市の事故を受け、全国の通学路の 合同点検を実施した上で、通学路に おける歩道の設置・拡充やガードレー ル、速度抑制施設等の整備、危険な箇 所における効果的な交通安全対策の 強化を図るとともに、地域の実情や ニーズ等を踏まえて送迎スクールバ スの運行や通学路の警備員配置等の 取り組みを支援します。
- ●運送事業者をはじめ車両を有する全 ての事業者に対する安全運転啓発活 動の強化を図るとともに、運送事業 者のみならず、自家用自動車(白ナン バー)を保有する事業者に対するド ライバーの乗務前後のアルコール検 知を義務化します。
- ●高齢運転者による事故の防止・被害軽減に資する先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車(サポカー)」の性能向上・普及促進に取り組みます。
- ●歩行者等が安心して通行できる生活 道路や通学路等の交通安全対策を進 めるため、ガードレールやポールの 設置、路側帯や交差点のカラー舗装 等の道路整備、安全な自転車通行空 間の整備、踏切対策の推進、無電柱化 等による総合的な交通安全対策を推 進します。また、ビッグデータの活用 等によって、潜在的な危険箇所や安 全対策が必要な箇所を特定・抽出し、 効果的な対策を講じます。
- ●車の進入を抑制するライジングボラード(自動昇降する車止め)、速度を抑制するハンプ(道路の一部を隆起させた構造物)、横断歩道部分が一段高くなっている「スムーズ横断歩道」などの道路上に整備した構造物等と、最高速度30km/hの区域規制を、地域の実情に応じて適切に組み合せる「ゾーン30プラス」の推進により、生活道路における交通安全の一層の向

上を図ります。

- ●踏切の安全対策を進めるため、立体交差化等による踏切の除却や周辺迂回路の整備を進めるとともに、踏切内に障害物があることを感知して電車に知らせるセンサーの増設、踏切道の拡幅等の改良、カラー舗装による自動車と歩行者等の通行空間の分離等の取り組みを推進します。また、地方踏切道改良計画の作成を通じた踏切道改良計画の作成を通じた対果的な踏切対策を推進します。
- ●高速道路における「逆走防止対策」や 「歩行者等の誤進入対策」として、広 報啓発とともに、大型路面表示や特 別転回を案内する看板等の対策を進 めます。
- ●公明党の推進により道路交通法を改正し厳罰化された「あおり運転防止対策」を推進するため、罰則規定の円滑な運用に向けた実効性のある体制の整備、免許取り消し後の取消処分者講習での指導方法の研究、免許更新等の講習時での安全運転の啓発等の取り組みを進めるとともに、ドライブレコーダー装着の一層の普及を図るため、購入・設置補助の推進や税制優遇措置等の検討などの取り組みを進めます。
- ●環境に優しく、交通混雑の緩和や健康増進等を促進する乗り物である「自転車」の安全で快適な活用を推進するため、自転車活用推進計画に基づく、自転車通行スペースや駐輪場(バイク含む)の整備・拡充、交通安全対策の推進や自転車保険加入の促進、サイクルスポーツの普及による健康増進、サイクルツーリズム(自転車を活用した観光)の推進等の取り組みを進めます。
- ●自動車事故の被害者等の救済対策の 充実を図るため、後遺障害の残った方 が治療やリハビリを安心して受けら れる環境を整備するとともに、被害者 の介護者なき後に備えた生活の場の 確保への当事者や家族に対する不安

解消や、事故直後における被害者等の 不安の軽減を図るための支援を行い ます。また、自動車事故による被害者 やその家族、遺族を対象とした精神的 ケアに係る取り組みを支援します。

### 14消費者被害対策

- ●民法の改正により2022年4月から成人年齢が18歳になることから、若年者が法的トラブルに巻き込まれないよう、学校教育をはじめとした若者に対する消費者教育を一層充実させ、若者の消費者被害の拡大防止や自立支援などを推進します。また若者、高齢者や障がい者、外国人など、知識・経験・判断力が不十分な消費者の契約取り消しを可能にする法整備を進めます。
- ●インターネット上のショッピングモールやフリマアプリ、マッチングサイトなどのデジタル・プラットフォームが介在する取り引きのトラブルが増加していることから、消費者の安全・安心と消費者からの信頼性の確保のために必要な法的枠組み等を検討します。
- ●「オレオレ詐欺」や「架空請求」などの特殊詐欺対策について、取り締まりを強化するとともに、金融機関をはじめとする関係事業者等と連携した被害防止対策に加え、被害に遭いやすい高齢者のみならず、広く国民に詐欺被害予防を呼びかける広報を発活動に取り組み、官民一体となった予防活動を推進します。

### 15犯罪防止対策と人権の擁護

- ●安全・安心な社会を実現するため、満期釈放者を含め、犯罪をした者の特性に応じ、就労支援をはじめとした息の長い支援を強化します。また、保護司等の民間協力者への支援など、再犯防止対策のさらなる推進を図ります。
- ●わが国ではさまざまな人権課題が生起しています。新型コロナウイルス感染症をはじめ、さまざまな要因による差別や偏見を防ぐため、関係省庁、地方自治体が連携し、広報や相談体制等の充実を図り、人権教育、啓発

活動の取り組みを一層推進します。

- ●無国籍の子どもの実態を把握するとともに、国籍取得を支援するため、相談体制を整備します。あわせて、無戸籍の子どもや親が戸籍や住民票を取得できるよう、地方自治体における取り組みについて、関係機関との連携を強化します。
- ●相手の反論を許さないほど威圧し、 憎悪をあおるヘイトスピーチは、人 権侵害や社会の分断という観点から 決して許されるものではありません。 公明党が主導し成立したヘイトスピー チ解消法の理念をもとに、さらなる 実態調査や教育、啓発を行い、ヘイト スピーチを社会から根絶することを めざします。
- ●インターネット上の誹謗中傷対策として、プラットフォーム事業者による適切かつ迅速な削除やアカウントの停止など自主的取り組みの実効性を高める方策を促進します。また、相談体制の強化や情報モラル教育の充実を図るとともに、侮辱罪の厳罰化を図ります。

# ⑥外国人が安心して暮らせる多文化共生社会

- ●誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、在留する全ての外国人に対し、支援する専門家の育成等、きめ細やかな対応ができる社会の構築をめざします。また、緊急時等において、情報が適切に届くよう、日本語教育の充実や多言語化などを推進し、情報から孤立しない情報提供体制の構築をめざします。
- ●入管収容施設における収容の長期化が喫緊の課題となっています。その課題を解消するため、収容に代わる措置の検討や、入管収容施設における適切な医療等体制の整備を推進するなど、制度や運用の改善に取り組みます。
- ●日本で生まれ育ち、納税の義務等を 果たしている永住外国人への地方参 政権の付与を実現します。

# り 人生100年時代 を見据えた 安心の 社会保障

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、2022年から25年にかけては団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障の構築は喫緊の課題です。

その実現に向け、健康寿命の延伸や重症化予防の推進、安心で質の高い医療提供体制の構築とともに、認知症の人の増加にも対応した介護サービスの充実等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境を整備します。

また、働く意欲のある高齢者がその 能力を十分に発揮して活躍できる環 境を整備するとともに、高齢者の就 業率の上昇や高齢期の長期化を踏ま え、人生100年時代を見据えた年金 制度改革を着実に進めます。

### ①安心で質の高い 医療提供体制の構築等

- ・地域医療介護総合確保基金を確保し、 医療機関の集約化と重点化を行うと ともに、病床の機能分化・連携、在宅 医療の推進や介護分野との連携など、 地域医療構想の実現に向けた取り組 みを支援します。
- ●医師偏在対策を進めるとともに、タスクシフティング・シェアリング(業務の移管・共同化)や勤務終了時から翌日の始業時までに一定の休息時間を設ける勤務間インターバルの導入など医師の働き方改革に向けた支援を進めます。また、医療安全支援センターの充実強化を図ります。
- ●医療従事者の確保・定着に向けた勤 務環境改善対策等を強化します。
- ●2022年度診療報酬改定については、 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、質の高い医療の確保に 必要な改定を行います。また、日本の 医療安全保障を確保するため、透明 性・予見性の確保にも留意して薬価 算定基準の見直しを図ります。例え ば、流通上の差益を参考にした現行 の薬価改定の手法を見直し、薬価の 過度な引き下げが起こらない仕組み を検討します。
- ●急病時に救急車を呼ぶべきか否かを 電話で相談できる「#7119」を全国 展開し、国民の安全・安心を守ります。
- ●都道府県の県境を越えたドクターへ リの広域連携・協力体制の整備を進 め、地理的要因や基幹病院との距離 などを考慮した生活圏優先で「救え る命を救う」取り組みを強化します。
- ●公明党が主導した脳卒中・循環器病対策基本法に基づき、循環器病の予防を進めるとともに、循環器病を発症した疑いがある場合の搬送及び医療機関による受け入れを迅速かつ適切に実施します。また、脳卒中発症後4~5時間以内に専門病院でt-PA療

法(血栓を溶かす薬 <t-PA>を使って 脳への血流を回復させる治療法)を 受けることを含めて、循環器病患者 に対する良質かつ適切なリハビリテー ションを含む医療を迅速に提供する 体制を強化します。さらに、循環器病 の予防、診断、治療、リハビリテーショ ン等に係る研究等を推進します。

- ●地方での出産、子育て環境において 欠かすことのできない産婦人科医師 の不足を解消するため、医療提供体 制の効率化や産婦人科医師の養成、 勤務環境の改善等を推進します。
- ●現役世代が仕事と治療を両立できる よう、病院の待ち時間の改善に向け て、AIの活用等の研究を推進します。
- ●献眼及び献腎移植等を推進し、待機期間の短縮をめざします。
- 日本発の優れた医薬品・医療機器・再生医療等製品の開発と事業化を推進します。日本に創薬のホットスポットを創出します。
- ●ICTによる医療情報連携や診断支援などによる医療現場の負担軽減、IoT機器による健康データ管理による生活習慣病の予防、AIによる健康相談システムの構築等で、医療現場の働き方改革を進めるとともに、超高齢化社会に備えた先進的なヘルスケアシステムを構築します。また、質の高いオンライン診療を推進します。
- ●2021年10月までにマイナンバーカードが健康保険証として本格活用できるようになることを踏まえ、健康診断を「受けている」「受けていない」で保険料(保険税)を見直す等、一人ひとりの健康増進への努力を国民健康保険制度に連動させる仕組みの構築をめざします。
- ●ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、依存症対策全国拠点機関の体制強化を図るとともに、地域における専門医療機関や治療拠点・相談拠点の整備を進めます。あわせ

て、民間団体への支援、調査研究、普及啓発などにも取り組みます。

# ②認知症施策の推進、介護サービスの充実

- ●認知症の人の尊厳が守られ、希望を持って暮らせる共生社会の実現に向け、認知症基本法の早期成立をめざします。
- ●かかりつけ医を認知症診療の中核に 据える医療体制の構築、認知症サポーターが地域で活躍できる場づくり、 BPSD(行動・心理症状)対応の推進や 家族等支援の充実、官民一体となった認知症バリアフリーの推進、若年 性認知症への支援、初期集中支援チームの体制強化、認知症本人のピア活動(当事者同士の支え合い)などを進めます。
- ●認知症根本治療薬の開発・早期実用 化や最先端の技術を活用した早期診 断法の研究開発を進めるとともに、 認知症の人の心身の特性に応じたリ ハビリや予防・介護方法に関する研 究を進めるため、認知症研究開発費 を大幅に拡充します。
- ●施設等において認知症の利用者に対する手厚いケアが可能となるよう、 報酬上適正に評価されるよう見直し を進めます。
- ●誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域の中で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。特に、高齢者が一人ひとりに合った形で、地域の中で社会とつながり社会参加することへの支援を充実していきます。
- ●急増する高齢者のニーズに対応し、 生活支援サービスなどを確保するため多様な担い手による地域の支え合いの体制づくりを進めます。そのため、地域医療介護総合確保基金を活用し、各自治体の地域支援事業(介護

予防・日常生活支援総合事業)の取り 組みを支援します。

- ●介護支援にポイントを付与する「ボランティア・ポイント」の普及促進や元気な高齢者への「お元気ポイント」付与をめざします。
- ●高齢者の「通いの場」を中心とした介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する取り組みを推進します。
- ●必要な地域医療介護総合確保基金を確保の上、介護職のイメージアップや参入促進などを進めるとともに、介護人材のキャリアアップのための研修等の支援を強化します。あわせて、離職防止や生産性の向上、人材のすそ野を広げる取り組み、外国人材の活躍できる環境整備など、あらゆる施策を総動員して介護人材の確保に取り組みます。
- ●介護離職ゼロに向け、介護従事者の 処遇改善や再就職支援、介護福祉士 養成や学生等に対する支援などで必 要な人材を確保します。
- ●介護事業所等のICT化による業務の 効率化、情報の共有化を進め、介護従 事者等の負担軽減とサービスの質・ 生産性の向上を図ります。
- ●新たな機器の開発や見守りを含めた 介護ロボット等の効果的な活用によ り、高齢者や家族等の負担を軽減す るとともに、障がい者や高齢者がロ ボットを用いて生活の質を向上させ る取り組みや、ロボット介護機器の 海外展開を推進します。
- ・誰もが介護者となりうる現状において、介護する人(ケアラー)が孤立することなく、当たり前の社会生活を送れるよう、ヤングケアラーやダブルケアラーも含め介護者を支援するための施策を総合的に推進します。ヤングケアラー等の不安や悩みを傾聴する相談支援や家事支援等を行う体制整備を進めます。

●「地域包括ケアシステム」の要となる ケアマネジャーの専門性の向上と処 遇改善を図るとともに、国家資格化 を検討します。

# ③がん対策の強化、生活習慣病の合併症予防を含む重症化予防対策の強化

- ●がん対策をさらに強化するため、がん対策推進基本計画に基づいて自治体や職域での検診を後押しし、がん検診受診率50%以上の達成をめざすとともに、リスクの高い人に介入するリスク検診の導入をめざします。
- 改正健康増進法を踏まえ、飲食店等 における喫煙専用室等の整備費用に 関わる助成などの支援に取り組み、 受動喫煙防止対策を強化します。
- ●放射線療法・化学療法の普及と専門 医を育成するとともに、医学物理士 など理工系人材を含め、がん医療に 携わる専門医療人を養成する「がん プロフェッショナル養成プラン」を 後押しします。患者の痛みや辛さを 除去するため、がんを担当する全て の医師へ緩和ケア研修等を実施し、 医師等による小中高校生など学校に おけるがん教育や、がん登録の周知 等にも取り組みます。
- ●希少がん、難治性がん、小児・AYA(思春期・若年成人)世代などのがん患者に対する支援を強化するため、多様なニーズに対応できる情報提供や緩和ケア診療体制の整備、有効性の高い治療法の研究開発を推進します。
- ●膵がんや遺伝性乳がん・卵巣がん症候群などの診断が困難ながんの医療の質を高めます。
- ●「がんとの共生」をめざした療養環境の支援や、がん患者の就労支援に加え、相談体制や経済支援の強化、NPO 法人等の育成支援に取り組みます。また誰もが、がん患者の外見ケア(アピアランスケア)に関する情報を適切に得られ、必要なケアが受け

られるよう、医療者向け教育プログラムの構築と人材育成を進めます。

- がん治療における「免疫療法」を推進するため、「がん免疫治療研究センター」の創設など研究開発体制を強化します。
- ●がん治療におけるゲノム医療を推進するために、研究開発の支援とともに、研究開発の対験略を短い、研究が明的を知財戦をあるがのは、研究が関係を知りできる制度とマネジメントで理できる制度とマネジメントでできる人材を揃える体制整備を行うとをがかがいて、創薬ととともでできる環境整備を行うととも略ができる環境を開きるできる状態を対象が活躍できる環境を対し、若手が、知り人材育成を支援、推進し、若手研究者、技術者が活躍できる環境整備に取り組みます。
- ●女性のがん患者とその家族等の生活をサポートし、妊よう性(妊娠カウンの相談・対応、遺伝カウンガ、アピアランスの相談・プランスの相談・若年成人のサポートが、野事をともに、若い夫婦が、発育とともに、若い夫婦が、発情に当たり、卵子や精子、受精保存する「妊よう性温存」を表し、将来子どもを限し、将来子どもを展開を望をつなぐ取り組みの全国展開を進めます。
- ●科学的根拠に基づく最新のがん情報 提供について、国立がん研究センター のウエブサイトなど、インターネットを通じた情報発信体制の充実をめ ざします。
- がん医療の質向上に向けて、体への 負担が少ない放射線治療や早期発見 検査に用いられる医療用のラジオア イソトープについて、国内製造等に よる安定確保を推進するとともに、 ラジオアイソトープを活用したα線 治療を含む治療研究を推進します。
- ●メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善を目的にし

- た特定健診の充実や効果的な先進事例の普及拡大など、生活習慣病の重症化予防を図ります。
- ●生涯を通じた歯科健診の充実、入院 患者や要介護者に対する口腔機能管 理の推進など、歯科保健医療の充実 に取り組みます。
- ●矯正歯科治療の保険適用の拡大をめずします。
- ●糖尿病や慢性腎臓病の予防と合併症の重症化予防を強化して、健康寿命の延伸を進めます。

### ④難病・小児慢性特定疾病 その他の希少疾病対策の強化

- ・「難病医療法」及び「改正児童福祉法」 に基づき、さらなる指定難病の対象 を拡大するとともに、難病診療連携 拠点病院や移行期医療支援セン実 の難病医療提供体制を充実しる の難病医療提供体制を充定に が、診断・治療法の確立に る調査・研究を促進しつつ、AMED(国 立研究開発法人日本医療研究開発 構)による研究と連結させて治療薬・ 治療法の開発を一気通貫で進めます。 さらに、難病対策地域協議会や難ら さらに、難病対策地域協議会や難も 談支援センターを充実するとともに、 就労・生活支援や小児慢性特定疾の 自立支援事業を着実に推進します。
- ※難病関連二法の成立により、医療費の助成 対象が従来の56から333疾病(11月1日で 338疾病)、子どもの難病(小児慢性特定疾 病)は514から762疾病(11月1日で788 疾病)と、大幅に拡充されている
- ●難病関連二法施行後5年の見直しにおいては、医療費助成制度における医療費の助成開始の時期を申請時点から重症化時点に前倒しします。また、指定難病の軽症者についてきるせるデータを登録することができる仕組みを設けるとともに、地域で利用できるサービス情報を記載した「登録者証」を発行します。
- ●線維筋痛症、軽度外傷性脳損傷など、 国民から新たな疾病として確立の要 請が強い病態への対策を総合的に進 めます。

- ●脳血管疾患や脳外傷等を受傷した高 次脳機能障害の方が、発症から治療 後の生活まで、それぞれのライフス テージに合わせた支援が適切に受け ることができるよう、医療・介護・福 祉における支援体制の整備を推進し ます。
- ●小児がんや難病など生命を脅かす病気等を患う子どもとその家族を支えるため、安心・快適な環境のもと、子どもの学びや遊び、子ども同士の交流や、家族の交流の場所となる「子どもホスピス」の全国各地での設置をめざします。

### ⑤ヒトT細胞白血病ウイルス (HTLV-1)総合対策の推進

- ※HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型): 感染者は国内で約100万人といわれ、発症 するとATL(成人T細胞性白血病)やHAM (HTLV-1関連脊髄症)を引き起こす。主な 感染経路は母乳による母子感染であり、国 はこれを防ぐために、赤ちゃんへの母乳を 与えずに、粉ミルクで育てるよう推奨して いる
- HTLV-1キャリアや ATL、HAM患者の医療提供体制や相談体制を充実します。さらに、「HTLV-1関連疾患研究領域」として特化した予算(10億円)を活用し、戦略的に新規治療薬の研究開発を推進します。

### ⑥アレルギー疾患対策の推進

●「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、全国どこでも適切な医療が受けられるよう、アレルギー疾患医療中

- 心拠点病院への支援を継続するとと もに、都道府県拠点病院の指定を全 都道府県まで拡大します。
- ●医療従事者や保健師、学校教職員等に対するアレルギー研修を充実するとともに、地域の保健医療を支える専門職がアレルギー疾患対策の保健活動について学ぶ国立保健医療科学院におけるアレルギー研修を創設します。学校や保育所に続いて、児童福祉施設や障がい児施設、高齢者施設等でのアレルギー対応ガイドラインの策定を推進します。
- ●「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、免疫療法をはじめ、効果的な治療薬・治療法の研究開発を強力に推進します。
- ○「アレルギー疾患対策の基本指針」の 見直しにおいては、全国どこでも適 切な医療が受けられるアレルギー医 療の均てん化に向けて、アレルギー 専門医や看護師、保健師などの医療 従事者の育成と都道府県拠点病院を 中心とした診療連携体制の整備を急 ぐとともに、都道府県アレルギー疾 患医療連絡協議会等の地域推進体制 の強化を図ります。
- ●医療現場でのラテックスアレルギー (医療用手袋などに使われている天然 ゴムの成分によるアレルギー)など の安全対策を強化します。

### ①再生医療の安全性確保と 推進、性差医療の推進、 てんかん医療の向上

- ●「iPS細胞」等による再生医療を迅速かつ安全に受けられるよう、先進的な研究開発への助成等の支援、臨床研究や治験環境の整備、承認審査の迅速化、専門的知識を有する人材の確保と養成などを推進します。
- ●骨髄バンク、さい帯血バンクの運営 に必要な予算を十分確保するととも に、患者・ドナー情報登録支援事業を 着実に推進します。あわせてiPS細

胞ストック構想に、さい帯血を活用 するために必要な体制整備に取り組 みます。

- ●患者自身の細胞からiPS細胞を作る「マイiPS細胞プロジェクト」を推進します。
- ●iPS細胞等を用いた再生医療研究や がん研究、感染症研究を加速し、健康 長寿社会の実現に貢献します。
- ●造血幹細胞移植により免疫を失った 人に対して同じワクチンを再接種す る場合、予防接種法の定期接種の一 つと位置づけるなど、退院後の費用 負担の軽減を図ります。
- ●性差医療の研究を進める拠点の創設、 女性の健康に関する相談体制の強化 などに取り組みます。
- ●100人に1人が発症するとされる、 てんかんについて、てんかん支援拠 点病院の機能を強化して、てんかん 医療の質を高めるとともに、患者が 全国どこでも安心して相談、就労支 援が受けられる体制の整備、誤解や 差別の解消に向けた教育の充実など、 総合的なてんかん対策を推進します。 また、難治性てんかんに対して、大麻 由来薬物の治験を推進し多様な治療 法の選択と特殊ミルク(ケトン・フォー ミュラ)の安定供給を確保します。

# ⑧感染症対策、ワクチンの定期接種の拡大

- ●ワクチンや治療薬開発の研究体制整備を強化するため、エボラウイルスをはじめとする一種病原体等を取り扱うBSL-4施設の指定及び稼働について、地域住民及び関係自治体の理解を得つつ、取り組みを進めます。
- ●肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職員の健康診断における啓発の実施、初回精密検査についての助成などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進します。2018年12月に開始された重度肝硬変及び肝がん患者

を対象とした公費負担を伴う治療研究事業については、指定医療機関の確保を進め、各都道府県における事業の周知などにより事業参加の患者数を増やします。あわせて、実施状況を見ながら、事業の拡充を検討します。

●おたふくかぜワクチンについて、より高い安全性を確保し、定期接種化を進め、成人用肺炎球菌ワクチンの接種率の向上、助成の拡充等に取り組みます。

### 9高齢者の就労環境整備

・人生100年時代における高齢者の多様な就労を可能とするため、定年延長や継続雇用の延長を行う企業への支援や、高齢期の再就職・起業への支援を拡充します。さらに、シルバー人材センター事業や有償ボランティア制度を推進し、地域において高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を進めます。

### ⑩年金のセーフティネット機能 の強化

- ●低年金者への福祉的な措置として、 最大月額5,000円(年6万円)を支給 する「年金生活者支援給付金」の実施 状況等を踏まえ、さらなる拡充を検 討するとともに、障害基礎年金の加 算など所得保障の充実に向けた検討 を進めます。
- ・人生100年時代を見据え、働き方の 多様化に対応するため、本人の希望 による年金受給開始年齢の多様化や、 高齢者の就労を進めるための在職老 齢年金制度の見直し、被用者年金の さらなる適用拡大など、年金制度改 正の円滑な施行に取り組みます。
- ●厚生年金等の未加入問題に取り組む とともに、マイナンバー制度を活用 して「免除制度」の確実な適用を図る など、国民年金等の未納・未加入問題 の解消に取り組みます。
- ●障害年金専用相談窓口を設置します。

52

# 6 防災・減災・ 復興を 社会の主流に

気候変動等の影響により、台風や豪 雨災害は甚大化し各地で深刻な被害 が続いています。同時に、切迫する巨 大地震や火山災害は益々懸念されて います。

さらに、未曾有のコロナ禍は災害対 応の在り方に大きな影響を与えてい ます。

国民の生命と暮らしを守り抜くため、 公明党は、国と地方のネットワーク 力を生かし、ハード・ソフト両面にわ たる総合的な防災・減災、国土強靱化 の取り組みを加速します。

東日本大震災をはじめ、近年の災害 の被災地に寄り添い続け、発災前を 上回る発展につなげる「創造的復興」 を成し遂げ、「人間の復興」を実現し ます。

そして、「防災・減災・復興」を政治、社会の主流に押し上げ、安全・安心の「防災大国」をめざします。

### ①被災者支援の一層の充実

- ●近年の災害におけるコロナ禍での被災者支援や災害対応等の経験や教訓を踏まえ、ホテルや旅館、国や自治体の宿泊可能な施設等を含めたより多くの避難所の確保を進めるとともに、在宅避難等の分散避難者等への支援を行います。また、避難所における感染症対策や衛生対策の強化及び物資・資機材の備蓄や設備の充実等を図ります。
- ●自宅療養者等の円滑・安全な避難体制の整備、感染状況を踏まえた自治体応援の派遣職員や災害ボランティアの受け入れ体制の整備などについて、地方自治体や関係機関と連携し防災対策の改善・強化を図ります。
- ●質の高い、より効率的な被災者支援の仕組みを強化し、コロナ禍における災害対応の行政負担の軽減を図るため、地域における行政と福祉団体、自治会、消防団、民間企業、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が連携・協働する「地域連携防災協議会制度(仮称)」を創設し、平時と災害時をつなぐ地域の防災福祉の新たな仕組みづくりを推進します。
- ●災害ボランティア人材の育成・確保のための仕組みを充実させるため、ボランティアコーディネーター等の人材育成や、重機・建築・設備等の専門職ボランティアのネットワーク化等の取り組みを推進します。
- ●感染症を踏まえて、避難者の密集を 避けるなどの視点から避難所の増設 や分散避難の普及等に伴う避難所運 営に携わる人手不足を解消するため、 避難所における避難生活支援に係る ボランティア人材の育成・確保に向 けたスキルアップ認定制度など地域 における防災人材を育成する仕組み を創設します。
- ●避難所として活用される全国の公立 小中学校等の体育館へのエアコン設 置を加速します。また、避難所や防災

拠点(自治体庁舎や公民館、学校の校舎や体育館等)の適切な耐震補強や改修、老朽化対策、停電時の電源車や非常用発電設備による対応を含めた防災機能の強化を図ります。また、下水道施設の耐震化を進めるとともに、避難所におけるマンホールトイレやトイレカーの普及啓発・整備等を進めます。

- ●電動車を「移動式電源」として活用し、 災害時に避難所等における電源を確保するため、自治体と自動車メーカー 等による電動車の災害派遣協定の締結等を促進します。
- ●女性の視点を生かした防災対策を進めるため、国の中央防災会議の委員や専門委員の女性割合を大幅に増加させ、地方自治体の防災会議(地方防災会議)の委員に占める女性の割合を3割に拡大します。また、全国の男女共同参画センターの災害対応ネットワークの拡大や、地域の女性防災リーダーの育成に向けた研修や訓練の充実など、防災・復興分野における女性の参画拡大、体制強化を図ります。
- ●女性の視点を生かした避難所運営を 強化するため、避難所等に必ず女性 職員を配置し、被災した女性、特に、 妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニー ズや課題等を把握しつつ、プライバシーに配慮した避難所運営や環境整 備、衛生対策、適切な情報提供や相談 支援体制の整備、安全面・衛生面に配 慮した男女別トイレや性別にとわれない誰でもトイレの確保、性被害 や暴力、DVが起きるリスクを未然に 防ぐ取り組み等を進めます。
- ●女性の視点から、プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、乳児用液体ミルク、紙おむつ等、男女のニーズの違いや妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえて災害備蓄品の品目を選定し、必要十分な物資の確保を図ります。また、国・地方の災害備蓄品の品目を見直し、賞味期限間近や、賞味期限を過ぎても一定の検査基準をクリアした食品につ

いては、子ども食堂や子ども宅食、生活困窮者等の生活支援につなげます。

- ●高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受け入れ対象者を調整し、人的・物的体制の整備等を図ることにより災害時に直接、福祉避難所への避難等を促進するなど要配慮者の支援を強化します。また、緊急防災・減災事業債を活用した指定福祉避難所の機能強化を進めます。
- ●被災者の尊厳ある生活を守るため、 人道対応等に関する最低基準「スフィア基準」等を参考にしつつ、避難生活 のさらなる質の向上を図ります。また、要配慮者の多様なニーズに対す る福祉避難所の在り方やペット同行 避難、外国人対応、民間事業者による 避難所運営などの検討も進めます。
- ●被災者支援体制を強化するため、分散避難者(在宅避難含む)にも支援物資や情報提供、見守り・巡回支援が可能となるよう、地域の支援拠点となる避難ステーション等を設置し、自治体ごとにNPO等地域の民間団体や企業との連携体制を平時から整備します。
- ●避難生活から生活再建に至るまで、 被災者一人ひとりに応じた支援を切れ目なく実現するため、「被災者見守り・相談支援事業」の拡充・恒久化に取り組みます。また、被災者に迅速な住まいの提供を行うため、平時から空き家や民間賃貸住宅、公営住宅の空き室等を登録・確保し備えるともに、全国のムービングハウス等の移動式応急仮設住宅等の活用を推進します。
- ●自治体が被災者台帳を作成し、災害時に迅速に被災者支援に活用することが可能となるよう、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)のクラウド上に「被災者支援システム」を構築し、罹災証明書のオンライン申請による手続きの迅速化やコンビニ交付

を実現します。また、災害弱者や分散 避難者の情報把握システムを構築し、 保健所等の関係機関との情報連携・ 共有を図り、災害直後から避難所や 地域の被災状況、被災者ニーズの把 握、アウトリーチ支援物資や情報の 提供体制を構築します。

### ②防災・減災・復興に向けた 取り組みの加速化・深化、 災害対応力の強化

- ◎甚大化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、インフラ老朽化対策、防災施策のデジタル化等の各分野について、さらなる取り組みの加速化・深化を図るため、2021年度より開始した総額15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を、公明党の国と地方のネットワーク力を生かし計画的かつ効果的に実行し、わが国の防災・減災、国土強靱化を着実に進めます。
- ●近年、災害対応の現場で益々重要な役割と責任を担う地方自治体の防災対策の支援を一層拡充するため、関係府省庁が所管する防災・減災、国土強靱化に資する交付金や補助金、地方債など地方財政措置の充実・強化を図ります。また、全国の市区町村における国土強靱化地域計画の策定とともに、同計画に基づく取り組みを促進します。
- ●道路、河川、港湾、海岸、下水道、公園等の社会インフラを適切に維持管理・更新するための必要十分な財源を安定的・継続的に確保し、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を推進します。また、関連する技術開発やインフラ調査士等の人材育成・確保等を進めます。
- ●激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリア内における住宅等の新規立地・開発の抑制や住宅の円滑な防災集団移転の促進を図るとともに、居住地域内の防災対策・安全確保等を図る防災まちづくりを推進します。

- ●地域防災力を向上するため、防災士や地域防災リーダー、消防団や自主防災組織等の防災人材の育成・確保、災害対応力の向上を図るとともに、気象防災アドバイザーの拡充・活用を促進します。特に被災経験や災害対応力が不十分な自治体への幅法を講じます。また、地方自治体や関係機関の「タイムライン(防災行動計画)」の整備とともに、地方自治体における「地域防災計画」に基づいた防災・減災対策を強化します。
- ●地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画である「地区防災計画」の策定を促進するとともに、防災訓練や防災イベントを含めた地域の防災教育等、住民一人とりの災害対応力や防災の知識や技術を養う(防災リテラシーの向上)ための取り組みを加速します。また、防災に対する国民の意識・行動変革につなげ、地域防災力の向上を図るため、行政と住民・企業等との双方向でのリスクコミュニケーションを推進します。
- ●災害時の地域の消防力向上を図るため、消防・救急体制の整備・充実とと もに、市町村等の広域連携体制を強化します。
- ●災害発生時に、住民に分かりやすい 災害情報や避難情報、公共交通機関 の情報等の提供の充実を図るため、 ケーブルテレビの光化やラジオ放送 ネットワークの災害対策の推進等、 情報通信基盤の強靱化を進めると もに、緊急速報メール、テレビやラジ オ等のメディア、スマートフォン向 け情報サイトやアプリ等の連携や活 用、機能強化等の推進を図ります。
- ●災害時に、スマートフォン等で家族の安全確認や緊急連絡、災害情報等を得るための「無料公衆無線LAN」について、2021年度末までに、避難所・避難場所に指定された学校等を含む全国各地の防災拠点(約3万カ所=整備済みを含む)に整備します。

54

- ●災害の多発で復旧・復興を担う自治体の技術職員について、小規模な市町村を中心に人手不足が深刻化しているため、平時から中長期にわたって派遣可能な都道府県等の技術職員を確保・育成するとともに、大規模災害時における全国の自治体職員の応援・受援の体制強化等を図ります。
- ●災害時における政府関係府省庁の実働部隊である自衛隊、警察、消防、海上保安庁、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)、DMAT(災害派遣医療チーム)等の人的・技術的支援の体制・機能の拡充・増強とともに、大規模災害に備えた実践的な演習や教育・訓練等を通じた各実働部隊間の連携と災害対応力の強化を図ります。
- ●鉄道駅や橋梁等における耐震・豪雨対策、海上空港における護岸かさ上げ等の高潮・浸水対策や電源設備等の地上化・水密化、港湾における高潮・高波・津波対策等を推進するとともに、BCP/BCM(事業継続計画/事業継続マネジメント)を踏まえた緊急対応、避難対策、機能回復や早期復日等の取り組みを推進します。あわせて、耐震強化岸壁の整備等を含めて、港湾を活用した海上からの支援体制の強化を図ります。
- ●災害時における人流・物流等の輸送 ルート確保のための陸海空等のさま ざまな交通ネットワーク(道路、鉄道、 航空、港湾等)の強化、緊急輸送ルー トの啓開・耐震化を図るとともに、道 路等の被災状況を迅速に把握する取 り組み等を推進します。
- ●緊急輸送道路の整備や、迂回用の代替道路等の整備によるリダンダンシー(多重性)の確保等を推進します。また、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高速道路や一般国道の高規格道路のミッシングリンク(未整備区間)の解消・整備の加速や、高速道路の暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進し

ます。

- ●緊急輸送道路については、災害時に 電柱倒壊による道路閉塞のリスクを 解消するため、無電柱化を優先的に 進め、電柱の新設を禁止する措置の 全国展開を図ります。また、固定資産 税の特例措置や補助制度による重点 的な支援を実施します。
- ●感染症まん延下での災害医療現場における感染症医療を含めたさまざまな対応について、地方自治体や関係機関等における必要な対策を強化するとともに、災害医療の中枢となる医療機能の確保のため、医療施設等における耐震化、ライフライン確保、浸水対策などの耐災害性や医療体制の強化を図ります。
- ●大規模災害時における救助・救急、医療活動等の対応力の強化を図るため、全国のDMATやDPAT(災害派遣精神医療チーム)を被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や医療モジュールの活用など、国を挙げて医療救護体制の充実を図ります。
- ●被災都道府県における保健医療活動を総合調整する保健医療調整本部の設置を踏まえ、さまざまな保健医療活動チームとの連携、調整機能の強化等に努めるとともに、各地域(都道府県、市町村)に配置される「災害医療コーディネーター」の体制等を強化します。
- ●各自治体における災害拠点病院と、 地域の救急医療を担う病院との連携 を推進し、感染症対策も考慮した災 害時の医療提供体制の充実・強化を 図るとともに、医療機関、施設等にお けるBCP/BCM構築を促進します。
- ●災害拠点病院、救命救急センター、周 産期母子医療センター等の医療施設、 社会福祉施設、防災拠点等の人命に係 る重要施設の機能を維持するために 必要な水道施設における耐震化や耐 水化、浸水対策など耐災害性強化、給

水設備の強化、非常用自家発電設備の整備、危機管理対応力の強化等を図ります。また、在宅の人工呼吸器使用患者に対して貸与可能な簡易自家発電設備や、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進します。

- ●災害時に被災した医療機関の支援に 必要な情報をより迅速に収集・提供す るため、医療機関等が利用する「EMIS (広域災害・救急医療情報システム)」 のさらなる操作性向上等の機能拡充 と、ユーザーの習熟度向上、研修体制 の構築等を図ります。
- ●災害時におけるドクターへリの効果 的な活用ができる全国的なネットワー クづくりを含めた配備を進めます。 また、災害時に、重要な戦力として協 働することが求められる消防防災へ リとの連携や運用体制等を強化する とともに、操縦士や整備士の育成・確 保に取り組みます。また、災害現場等 に救命救急センターから医師や看護 師を迅速に派遣するドクターカーの 導入を促進します。
- ●大規模災害や感染症の発生時において、陸路が途絶された地域や離島における医療機関の機能を補うために、自己完結的に海上で活動できる災害時多目的船(病院船)の導入に向けた取り組みを進めます。
- ●災害時に被災した電気・ガス・水道・ 通信等のライフラインの復旧状況等 の迅速・的確な情報提供を行うとと もに、復旧の迅速化を図るため、ライ フライン業界や産業界の災害に対す る事前対策の強化、産業インフラや サプライチェーン(商品やサービス 等の供給網)等の強靱化、環境整備を 促進します。また、平時から各業界や 自治体等との連携強化、ネットワー クの深化、リスク分散等に向けたさ まざまな取り組みを進めます。
- ●災害時のエネルギー供給体制を確保するため、避難施設等に設置した太陽光発電など再生可能エネルギーにより発電し、平時には温室効果ガス

を抑制し、災害時には電力の確保を可能にする取り組みを推進します。また、災害時活動拠点施設における停電時のエネルギー供給が可能なZEB(平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物)化等を推進します。

- ●災害等の緊急時に企業等が事業継続のための体制や対策を備える計画であるBCPの策定や感染防止対策も踏まえた改定等を促進するとともに、策定・運用が中々進まない中小・小規模事業者に対する普及・啓発や支援を行います。さらに、新たな認定制度である「事業継続力強化計画」の普及・促進を図ります。また、BCPに基づいた災害対応力を強化し、従業員等の安全対策、商品やサービス等の供給力の維持を図ります。
- ●企業や経済団体等が連携した「業界 BCP/BCM」や、地域・業界等の単位 で事業継続力の強化を図る「地域連 携BCP/BCM」等の取り組みを促進 します。
- ●災害復旧事業の迅速化や改良復旧をより一層普及・展開するため、災害復旧事業の採択要件の緩和や改良復旧事業の適用範囲の拡大、災害査定に要する費用の補助制度の拡充を図ります。また、創造的復興や適応復興の概念を、わが国の復興政策に反映し一層、取り組みを深化させます。
- ●大規模災害から迅速かつ計画的な復旧・復興が可能となるよう、平常時から事前に大規模災害からの復興計画を策定し、発災後、半年、1年、3年、5年、10年と経過した時の被災者の生活再建の推移や社会の変化などを想定した「事前復興」の取り組みを推進します。
- ●大規模災害時に膨大な人数の被災者 の受け入れ、迅速な復旧・復興支援を 進めるため、公園や道の駅等の防災 拠点の整備を含めた「地域防災拠点」 や「広域防災拠点」等の整備や機能向 上とともに、給水・食料供給や排泄処

理等の体制整備を計画的・重点的に 進めます。

- ●災害により、土地の境界目印が失われた場合でも、復元力のある地図により迅速な災害復旧への対応や早期の復興事業を推進するため、平時における地籍調査の円滑化・迅速化のための効率的な調査手法の導入を図るとともに、所有者不明土地対策の強化を図ります。
- ●大規模災害時に発生する膨大な量の 災害廃棄物を円滑に処理するため、 都道府県を越えた広域処理体制の強 靱化を図るとともに、過去の災害廃 棄物処理の経験や教訓を生かした災 害廃棄物処理システムのさらなる強 靱化を推進します。
- ●災害廃棄物の仮置き場や輸送ルート等、災害時に円滑な運用を行うため、市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定や改訂を促進します。また、民有地内の堆積土砂等の撤去作業への支援を行うとともに、自衛隊や地方自治体、ボランティア、民間事業者等との災害廃棄物の撤去等に係る必要な連携に向けたさらなる取り組みを進めます。
- ③気候変動等の影響により 甚大化する台風や豪雨、 大雪等への対応
- ●気候変動等の影響により甚大化する 台風や豪雨災害に対応するため、河 川・下水道管理者等による治水に加 え、川上から川下まで河川流域のさ まざまな関係者(国・都道府県・市町 村・企業・住民等)の協力により、流域 全体でハード・ソフトにわたり水災 害を軽減させる総合的な治水対策で ある「流域治水」を強力に推進し、防 災・減災が主流となる社会を実現し ます。
- ●全国各地で策定した流域治水プロジェクトについては、地方自治体や地方整備局等の人員体制の整備を図りつつ、流域治水関連法に基づき、本

格的な取り組みを推進します。今後 策定される同プロジェクトについて も同様に取り組みを進めます。

- ●気候変動による降雨量の増加等を考慮した治水計画への見直しを進め、河川の堤防整備を推進するとともに、洪水時の水位を低下させるため、川底を掘るなど水が流れる面積を取が流れる面積を取り強く後に加速します。特に、粘り強くらに加速します。特に、ちの強いをさらに追求します。さらに、やったがよさらに追求します。さらに、やったがよさらに追求します。さらに、かったがまなど地域の実情に応じた効果的な対策を進めます。
- ●洪水の調節機能を強化するため、遊水地や調節池等を整備するとともに、治水ダムの活用だけではなく、利水者と協力・連携し利水ダム等を活用した事前放流等の洪水調節の取り組みを進めます。また、緑地や水田(田んぼダム)、ため池、森林など雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取り組みを推進します。
- ●「防災重点農業用ため池」の決壊による水害の発生を防ぐため、防災工事等の取り組みを集中的かつ計画的に推進します。また、決壊し水害の発生の恐れのある、ため池の管理・監視体制を強化するため、ドローン等のICTを含む先進技術の導入等を図ります。
- ●土石流、地滑り、がけ崩れ等の土砂災害防止対策を強力に進めるため、砂防堰堤(砂防ダム)等の施設整備を加速します。また、土砂災害警戒区域等の指定とハザードマップ作成・更新の促進を図るとともに、土砂災害警戒情報と連携した警戒避難体制の一層の強化を図ります。
- ●熱海市の土石流災害を受け、全国の 盛土の総点検を実施し、危険箇所へ の対応や盛土規制の強化など安全性 を確保するために必要な対策を加速 します。また、建設工事等から発生 する廃棄物や土砂の不適切な処理に

よって危険な盛土が形成されること のないよう、総合的かつ厳格な制度 対応を進めます。

- ●内水氾濫対策を進めるため、都市部 や市街地、本川と支川の合流点周辺 地域等における排水機場や排水施設 の増設や機能強化、排水ポンプ車の 増強を図るとともに、地方自治体雨 民間事業者等への支援を通じたの調 整池の整備を進めます。また、内水ハ ザードマップの作成・更新、地下街・ 地下鉄の浸水対策など、まちづくり と連携した水災害対策、浸水対策を 効果的に推進します。
- ●広域的な雨水排除を行う下水道による内水氾濫対策を進めるため、排水機能の強化、河川等から下水道への逆流防止のための樋門等の開閉に係る操作ルール策定や遠隔操作等の推進による開閉システムの強化等を図ります。
- ●水害や津波による浸水ハザードエリアに立地する住居や要配慮者利用施設の安全性向上を図るため、移転や改修等に対する支援の強化、開発・建築規制の導入、土地利用規制の見しなど、防災・減災のための住まい方や土地利用等の実効性のある対策を着実に進めます。また、津波・高潮、ザードマップの作成を促進するともに、浸水被害防止区域や津波災害特別警戒区域、災害危険区域等の指定を進めます。
- ●大型の台風等による高潮や高波、地震による津波に対する防災対策を強化するため、特に、三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の海抜ゼロメートル地帯における河川堤防の強化やスーパー堤防(高規格堤防)の整備を進めるとともに、堤防、護岸、離岸堤、津波防波堤、水門や陸閘(りっこう)等の海岸保全施設の新設や改良等による対策を強化します。また、排水機場等の耐水化・耐震化、排水ポンプ車の派遣体制の強化等を図ります。

- ●三大都市圏の海抜ゼロメートル地帯において、高台や垂直避難ビルの整備、学校や公共施設、民間ビル等の活用促進、救急艇やライフジャケットの導入など対象自治体と連携した水害に強いまちづくりや取り組み等を進めるとともに、改正災害対策基本法を踏まえて、大型の台風等が接近している段階で、周辺自治体への避難や垂直避難など実効性のある広域避難対策を推進します。
- ●地域防災支援の取り組みを強化するため、気象台と市町村の災害時のホットラインの対応等の連携体制の強化を図るとともに、気象庁のOB、OG等、地域の気象現象をよく知り、防災の知識も持ち、自治体の防災対応を支援できる人材である「気象防災アドバイザー」の拡充等による地域における気象防災支援の強化を図ります。
- ●実効性のある避難体制を構築するため、ハザードマップ(災害予測地図に避難経路と避難場所を示したもの)等を活用したマイ・タイムライン(住民一人ひとりの防災行動計画)の普及を促進します。また、防災行政無線の屋外スピーカーからの音声が聞き取りにくい状況等があるため、高齢者世帯等に対する戸別受信機や自動起動ラジオの配備等を促進します。
- ◎災害時に、自力での移動が難しい高 齢者や障がい者等の災害弱者の避難

- 対策を強化するため、確実に避難させるための実行計画である「個別避難計画」の策定や訓練の実施等を全国各地で着実に進めます。
- ●全国の土砂災害警戒区域や浸水想定 区域等の被災の恐れが高い区域内に 居住する地域住民に対する「避難指 示(警戒レベル4)」や、同区域内に居 住する高齢者や障がい者の方々に対 する避難情報の発令時における避難 対策を強化します。
- ●全国の土砂災害警戒区域や浸水想定 区域等の被災の恐れが高い区域内に 立地する高齢者福祉施設における避 難確保計画の策定や避難の実行性を 高める対策を着実に進めるとともに、 その他の社会福祉施設や学校施設等 についても、避難情報の発令時にお ける避難対策を強化します。
- ●ハザードマップのさらなる普及・促進、 住民への認知度や活用の向上を図る ため、居住地域をまるごとハザード マップと見立て、生活空間である"ま ちなか"に水防災に関わるさまざま な情報(洪水時の浸水の深さや避難 所の情報等)を表示する標識を電柱 等に設置する「まるごとまちごとハ ザードマップ」を全国へ普及促進す るとともに、全国で標識等の標準化、 統一化も進めます。
- ●近年の台風災害等の教訓を踏まえ、 停電時の被害情報の把握や復旧プロセス、情報提供等の対応を含めた長期停電対策、通信障害の対応力の強化等の取り組みとともに、倒木対策や無電柱化等の取り組みを加速し、大規模災害時等における社会機能の維持に必要な電力と通信の適切な確保に向けた社会インフラの強靱化を図ります。
- ●災害による停電時の医療機関をはじめ重要施設の電源確保の対策を進めます。また、平時より電源車を優先的に派遣する重要施設を決めるなど派遣体制の整備等を図ります。また、自家発電設備を備え、停電時にも地域

住民の給油拠点となる「住民拠点サービスステーション」の整備を加速します。また、災害時の電気自動車等の非常用電源としての公的活用に向けた購入助成制度等の取り組みを推進し、電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化を図ります。

- ●災害時の通信障害への対応力を強化するため、通信関連施設における非常用発電設備を増強するとともに、電源車の派遣体制の整備等を図ります。また、災害時の信号機の滅灯、交通情報の寸断を防止するため、交通インフラへの電力供給体制の強化や電力施設の強靱化、無電柱化等を促進します。
- ●2020年度の豪雪災害での幹線道路における長時間の車両の立ち往生等の教訓を踏まえて、大雪時の道路における除排雪、交通確保対策の強化を図るとともに、防雪施設や消融雪設備、除雪機械などの道路の除排雪体制の整備等を図ります。
- ●大雪時の道路交通の確保のため、準 天頂衛星や高精度3次元地図を活用 した除雪システムの導入を推進する とともに、除雪車の自動運転に向け た検討を進めます。また、道路利用者 に早い段階で注意喚起するとともに、 ライブカメラやSNS等をフル活用し、 リアルタイムで通行止め等の道路情 報を随時提供します。

### ④南海トラフ地震・首都直下 地震等の大規模地震対策、 火山対策の推進

- ●河川・海岸堤防、自治体庁舎、公共施設、上下水道施設、鉄道駅や橋梁等の重要インフラ施設の耐震化、老朽化対策を推進するとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の安全対策、空き家等の老朽建築物の除去などの取り組みを推進します。
- ●住宅や建物の耐震性の向上(天井等 非構造部材の落下防止対策、長周期 地震動対策を含む)を図るため、自治

体や企業等と連携して住宅・建築物の所有者に耐震化の重要性を啓発するとともに、耐震診断、耐震補強や改修にかかる諸費用の負担軽減の取り組みを推進します。また、地震保険等の加入を促進します。

- ●木造住宅密集地域等における地震火災や火災旋風の対策のため、自治体等と連携し、道路や公園等の公共施設整備、共同建て替えによる市街地の不燃化(燃えにくい素材の活用や火災拡散を防ぐ構造など)、住宅の防火改修、木密地域の解消に向けた移転促進、感震ブレーカーの普及・促進の通電火災対策などの取り組みを促進します。また、高層ビルやマンション等の建物における火災対策を推進します。
- ●大地震発生時において、既存の大規模盛土造成地の滑動崩落(盛土の地滑り的変動)によるがけ崩れや土砂の流出、市街地の液状化など、宅地被害に対する防災対策を強化するため、住民への周知や変動予測調査(安全性の確認)等の予防対策を加速するとともに、危険性が高い箇所における滑動崩落防止工事等の対策を進めます。
- ●大規模災害時の都市部における帰宅 困難者対策を進めるため、一斉帰宅 の抑制や群集災害、交通渋滞、通信網 の遮断などのリスク啓発や防災教育 を推進するとともに、企業等のBCP の策定に基づいた研修・訓練などの 取り組みを進めます。
- ●帰宅困難者に向けた、災害状況や公 共交通の運行状況などの情報提供体 制を強化するとともに、被災者に避 難等に必要な情報を自動で提供する 「防災チャットボット」などの AI 等 の最新技術を活用した避難対策や防 災対策等を進めます。
- ●帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保を進めるとともに、高齢者や障がい者等の災害弱者への配慮を図りつつ、一時滞在施設等における

感染拡大防止を踏まえた対策の強化 や備蓄の確保等を進めます。また、三 密対策等を踏まえて、施設等の収容 可能人数が減ることから、より多く の一時滞在施設の確保に向けて、民 間施設の協力等も含めた対策を進め ます。

- ●災害時の鉄道駅や電車内、空港、地下 鉄、地下街等における避難誘導対策 や早期救出等の対策を推進します。 また、エレベーター停止による「閉じ 込め」の対策として、揺れを感知する と最寄り階で自動停止する「地震時 管制運転装置」が導入されたエレベー ターへの改良整備の促進や早期救出・ 復旧体制の構築等の取り組みを推進 します。
- ●首都直下地震等から国民の生命と暮らしを守り、わが国の首都中枢機能を守るため、人口や都市機能などの一極集中を是正する取り組みを進のの防災都市化をめざし、国と都が東京に対ける大規模災害発生時に、近部中枢機能が維持できるよう、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制、代替機能の整備の充実・強化を図ります。
- ●南海トラフ地震の「臨時情報」に対する地域住民の事前避難などの防災対応、地域防災計画等について、沿岸部の事前避難対象地域の住民への周知・普及を図るとともに、臨時情報発表時の避難施設の確保や運営等に係る市町村への支援の仕組みを整備します。
- ●沿岸部における地域住民の避難計画とあわせて、地震による津波等の関連情報の高精度化と、的確かつ迅速な提供体制を強化します。特に、南海トラフにおける地震・津波観測監視システムの構築を進め、空白地帯の解消、高度化・広域化を図ります。
- ●津波防災地域づくりを推進するため、 最大クラスの津波防災対策に必要な 各種支援を充実するとともに、津波

避難困難地域の解消を図るため、沿岸部における津波避難路や津波避難タワー、人工高台(津波避難マウント)等の整備、津波避難ビルの指定等の津波避難施設の整備・確保、簡易トイレや防風シート等の備蓄確保が進むよう、技術的、財政的な支援を強化します。

- ●防潮堤・防波堤等の組み合わせによる多重防護も含めた海岸堤防の強化や排水機場の耐震化・耐水化を加速するとともに、沿岸地域の津波対策として有効な津波救命艇や浮揚式の津波避難シェルター、ライフジャケットなどの配備等を進めます。あわせて、津波フラッグの周知・普及を進めます。
- ●石油化学コンビナートの外周護岸の 防護機能の強化や、民有護岸等の地 震・津波対策に対する支援を充実・強 化するとともに、石油やガスの二次 基地における施設の耐災化に向けた 支援を行います。
- ●日本海溝・千島海溝沿いの地域における巨大地震・津波対策を進めるため、北海道・東北等の積雪寒冷地域の特性等を踏まえ、積雪・凍結下における避難対策、地震に加え積雪荷重による住宅被害、地震に伴う雪崩、流米等の津波漂流物、冬季の応急復旧活動の支障など、さまざまな課題を考慮し、当該地域の地震防災対策の対応力の向上を図ります。
- ●火山の監視・観測・研究体制の一層の 充実強化を図るとともに、火山噴火 時に噴石から住民や登山者等の身の 安全を確保するため、退避壕・退避舎 や避難施設としての山小屋や避難道 路等の整備、火山活動の情報提供体 制の環境整備等を推進します。また、 火山防災協議会における火山ハザー ドマップや具体的な避難計画等の作 成や改定等への支援を進めます。
- ●火山災害対策として、噴火によって 発生した火砕流や火山泥流等への対 処、降雨による土石流の発生に備え

るため、砂防設備等さまざまな火山 対策施設等の整備を加速するととも に、火山災害警戒地域が指定された 全国49火山における市町村の火山防 災対策を推進します。

●富士山などの大規模噴火時における 首都圏等を含む広域降灰による被害 の軽減や、社会的混乱の抑制のため の対策を進めます。特に、降灰による 交通機関、ライフライン施設等の都 市基盤への影響についての的確な調 査・研究の実施とともに、具体的な対 策の検討を進めます。

### ⑤防災先進国へ── さらなる防災・減災対策の推進

- ●災害時に、全国どこにいても、スマートフォンの活用により、その地点からのAIによる避難誘導、ハザード(危険性)、避難所や安全な場所等を伝える防災サービス機能「マイ・ハザードマップ」の実現をめざすとともに、開発状況を踏まえ、救助依頼の発信、帰宅困難者対策等への活用を促進します。
- ●3D都市モデルを整備する「プロジェクト・プラトー」を加速し、都市計画・まちづくり、防災、都市サービス創出などに活用することで、国民一人ひとりがリスク情報を3次元で視覚的に分かりやすく共有できる取り組みを進めます。
- SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)や総合防災情報システムの機能を含む「新たな情報集約システム」を構築し、行政による発災直後の情報収集・活用体制の強化、災害対応機関や実働部隊への情報共有・利活用等を進めるとともに、災害対応の情報システムの標準化等の検討を進め、デジタル防災技術の利活用を一層推進します。
- ●多くの災害の経験と知見を持つ防災 大国・日本が、防災における世界共通 の国際規格「防災ISO」を策定し、防 災に役立つ製品やシステム、サービ スを提供する民間企業などのさまざ

まな取り組みを促進し、わが国の新たな防災産業の育成を図ります。また、防災における国際貢献・協力の取り組みを国連等と連携し推進します。

- ●南海トラフ地震や首都直下地震など、 大規模災害時における災害対応や復 旧・復興を担う行政等の人手不足を 解消するため、災害対応の知見と経 験、専門能力を有する民間NPOや NGO等を糾合・協働を図り新たな官 民連携の体制構築をめざします。
- ●防災教育を第3次学校安全推進計画の柱に位置づけ、学校教育における現実的な防災知識や地域の災害リスクの学習、実践的・効果的な避難訓練やワークショップの実施、学校と地域防災コミュニティが連携・協働するなど、新たな防災教育の全国展開に向けた取り組みを推進します。
- ●災害多発国を、安全・安心の防災先進 国にしていくため、事前防災、事前復 興から、発災対応、応急復旧、復興ま で見据えた、政府の司令塔機能を強 化し、専門的な防災人材の確保・育成 や緊急体制を整備し、行政機能維持 に係る危機管理対応力を強化します。

### ⑥東日本大震災からの創造的 復興、近年の自然災害からの 復興の加速

- ●誰一人として置き去りにすることのない「人間の復興」を成し遂げるため、被災者一人ひとりに寄り添い続ける「心の復興」を進め、産業・生業の再生等の支援を着実に推進し、持続可能な活力ある地域社会、震災前を大きく上回る、岩手、宮城、福島の「創造的復興」を実現するとともに、震災の経験と教訓を後世へと継承し、災害に強い日本を築き上げます。
- ●避難生活の長期化や分散化、応急仮 設住宅から災害公営住宅への転居等、 被災者個々の生活状況・ニーズ・課題 に応じたきめ細やかな支援を進める ため、住宅や生活の再建に向けた相 談支援、心身のケアや生きがいづく

り、高齢者等の孤立防止のための見 守りや地域コミュニティ活性化のた めの「心の復興」の支援事業を進め、 被災者に寄り添い続ける切れ目のな い支援を実施します。

- ●被災した児童生徒に対する学習支援 等のための教職員の加配定数措置や、 就学等が困難となった児童生徒等に 対する支援を行うとともに、心のケ アや教職員・保護者等への助言・援助 等を行うためスクールカウンセラー 等を配置するなど、子どもたちに寄り 添った支援にしっかり取り組みます。
- ●災害公営住宅の入居者の家賃負担を 軽減するため、地方自治体による家 賃の低廉化に対する国の家賃低廉化 や特別家賃低減の支援を引き続き継 続します。また、海岸堤防、漁港施設 や農地・農業用施設、上下水道等のイ ンフラ整備を進めます。
- ●沿岸被災地の復興まちづくりを推進するため、造成された土地の有効活用や、津波被災を受けた低平地の管理・利活用等の取り組みについては、地域の個別課題にきめ細かく対応しつつ、土地活用のノウハウの共有等により、地方自治体や民間事業者が行う取り組みを強力に推進します。
- ●産業・生業の再生については、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援等を実施し、地域資源を活用した創造的な産業復興の加速と事業者の自立を支援します。また、商業者の再建と商業施設整備への支援等を通じて「まちのにぎわい」を創出し、地域の活性化を進めるとともに、防災集団移転元地の利活用の取り組みを促進します。
- ●東北観光については、コロナ禍の収束も見据え、新たな東北観光の振興や地域経済の活性化を図るため、長引くコロナ禍による影響で苦境に陥る観光関連事業者へのさまざまな支援策を継続するとともに、交流・関係人口の拡大に向けた観光誘客コンテンツの充実・強化、新たな特産品の開

発や地元産品等の消費喚起に向けた 取り組み、受け入れ環境整備、プロ モーションの強化等を図ります。

- ●被災地の沿岸部における海の魅力を 発信する「ブルーツーリズム」を推進 するとともに、福島の教育旅行や企 業研修等「ホープツーリズム」の誘致 にも取り組みます。
- ●震災による犠牲者への追悼・鎮魂とともに、各地の震災遺構や伝承館、祈念公園や国営追悼・祈念施設とも連携し、震災の経験と教訓を後世に継承します。また、これまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題を取りまとめ、今後の東北復興やわが国の復興政策に生かします。
- ●中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の 搬入、減容化等の適正な処理につい ては、国が前面に立って、迅速で分か りやすい進捗状況等の情報発信とと もに、安全かつ着実に取り組みを推 進します。また、除去土壌の減容・再 生利用に向けた取り組みを抜本的に 強化します。
- ●東京電力福島第一原発の廃炉・処理水対策を着実に進めます。特に、ALPS処理水の処分に伴う風評影響を最大限に抑え込むため、漁業者・国民の安心と理解を得るための安全性等の知識の普及、国内外への徹底した説明や正確な情報発信等のさまざまな風評対策を行います。
- ●福島をはじめ被災県の水産物や水産 加工品を販売促進する取り組みへの 支援や、風評に伴う万が一の需要変動 に対応した基金等による支援を行う とともに、福島の漁業の本格操業に 向けて、漁業人材の確保や就業に必 要な漁船や漁具の導入を支援します。
- ●帰還困難区域における特定復興再生拠点区域(復興拠点)については、対象の6町村が策定した同区域の復興再生計画に基づき、2022年、2023年に予定される避難指示解除とともに、その後の帰還や移住・定住の促進、

交流・関係人口の拡大など、復興拠点 のまちづくりを着実に進めます。

- ●復興拠点のまちづくりについては、 除染、家屋等の解体、インフラ整備や 生活環境の整備の実施など住民が安 心して帰還できる環境整備を進める とともに、魅力ある働く場づくり、農 用地利用集積等の促進、企業立地の 促進等、新たな活力を呼び込む大胆 な取り組みを加速します。
- ●帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外(復興拠点外)については、住民の帰還の意向を丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染するなど必要な対策を行い、2020年代の避難指示解除に向けて、希望者全員が帰還できるよう取り組みを進めます。
- ●新たな産業・雇用、活力あふれる地域 社会を創造する福島の「創造的復興」 の実現に向けて、「福島イノベーショ ン・コースト構想」を強力に推進し、 さらに発展させるため、その中核を なす司令塔として新設する「国際教 育研究拠点」の開所に向けた取り組 みや環境整備を着実に進めます。ま た、脱炭素社会の実現に向けて、福島 新エネ社会構想や福島再生・未来志 向プロジェクト等の取り組みを推進 します。
- ●近年の自然災害からの被災地の早期 復興に向けて、コロナ禍の中、生活再 建に奮闘される被災者の方々に寄り 添い続けて、生活と生業の再建支援、 心のケア、風評払拭に特段の力をした。 、感染症防止対策を徹底しながした。 被災各地の多様なニーズに即した。柔 軟かつきめ細やかな支援等の取ります。 をよびまな課題や教訓を生かした今 後の防災対策の見直し・強化等を図ります。

# 7 安定した 平和と繁栄の 対外関係

新型コロナウイルス感染症の拡大、 さまざまな地球規模課題、地政学的 な緊張や長年の紛争など、国際社会 は、これまで経験したことのない変化・ 課題に直面しています。こうしたグ ローバルな課題に立ち向かうために、 公明党は多国間主義を尊重し、平和 外交を展開します。その中で、コロナ の克服、核兵器の廃絶、人権に配慮し た国際社会の実現、経済安全保障を 含む経済外交などの取り組みを進め、 SDGsの達成にも貢献します。そし て、「平和の党」として闘い抜いてき た使命と責任を肝に銘じ、「誰一人取 り残さない」平和な世界と人類の繁 栄に貢献する国づくりを進めます。

### ① 「核兵器のない世界」へ向けて の取り組み

- ●唯一の戦争被爆国として、核兵器の 非人道性とともに、厳しい安全保障 環境に対する認識のもと、核保有国 と非核保有国の双方の協力を得なが ら、「真の橋渡し」役を担い、「核兵器 のない世界」の実現に向けて、現実的 かつ実践的な、さまざまな取り組み を積み重ねていきます。
- ●核軍縮をめぐる各国の立場に隔たりが見られる中、各国が共に取り組むことのできる共通の基盤となり得る具体的措置を見出すため、2022年1月に開催が見込まれるNPT(核兵器不拡散条約)運用検討会議に向けて機運を高め、同会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、引き続き国際的な議論に積極的に貢献していきます。
- ●日本とオーストラリアが主導して立ち上げたNPDI(軍縮・不拡散イニシアティブ)の枠組み等を通じて、核兵器のない世界の実現に向け国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献します。
- ●NPTの体制強化とともに、CTBT(包括的核実験禁止条約)の発効促進、FMCT(核兵器用核分裂性物質生産禁止条約)の交渉開始等に向けて積極的に取り組みます。
- ●核兵器禁止条約の批准への環境整備を進めていきます。まずは、2022年3月に開催が予定されている締約国会合にオブザーバー参加し、中長期的には日本が批准できるような安全保障環境を創出していきます。
- ②「人間の安全保障」、持続可能 な開発目標(SDGs)の達成に 向けた協力等
- ●新型コロナウイルス感染症対策並び にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)の達成のため、「人間の安全保 障」の基本理念のもと、COVAXファ

シリティを中心に、グローバルファンド、Gavi、CEPI などのACTアクセラレータの関係機関に貢献し、治療・ワクチン・診断を通じた危機克服や保健システムの強化に向け、従来の枠を越えた財政支援とあわせて積極的役割を果たしていきます。また、コールド・チェーン整備のための支援の継続・拡充を図ります。

- ※コールド・チェーン=生鮮食品や医薬品などを生産・輸送・消費の過程で途切れることなく低温に保つ物流方式
- ●開発途上国の医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、 技術支援、経済対策支援等の国際協力の一層の拡大を図ります。
- ●第10回太平洋・島サミット(PALM10)、第14回日・メコン首脳会議、第8回アフリカ開発会議(TICAD8)等において、ポストコロナの国際秩序づくりや保健・医療分野の国際協力を推進します。
- ●これまでの教訓を生かし、「次なる危機」に備えるべく、開発途上国の保健システム強化や保健・衛生分野での国際的な協力体制やルールづくりに貢献していきます。
- ●「新たな日常」の早期実現に不可欠であるデジタル化の推進の一環として、国際的なルールづくりを主導します。 具体的には、WTOにおける電子商取引のルール交渉をはじめとする、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)を促進するルールづくりの議論を、OECD等の国際機関や産業界等の多様なステークホルダーと共に加速させていきます。
- ●自由で公正なルールに基づく貿易を 促進し、新型コロナウイルス感染症 の拡大により世界的にさらに保護主 義的な動きが高まる中、自由貿易体 制を力強く推進させていきます。
- ●国際的な人の往来の再開に対応する 体制を強化します。わが国の安全性 や魅力の発信を強化するなど、イン バウンド再開に向けた取り組みを進

めます。

- ●人的交流は、平和外交の要であり、とりわけ青年交流は、将来にわたる友好関係を築く礎です。そのため、留学生交流の強化、オンライン上の取り組みを含めた、各国・地域との青少年交流の一層のネットワーク強化、中南米等の日系社会との連携強化及び海外における日本語教育・日本研究の強化等を推進します。
- ●人間の安全保障の理念に立脚した「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け平和構築、軍縮・不拡散、保健・感染症、女性の活躍、防災などといった日本が得意とする分野における取り組みを強化します。
- ●SDGs達成のための「行動の10年」が2020年に開始されたことを踏まえ、SDGs達成に向けた国際機関への拠出金の拡充を含め、国内外の取り組みを一層進めます。その際、政府のSDGs推進本部のもと、引き続き、国際機関、民間企業、NGOやNPOなど多様なステークホルダーを力強く支援していくとともに、積極的かつ戦略的に連携していきます。
- ●わが国のSDGs達成度合いが低いと 指摘されているジェンダー、貧困・格 差、気候変動については、分野横断的 課題として優先的に取り組みを推進 します。
- ●コロナ禍により、国際社会における SDGs 達成に向けた取り組みの遅れ が懸念されているところ、「防災の主流化」に向けた取り組み、質の高いインフラ、持続可能な開発のための教育の推進、次世代・女性のエンパワーメント、海洋プラスチックごみ対策、 DX 推進など、日本がイニシアティブを発揮できる分野で積極的に取り組みを推進します。
- ●貧困や飢餓、感染症などの危機に直面するアフリカに対する人道復興支援を継続するとともに、TICAD8の成功に向け、平和と安定のための関

与及び官民一体となった経済・社会 開発のための国際協力を主導します。

●成長戦略についても、SDGsに基づいたグリーン・ジョブの創出、社会的包摂を伴ったDX、自治体におけるSDGsの取り組みなどを進め、Society5.0、科学技術イノベーションを最大限活用し、持続可能な新しい社会・経済モデルへの移行を推進します。

### ③日米同盟の強化

- ●日米同盟は、日本外交・安全保障の基軸です。日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、日米同盟の重要性は一層高まっています。引き続き、日米防衛協力のための指針及び平和安全法制に基づく適正な運用を積み重ねながら、日米同盟の抑止力・対処力を一層向上させ、緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行います。
- ●情報収集・警戒監視、また弾道ミサイル防衛、宇宙・サイバー・電磁波、海洋安全保障など広範な分野での緊密な協力を拡大し、平時から緊急事態までの切れ目のない体制を強化するための施策を推進します。
- ●日米同盟を一層強化するとともに、 日米豪印の枠組みでの協力を推進 し、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けた取り組みを 強化します。新型コロナ対策、気候変 動問題、北朝鮮問題、「人づくり」や 質の高いインフラ整備の促進、連結 性の強化、人道支援・災害救援等につ いて、米国、オーストラリア、インド、 ASEAN、太平洋島嶼(しょ)国、欧州、 中南米、アフリカ等や地域機関と緊 密に連携・協力し、地域や世界の平和 と繁栄に積極的に貢献します。
- ●在日米軍専用施設の7割以上が集中する沖縄の基地負担軽減は喫緊の課題です。厳しさを増す安全保障環境を踏まえながら、日米同盟の抑止力を維持しつつ、日米で合意されてい

る嘉手納以南の土地返還計画の加速 化や訓練の県外分散移転の着実な実 施、在日米軍の再編等を通じて、目に 見える形での負担軽減を実現します。

●日米合同委員会合意に基づき運用されている凶悪犯に関する起訴前身柄拘束移転の日米地位協定明記の検討や、基地周辺自治体と基地司令官等の定期協議の開催、また日本側の基地への立ち入り権の確立などを推進し、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していきます。

### 4)日中関係

- ●経済や安全保障などにおいて重要な 地位を占める中国との関係は、、 重要なだけでなく重要なだけでなて重要なだけでなて重要なだけでなて重要なだけでなて重要な関係です。一衣帯水の隣国のと関係でもさまざまな意見のらいまさまが、大局的な関係の構築に努力し、といるでもない。これまでの大局的観点に多りでは、ま互いに率直に指摘できる関係を維持すべきです。
- ●現在、中国における人権や基本的自由の尊重について、国際社会から具体的な懸念が示されており、公明党としてもその懸念を共有しているところです。人権や基本的自由は、いかなる政治体制においても尊重されるべきものです。中国は透明性をもって説明し、国際社会に対する責任を果たすべきであると考えます。
- ●東シナ海における中国公船の尖閣諸島周辺領海で独自の主張をする海警船舶の活動は、国際法違反であり、また南シナ海等における中国による一方的な現状変更の試みは、断じて認められません。
- ●先般施行された中国海警法は、国際 法との整合性の観点から問題がある 規定を含むものであり、これにより わが国を含む関係国の正当な権益が

損なわれることがあってはなりません。中国側に対し、国際法に則った対応を求めていくとともに、引き続き、 冷静かつ毅然とした対応を行っていきます。

●新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、人々の直接の交流が減り、相互理解が進まないのも事実です。世界がコロナを乗り越えた後は、再び中国との間で、与党交流をはじめ政党間交流、民間交流を活発化させ、積極的な対話を推進し、相互理解を深める努力を続けていきます。

### ⑤北朝鮮問題への対応

- ●米韓及び国際社会と連携しつつ、日朝平壌宣言に基づき、核、ミサイル、 そして何よりも重要な拉致問題を解決し、不幸な過去を清算して、日朝国 交正常化の実現をめざします。
- ●拉致問題の解決に向けて、わが国自身が主体的に取り組み、あらゆるチャンスを逃すことなく、一刻も早い全ての拉致被害者の帰国をめざします。
- ●北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全で検証可能、かつ、不可逆的な方法での廃棄の実現に向け、日米、日米韓3カ国で緊密に連携し、中国、ロシアを含む国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、朝鮮半島の非核化をめざします。

### 6日韓関係

●重要な隣国である韓国とは、北朝鮮への対応をはじめ、地域の安定には日韓、日米韓の連携が不可欠です。旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により、非常に厳しい状況に直面していますが、これらの問題に関して、議会交流等での対話を維持しつつ、韓国側に適切な対応を強く求めます。

### 7日口関係

●ロシアとは、平和条約締結問題を含む政治、経済、人的交流等、幅広い分野で日露関係全体を発展させていきます。2018年のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強く交渉に取り組みます。また、北方四島における共同経済活動プロジェクトのさらなお見体化を進めるとともに、元島民の方々のための人道的措置も実施していきます。

### ⑧日·ASEAN関係

- ●インド太平洋地域は世界の成長センターの一つであり、同地域の平和と繁栄の実現は、日本外交の最重要課題の一つです。国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、日米同盟を基軸に、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州など普遍的価値を共有する国々との連携を強化するとともに、安全保障、経済、地域情勢など、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させFOIP実現のための外交を力強く進めます。
- ●その観点から、ASEAN共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、FOIPと多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現を全面的に支援していきます。
- AOIPに記載された4つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していきます。また、南西アジア地域との関係も深めます。

### ⑨ミャンマーへの対応

●経済発展への大きな潜在力及び地政 学的重要性を有するミャンマーの安 定及び発展は、地域全体の安定と繁 栄に直結します。これまで日本は伝 統的にミャンマーの民主的国づくりを官民挙げて全面的に支援してきました。現在のミャンマー国軍の状況は、断じて許されるものではなす。 民間人に対する暴力的な対応を直ちに停止するとともに、アウン・サントスー・チー国家最高顧問を含むり、民主的な政治体制を早期に回復することを強く求めます。

### ⑩アフガニスタンへの対応

### ①貿易·投資に関する協定などの 推進

● FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏) 構想の実現も視野に、TPP11及び日 EU・EPA等の着実な実施とともに、 TPP11への参加国・地域の拡大に向 けた議論を主導します。また、昨年 11月に署名されたRCEP協定の早期 発効と履行確保に向けて取り組みま す。さらに、経済連携協定及び投資協 定の交渉を促進し、日本企業の海外 進出を後押しします。加えて、アジア を中心とした産業保安体制構築支援 等を行うとともに、電子商取引のルー ルづくりや紛争解決制度改革など、 WTO改革を主導します。また、国際 経済紛争処理の体制強化にも取り組 みます。

### ②テロ対策、 サイバーセキュリティの確保

- ●「世界一安全な国、日本」をめざし、「国際テロ情報収集ユニット」の情報収集能力の強化とともに、重要施設や多くの人が集まる場所の巡回警備、テロリストの入国を未然に防ぐための水際対策などテロ対策を強化します。また、関係各国との連携、情報の収集・分析・発信などを強化し、在外邦人、企業、学校、公館等の安全を確保します。
- ●サイバーセキュリティの確保は、国 民生活の安全・安心、成長戦略を実現 するために必要不可欠な基盤です。 「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて、経済社会の活力向上のため、行 政や企業等の社会のデジタル化とで のためとせて、を同時進行でよる 多層的なサイバー防御体制を構築し、 誰も取り残さないサイバーセキュリティを進めます。あわせて、情報共存体制の構築、研究開発や人材育成・確 保、国民に対する情報発信を促進します。
- ●国際テロやサイバー攻撃を未然に防ぐため、関係省庁や外国の治安情報機関と連携し、情報収集・分析の強化に一層強力に取り組みます。また、サイバーセキュリティ対策として、重要インフラサービスの防御体制とリスクマネジメントの強化を促進します。
- ●マネー・ロンダリングに関する疑わしい取り引きの検知や制裁対象者の照合といった業務の効率化や高度化に向け、AIを活用したシステム開発の実証事業の実施、諸外国の金融当局・金融機関等におけるAML/CFT(マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止対策)対応の実態調査やマネロン・テロ資金供与対策のための体制整備を推進します。
- ●サイバー脅威動向に関する情報収集・ 分析能力を向上させ、金融業界横断 的なサイバー演習等の実施により金

融分野のサイバーセキュリティ対策 の向上に取り組みます。

### ③平和な海と国土·国民を守る 海上保安体制の強化

●平和な海と国土・国民を守る海上保安体制を強化するため、人材の確保・育成をさらに進めるとともに、十分な装備を保有した巡視船のさらなる増強、老朽代替の促進、新技術により監視能力を高めた無操縦者航空機の導入、海外の海上保安機関との二国間や多国間の協力体制の強化などにより、わが国の領土・領海の堅守を図ります。

### (4) LAWS 開発規制に関する 国際的議論への貢献

●有意な人間の関与なしにAIが自律的 に攻撃目標を捕捉・選択し、攻撃を実 行するLAWS(Lethal Autonomous Weapons Systems=自律型致死兵 器システム)の開発規制については、 これまでのCCW(特定通常兵器禁 止条約)での議論や、2019、2020、 2021年のCCW政府専門家会合で の議論を踏まえ、将来的にLAWS開 発規制に関する法的拘束力のある文 書策定を排除しない形で、政治宣言 や行為規範等の具体的な成果文書を CCWで合意することをめざします。 また、わが国の安全保障の観点も考 慮しつつ、引き続き国際的なルール づくりに積極的かつ建設的に参加し ます。

# 8

# 気候変動対策 持続可能な 地球環境

近年、世界各地で豪雨、熱波、山火事などの異常気象が多発し、わが国でも豪雨被害が頻発するなど、気候変動対策は喫緊の課題です。

公明党は、「2050年を視野に温室効果ガス排出実質ゼロ」をいち早く提案するなど、政府の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度までの温室効果ガス排出46%削減表明のリード役を果たしてきました。

2050年までの脱炭素社会実現に向けて、再エネの主力電源化や省エネの徹底、イノベーションの促進、行動変容によるライフスタイルの転換とともに、資源循環の徹底・促進、海洋プラスチックごみ対策等を強力に推進し、サーキュラーエコノミー(循環型経済)への移行を進め、持続可能な経済社会システムをめざします。

### ①気候変動対策の推進

- ●再エネ導入などに意欲的に取り組む 自治体や地域の事業者を複数年度に わたって支援するための「地域脱炭 素移行・再エネ推進交付金」を創設し、 地域の脱炭素化を強力に進めます。
- ●再エネの主力電源化に向けて、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域等における地域共生型の再エネ導入の促進、公共部門での率先実行、PPAモデル(売電事業者と需要者が、直接、電気の売買契約を結ぶこと)等を活用した自家消費型の太陽光発電の導入加速化、洋上風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化、地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及等を推進します。
- ●製品やサービスのCO₂排出量の見える化を図り、脱炭素への行動や商品の購入等にグリーンライフ・ポイントを付与する企業や地域の取り組みを推進するとともに、ナッジ(行動科学の知見から、望ましい行動を取れるよう、人を後押しするアプローチのこと)とデジタルを活用して脱炭素に向けた効果的な仕組みを構築します。
- ●ごみ焼却場や工場の廃熱など地域に存在する多様な未利用熱エネルギーを、乾燥設備や暖房・給湯など近隣で熱を必要とする設備で活用し、化石燃料消費と CO₂排出を抑制できるように、関連する技術・サービスの普及を推進します。
- ●カーボンプライシング(炭素の価格化) については、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇(ちゅうちょ)なく取り組みます。
- ●ESG投資への注目が高まる中で、「見せかけ」ESGを排し、脱炭素化に取り組む企業を支援するため、環境面で持続的な経済活動に貢献する製品等か否かを分類・定義するタクソノミーについて、日本での導入検討を進め

### ます。

- ※ESG投資= Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス=企業統治)の3つの観点から企業の将来性や持続性などに優れた企業を選別して行う投資のこと
- ●デジタル技術を通じたJクレジット制度(温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度)等の活用を推進するとともに、二国間クレジット(JCM)を利用し、わが国の削減目標達成とともに地球規模での排出削減に貢献します。
- ●オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類について、フロン排出抑制法に基づき、上流から下流までの総合的なフロン排出抑制対策を進めます。特に、低迷する業務用冷凍空調機器の冷媒フロンを接器使用時の漏えいを防ぐIoT等のデジタル技術の活用を進めるとともに、脱フロン・省エネ型自然冷媒機器の導入加速化を推進します。
- ●気候変動適応法に基づき、関係省庁 と連携しながら、農林水産業・防災・ 生態系・感染症・熱中症等の総合的な 適応策に取り組みます。
- ●高性能エアコンのサブスク(サブスクリプション=商品やサービスを定額の料金で一定期間利用する仕組み)により高齢者のエアコン購入時の負担を軽減して熱中症予防を進め、さらにEV車のシェアリング等を支援し、サーキュラーエコノミーの浸透、普及をめざします。
- ●森林の適切な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進するため、エリートツリー・早生樹の普及や高性能林業機械等の新技術を取り入れるとともに、伐採から再造林・保育までの取り組みを確実に実施します。また、再生可能エネルギーの利用促進の観点から、木質バイオマスの発電等の適正な利用を促進し、生物多様性の保全及びゼロカーボンや「カーボンマイナス」の実現に貢献する森林吸収源対策を推進します。

### ②資源循環の戦略的展開

- ●第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、3 R (リデュース、リユース、リサイクル)の推進、地域循環共生圏の形成推進による地域の活性化、物質フローのライフサイクル全体での資源効率利用の徹底、高齢社会に対応したごみ処理システムの検討等を進めます。
- ●プラスチック資源循環促進法に基づき、環境配慮設計の推進、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減や分別収集、リサイクルの徹底、事業者の自主回収、再生プラスチックの利活用を促し、包括的な資源循環体制の強化を進めます。国内におけるリサイクルの高度化・代替素材の製造に係る設備導入を支援するとともに、プラスチック資源の分別収集に取り組む自治体をモデル事業、交付金、地方財政措置等により支援します。
- ●廃棄物・資源循環分野における脱炭素技術の評価検証を進めるとともに、感染症流行下においても生活の根幹をなる社会インフラである一般廃棄物処理施設の適切な更新を確実に推進します。また、改正浄化槽法の施行を踏まえ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、公共浄化槽事業の推進、浄化槽の一層の省エネ化を促進します。
- ●感染症対策を考慮しつつ、処理に従事する人材の確保・育成・労働安全の確保や適正な分別・回収を含む廃棄物適正処理のさらなる推進を図るとともに、AI・IoT等の技術も活用して循環産業全体の振興を図ります。
- ●近年頻発する災害の経験・教訓を踏まえ、周辺自治体や民間事業者等の関係機関との連携を含む災害廃棄物処理計画の策定や改訂を支援するとともに、災害時にも対応できる廃棄物処理システムの強靱化や廃棄物の減量化の取り組みを進めます。
- ●世界の環境市場をリードするべく、 リサイクル設備、浄化槽、廃棄物発電

等のわが国企業が有する高度処理技術、システム等の海外展開を戦略的に推進し、制度・運営・技術協力をパッケージとした循環産業の国際展開を進めます。

- ●デジタル技術等を活用した革新的な 資源循環ビジネスの創生・普及や、使 用済み小型家電や小型二次電池の回 収率向上、「紙おむつリサイクル」の 普及に向けた支援を行います。
- ●大量廃棄が問題となっているファッションロス(衣服の大量廃棄)削減のために、消費者への意識啓発や情報提供により服のサブスク利用やサステナブルファッションの選択を進めます。
- ●一般家庭等からの廃食用油を回収して精製した高純度バイオディーゼル燃料(BDF)はカーボンニュートラルな再生可能エネルギーです。公明党の強い推進で、軽油に5%BDFを混合したB5燃料は軽油の代替燃料として使用されていますが、本格合比炭素化をめざして、BDF混合というできるである。さらに、路の資源でみ化への変更、生産設備の増強等への支援、軽油引取税の免税措置等も並行して進めます。

### ③海洋プラスチックごみ対策の 推進

- ●プラスチック資源循環戦略に基づき、 国内資源循環の深化及び海洋プラス チックごみ対策を推進します。その ため、ワンウェイプラスチックの排 出抑制や分別回収・リサイクルの徹 底、再生材・バイオプラスチックの利 用促進、海洋生分解性プラスチック の開発等を通じて、3R+Renewable (持続可能な資源)を推進するととも に、マイクロプラスチックの発生抑 制を進めます。
- ●地球規模での海洋プラスチックごみ 及びマイクロプラスチックの海洋へ の流出抑制のため、わが国が提唱し た「大阪ブルー・オーシャン・ビジョ ン」及びその実現に向けた「G20海洋

プラスチックごみ対策実施枠組」について、国際機関との連携を強化し、全世界の取り組みに拡大していきす。また、将来的な海洋プラスチックごみ対策に関する国際枠組の議論をして積極的に貢献して針のに日本として積極的に貢献して針のは方針の海洋ごみとともに、複数の自治体、企業、民間団体や消費をの直携による新たなビジネスモデのの構築を図ります。また、海洋ごみの回収・処理等を推進するため、必要な財政措置を行います。

### ④食品ロス削減国民運動の さらなる推進

- SDGsを踏まえた食品ロス削減目標の達成に向けて、公明党の推進で2019年に成立した「食品ロス削減推進法」に基づき、誰もが取り組める削減の国民運動を推進します。官民としての取り活用で「もったい」と「ドライブ(未利用食品の販売や、ク、下ドライブ(未利用食品のい」と「ドライブ(未利用食品のい」と「おりまり組みを一層強化します。からは、食や農山漁村等への理解をでいた。食や農山漁村等への理解を図ります。
- ●食品業界における、いわゆる 1 / 3 ルール(賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例)や欠品ペナルティ(食品メーカーが、小売店から発注された数量を納品できなくなった場合に、小売店に対して補償金を支払うこと)など食品ロスの原因となる商習慣を撤廃し、AI・ICTを活用した需要予測の高度化などによる廃棄削減の取り組みを促すとともに、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等を促進して実効性を強化します。
- ●外食の際に食べきれなかった分を持ち帰る「mottECO(モッテコ)」や、 購入後すぐに食べる食品を購入する際、消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など消費者への普及啓発と食育の推進等、国民運動としての

66

食品ロス削減の取り組みを進めます。 ※mottECO(モッテコ)=「持って行こう」 「もっとエコ」のメッセージが込められた 食べ残しを持ち帰る取り組み

●大規模イベントにおける食品ロス削減のため、ICT技術を駆使した需要予測や食品廃棄物の計測結果等の公表、及び企業やNPO等と協力し余剰食品の安全性を確保した上でのフードバンク等を通じた無償提供やフードシェアリングの取り組みを推進します。

### ⑤魅力ある自然の保全と活用、 生物多様性の確保

- ●国立公園利用者の拡大をめざす「国立公園利用者の拡大をめざす「国立公園満喫プロジェクト」を継続し、自然公園法改正を踏まえ、プロモーションの促進や体験型コンテンツの充実、廃屋撤去等の景観改善、宿泊施設の充実等を通して、自然公園の「保護と利用の好循環」を生み出し、地域活性化とともに利用者がより楽しめる環境整備に取り組みます。あわせて、ゼロカーボンパーク・ゼロカーボン温泉地の推進や、地域と共生した秩序ある地熱開発の加速化を推進します。
- G7等で合意された30by30(2030年までに陸・海域の30%を保護)の実現と、CBD-COP15(生物多様性条約第15回締約国会議)で決定される新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」の実施に貢献し、自然と共生する世界の実現をめざします。また、国際的にもこうした地域の保全と持続可能な利用を推進するため、SATOYAMAイニシアティブにより、途上国における生物多様性国家戦略の策定・実施を支援します。
- ●改正瀬戸内海環境保全特別措置法を踏まえ、瀬戸内海環境保全特別措置法を踏まえ、瀬戸内海の水環境の保全と水産資源の利用の両立によるきれいで豊かな海の実現をめざし、栄養塩類の適切な管理に係る取り組みを進めるともに、ブルーカーボンとしての役割も期待される藻場(もば)・干潟等の保全・創造、地域活性化しもつながる里海づくり活動を推進します。また、改正有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法

律の趣旨や、2021年度中に行う中間 取りまとめを踏まえ、さらなる科学 的知見の充実に努めます。

●人体や生態系などに被害を及ぼす外来種、特にヒアリ等の侵略的外来種への対策を強化します。さらに、感染症や野生動物の研究を担う国等の機関が連携・協力し、野生動物由来の人獣共通感染症対策を一体的に推進する体制の構築を進めます。

### ⑥動物愛護の推進、「愛玩動物 看護師」制度の円滑な実施

- ●2020年6月から段階的に施行されている改正動物愛護管理法に基づき、人と動物が共生する社会をめざし、動物の命と健康を守るため、動物取扱業の適正化を図るとともに、動物虐待防止の取り組みを着実に進めずしまた、犬猫の殺処分ゼロをめざます。また、犬猫の殺処分ゼロをめざます。齢者とペットの共生など社会福祉政策と連携した適正飼養の推進に取り組みます。
- ●犬猫等愛玩動物に関する獣医療の普及と向上、愛玩動物の適正な飼育に寄与するため、公的資格化された「愛玩動物看護師」制度の円滑な実施と、さらなる活躍の促進に向けた取り組みを進めます。
- ●大規模災害時のペットの対応を進めます。2022年6月のマイクロチップ装着義務化に向けた準備を着実に進めます。
- ●畜産動物管理の在り方について、快適でストレスの少ない環境で飼養する取り組みであるアニマルウェルフェアに関して、最新の科学的知見や国際的動向、国内の畜産農家等の状況も踏まえながら、その普及に努めることにより疾病等の減少や安全な畜産物の生産につなげるよう、科学的・戦略的に進めます。

### ⑦安全な環境基盤の整備

●公害の原点ともいわれる水俣病をは

じめとする公害健康被害者や石綿健 康被害者の確実な救済に全力を尽く すとともに、石綿健康被害救済制度 の運用円滑化を進めます。

- ●石綿の飛散防止対策に係る改正大気 汚染防止法の円滑な施行に向け、事 前調査等を行う資格者の育成、電子 報告システム構築等を進めるととも に、地方自治体に対し必要な支援を 行います。また、PM2.5対策につい て、共通する課題が多い光化学オキ シダント対策とあわせて、総合的な 取り組みを進めます。
- ●エコチル調査(赤ちゃんがお母さんのお腹にいる時から13歳になるまで、定期的に健康状態を確認し、環境要因が子どもたちの成長・発達に与える影響を明らかにする調査)について、小児期以降も含めた着実な実施に加え、化学物質による健康影響の因果関係を明らかにするための遺伝子解析を実施するとともに、成果の効果的な社会還元の方策や、精神神経発達、生殖機能等への影響を解明するための検討を進めます。
- ●熱中症対策行動計画の中期的な目標 達成に向けて、高齢者、災害時の避難 所や学校現場等の管理者がいる場で の熱中症対策や新型コロナウイルス 感染症対策との両立を全国で徹底す るために、地域における連携や産業 界との連携を強化します。また、熱中 症警戒アラートを活用し、国民、事業 所などにおける適切な熱中症予防行 動の定着を図ります。
- PCB 廃棄物の期限内処理を確実に 実施するため、安全を確保しながら、 PCB 廃棄物処理基本計画に基づく適 正かつ確実な処理を推進します。
- ●昨今の自然災害の発生状況に鑑み、 災害等廃棄物処理事業費補助金及び 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 金について十分な予算を確保します。

# 9

# 政治改革と 行財政改革

国民の信頼なくして政治は成り立ち ません。

特に、「政治とカネ」の問題は、国民 を裏切る行為であり断じて許されま せん。

一昨年、起きた選挙違反事件では、当 選が無効になっても、辞職するまで の期間、歳費が議員に支払い続けら れたことに批判が集まり、現行法の 課題が浮き彫りになりました。

公明党は政治家自らが襟を正し、「政治とカネ」の問題にケジメをつけるため、当選無効になった議員に対する歳費返納等を義務付ける法改正を実現します。

また、予算のムダ削減や適正な業務 改革、不正やミスを防ぐ体制の構築 など、国民に信頼される行政の実現 をめざします。

### ① 「政治とカネ」の問題に ケジメを

- ○国会議員が当選無効となった場合、それまで支払われた歳費や期末手当等を国庫へ返納させる制度を創設します。また、勾留された国会議員の歳費等の支給停止・不支給も実施します。
- ○コロナ禍で困難な状況にある国民に 寄り添うために実施している「議員 歳費の2割カット」については、コロ ナが収束するまでの間、継続して実 施します。

### ②政治資金規正法の監督責任の 強化

●政治資金規正法を改正し、秘書など 会計責任者に対する政治家の監督責 任を強化します。会計責任者が政治 資金収支報告書の虚偽記載などの違 法行為を行い、議員が相当の注意を 怠った場合、公民権を停止し失職さ せることができるようにします。

### ③国・地方における 行財政の効率化・見える化

- ●予算のムダをなくして国民の福祉 向上に振り向けていくため、国の 財政の見える化とデジタル活用に よる BPR (Business Process Reengineering:業務改革)を推進しま す。業務手続の見直しやシステム・業 務の集約化・標準化などで、行政サー ビスの質向上と業務効率化に取り組 み、経費節減と国民の利便性向上を 進めます。また、集中購買システム活 用による備品等調達費の削減や、未利 用の国有地等の有効活用を進めます。
- ●地方自治体の情報システムの標準化・システム間連携の進展に合わせ、新地方公会計制度と内部統制制度の強力な連携による自治体行政の効率化と財政の見える化を強力に進めていきます。また、その取り組みを客観的に検証できるよう、外部監査人による全体監査の導入も促進していきます。

# ④政府の業務における不正・ミスゼロ政策及びマネジメント改革、EBPMの推進

- ●国の行政機関等における公文書の適正管理とともに、国民への適切な情報公開体制の整備を図ります。また、電子的管理を基本とし、利便性・効率性の向上を図り、機密保持や改ざん防止に取り組みます。
- ●放送行政が歪められることがないよう、放送事業者の外資規制について、 外資比率を確実に把握できる制度や 審査体制に改めます。
- ●国民から信頼され続ける行政を実現するため、客観的データ等のエビデンスに基づく政策立案(EBPM)を推進します。特に、政策評価においてEBPMの思考や分析手法を積極的に活用し、政策効果の把握・分析に努め、政策立案遂行のさらなる改善につなげていきます。

### 5公務員制度改革

- ●公務員の長時間労働の是正や離職者の増加防止のため、省庁全体の関連のルールと業務の見直しを図ります。人手不足の解消、デジタルによる生産性の向上に取り組むほか、官公庁・自治体と民間企業やNPOするとの間で人材が流動的に行きる人材が流動的に行きるマネージメントシステムの導入がといるである事を断行し、公務員がある職場環境の実現をめざします。
- ●国家公務員が倫理規定を厳格に遵守できるよう、ケーススタディを中心とした定期的な倫理教育を必修化するとともに、規定に違反していないことを客観的に評価するチェックリストを策定し、定期的に(毎年1回)チェックする仕組みを整備していきます。
- ●感染症や災害等を考慮し、非常時においても社会経済基盤の一角となる行政の諸機能・サービスを円滑かつ効果的に継続できるよう、行政手続のリモート化、公務員のテレワーク可能化等を徹底するため、ネットワークをはじめとする政府のデジタル環境の整備及び法整備を早急に進めます。

# 日本国憲法について

日本国憲法は、戦後民主主義の基盤を築いた優れた憲法です。

とくに国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原理は、普遍の原理として、将来とも堅持します。 一方、憲法施行時には想定されなかった新しい理念や、憲法改正でしか解決できない課題が明らかになれば、 必要な規定を付け加えること(加憲)は検討されるべきです。

### 1. 憲法9条

憲法9条1項、2項は、今後とも堅持します。戦後、9条の下で専守防衛の理念が果たした役割はたいへんに大きいものがありました。

一方、9条1項、2項を維持したまま、別の条項で自衛隊の存在を憲法上明記すべしとの意見があります。しかしながら多くの国民は、現在の自衛隊の活動を理解し支持しており、違憲の存在とはみていません。引き続き慎重に議論してまいります。

5年前に施行された平和安全法制は、9条の下での自衛の措置の限界(新3要件)を明確にしました。この法整備により、厳しさを増す安全保障環境にあっても、わが国防衛のための日米防衛協力が大きく進展し、抑止力が強化されました。今後とも、わが国の平和と安全を確保するため、さらなる外交努力とともに、着実に防衛力の整備を進めてまいります。

### 2. 緊急事態における国会機能の維持

わが国に大災害が襲うなど国家の危機といえる事態に、国会機能を維持することは極めて重要です。緊急の立法措置や必要な予算を速やかに成立させることは、国会の責務です。

○オンラインによる国会審議、採決に参加できる制度の創設を 検討します。

一定の要件の下で、オンライン参加を認めることは、憲法56条1項(議事の定足数)、57条1項(会議の公開)の趣旨に反するとはいえず、各議院の自律権(同58条2項)の範囲内と考えられます。

○国家の危機といえる緊急事態時に、国会議員の任期の延長を 認めるべきか議論があります。

任期満了直前に大災害等が起こった場合に、憲法上、一定期間の議員の任期延長を認めようとするものですが、参議院の緊急集会(同54条2項、3項)との関係をどう整理するのか、任期延長ができる要件、手続をどう厳格かつ明確に定めるのか、議会制民主主義の根本にも関わることであり、さらに論議を積み重ねてまいります。

○また国家の緊急時に、国民の自由を制約し、また内閣に緊急政令を発出できる根拠を憲法上明記すべきとの意見があります。現行憲法にも、営業の自由や移動の自由、財産権の内容などに、公共の福祉による制約があることが規定されています。国家の緊急時といってもさまざまな事態があり、それぞれの危機管理法制の中で私権に対する一定の制約とその手続、必要な補償規定等を具体的に整備してゆくしかないと思われます。また各危機管理法制の中で、法律事項として個別に政令委任ができる範囲を規定すべきと考えます。

### 3. デジタル社会の進展と人権の保障と民主主義

デジタル技術の急速な進展は、憲法上の人権保障、民主主義 にも大きな影響を与えています。

例えば、ネット上での個人にかかる情報は、その個人の知らないところで不適切に利用される危険に晒されています。また、 選挙や国民投票において、ネット上での一方的な情報操作により、 民主主義の過程が歪められるおそれも指摘されています。

- ○デジタル社会において一人ひとりが自律的な個人として尊重 される人権保障のあり方を具体的に検討します。
- デジタル社会における個人情報の保護について、憲法上の位置づけを検討するとともに、自分の情報に関する自己決定の確保など、個人情報の取扱いについて定める基本法の制定をめざします。
- ○また、デジタルデバイド(情報格差)が大きな課題となります。 情報格差により、さまざまな利益を享受できる機会を失うこ とがあってはなりません。その解消に向けての国や事業者の 責務等が検討されるべきです。
- ○選挙や国民投票の際、国民の自由な意思形成過程が保障され、 有権者が多様な情報にアクセスできるよう、国や事業者の役割等を検討すべきと考えます。

### 4. 地球環境保全の責務

良好な地球環境を保全し、次の世代へ引き継いでゆくことは、 現世代の責務です。例えば脱炭素社会の構築は、国際社会が直 面する最大の課題です。憲法制定時には全く想定できなかった 事態で、憲法上、国及び国民の地球環境保全の責務等を規定す ることについて、議論を深めていきます。

憲法改正案は、国民投票によってその是非が決せられます。したがって、国会での憲法論議の過程から 国民の理解と関心が得られるようにしなければなりません。そのため、憲法審査会を中心に、丁寧かつ積極的な論議を積み重ね、多くの政党の合意形成が図られるよう努めてまいります。